東アジア研究

East Asian Studies

18号
2015年9月

中国にとって租税とは何か―乱収費問題を素材として― …… 高橋　孝治

教科書に見る戦後台湾の道徳教育の変遷―「孝」を中心に― …… 荒木　雪葉

東アジア地中海の時代を拓く …… 小川　雄平

中国における中小企業に関する研究について
―その発展過程、現状及び海外進出を中心に― …… 木幡　伸二

東アジア学会

東アジア研究 第18号

目　次
CONTENTS

〈学会動向〉

会長就任のご挨拶 …… 小川　雄平　1
退任のご挨拶 …… 徳島　千穎　3

〈論　文〉

中国にとって租税とは何か
―乱収費問題を素材として― …… 高橋　孝治　5
What is the tax in China whose theme is on “Luan Shou Fei” TAKAHASHI Koji

〈2014年度若手研究者研究奨励制度　成果論文〉

教科書に見る戦後台湾の道徳教育の変遷
―「孝」を中心に― …… 荒木　雪葉　21
The transition of moral education focusing on filial piety in Taiwan - an examination of standardized Post -World War II textbooks ARAKI Yukiha

〈特別掲載〉

東アジア地中海の時代を拓く …… 小川　雄平　47
The Opening of an Era of the East Asian Mediterranean OGAWA Yuhei

〈研究ノート〉

中国における中小企業に関する研究について
―その発展過程、現状及び海外進出を中心に― …… 木幡　伸二　71
A Review of Studies on Small and Medium Enterprises in China — Focusing on Development processes, current situations and foreign direct investment — KOWATA Shinji

会長就任のご挨拶

私は、去る３月14日開催の理事会でご指名を受け、会長に就任いたしました。微力ではありますが、お引き受けした以上は、全力で取り組む所存です。会員の皆様には、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

会長を退かれた徳島前会長は、理事会に推されて「名誉会長」に就任されました。2002年から実に13年間、ご多忙な本業の傍ら、対外的には学会の顔として、対内的には経済的支援に止まらず、組織運営にも細々と気配りいただく等、物心両面にわたって学会の活動を支えていただきました。これからも本学会の活動に協力を惜しまないと仰っています。心より感謝申し上げ、引き続きご支援をお願い申し上げます。

さて、本学会は、1991年の創設以来、学者・研究者のみならず、企業家、行政やマスコミの関係者等、地元各界の幅広い人材が集う、他の学会にはないユニークな特色を原動力に、弛まぬ活動を続けて参りました。今日では、会員数130人、日本学術会議の認定を受けた学術団体へと発展を遂げました。年次大会に加えて年間３～４回の定例研究会の開催、レフェリー制を採る機関誌の発行、若手研究者の研究奨励活動等、伝統ある大規模学会と比べても遜色のない活動を展開しています。そうした活動が評価されたからでしょうか、近年、若手研究者の入会が増えているのは喜ばしいことです。

こうした活動に加えて、一昨年には韓国の「東北アジア文化学会」との交流覚書の締結、本年３月には、中国の「吉林大学東北アジア研究院」を加えた三者の交流覚書の締結にも漕ぎ着けました。趣旨に賛同した中国吉林省の地場企業に、賛助会員として協力いただけることにもなりました。交流の第一弾は、徳島賞（若手研究者研究奨励賞）の募集枠を中・韓の若手研究者にも広げたことです。第二弾にと考えているのは、来年３月発刊の機関誌『東アジア研究』を戦後70周年記念の特集号とし、「東北アジア文化学会」や「東北アジア研究院」の研究者にも執筆をお願いすることです。

ご承知のように、日韓・日中の関係は未だに好転してはおりません。乏しい政府間交流を補完し、拗れた関係の改善を図ることが出来るのは、我々のような民間組織の相互交流をおいて他にないと思います。三者間の交流覚書でも謳われている通り、相互に大会や研究会に参加し合うことも含めて、会員の皆様の交流事業への積極的なご参加をお願い申し上げます。

2015年６月

小　川　雄　平

退 任 の ご 挨 拶

雨中に新緑の美しい今日この頃ですが、東アジア学会の会員の皆様には、お健やかにお過ごしの事と拝察いたします。

さて、私は去る５月９日開催されました2015年度東アジア学会総会を区切りに、会長を退任いたしました。2002年の就任以来、13年間務めさせて頂いたことになります。私は元来、実業界一筋の人間であり、教鞭を執った経験もありませんので、身の丈に合った自然体をモットーに与えられた職務に取り組んでまいりました。国際交流の深化や会員相互間の親睦に見られるように、本学会の存在感は着実に高まっています。これは偏に、現会長の小川雄平先生や企画委員長の足立義弘先生をはじめ、本学会諸先生の一方ならぬ熱意とご尽力の賜物であります。

本年３月、東アジア学会は、東北アジア文化学会、吉林大学東北アジア研究院の３者間で学術交流に関する覚書に調印致しましたが、これは本学会にとり、歴史的モニュメントと称しても過言ではありません。私は在任中、中国の長春、丹東、韓半島の開城を訪問する機会を得ました。一個人、一会社人では、生涯その機会に恵まれることはなかったと思います。この度、退任いたしましたが、皆様へのご恩返しの意味を含め、私は今後も変わりなく学会活動を続けてまいります。在任中賜りましたご支援に深謝申し上げ、ここに謹んで退任のご挨拶を申し上げます。

2015年６月10日

徳　島　千　穎

中国にとって租税とは何か

―乱収費問題を素材として―

What is the tax in China whose theme is on “Luan Shou Fei”

高　橋　孝　治
TAKAHASHI Koji

Abstract

In China people have Luan Shou Fei, which is one of the “collection” not to be based on a law. When referring to the cause of Luan Shou Fei, the precedent study in China says much collection right excluding the those of the tax exists in China. The problem is that what the difference between the collection right of tax and those of others. This report will try to definite the tax in China, paying attention to “Luan Shou Fei”. In conclusion, it will submit that the tax is one of the collection which is based on tax law.

要　　旨

中華人民共和国（中国）では「乱収費問題」という社会問題が発生している。乱収費問題とは、法律に根拠がない行政機関による徴収である。中国では乱収費問題の原因の一つとして以下のような説明がなされることがある。「行政徴収の本質は国民の財産権の侵奪であり、これは一般的に言って外国の立法では厳しく制限されている。政府による徴収権は一種類に絞られており、一般的に徴税権以外には徴収権は存在しない。これらの国と違い、中国では徴税権以外にも強大な徴収権が存在している」。ここでは、中国には徴税権以外にも行政機関による徴収権が存在しているとしている。ここから中国にとって租税とは何なのか、徴税権とそれ以外の徴収権はどう異なるのかが問題となる。

そこで本稿は、乱収費問題の原因の一つとされる「徴税権以外の徴収権」に留意しながら、中国における租税の定義を探ることを目的とする。

本稿では、中国がかつて地方財政の立て直しのために国家が地方が独自に徴収権を持つことを認めていたことが乱収費問題のはじまりであるということから、乱収費問題は腐敗によるものもあるが、中国政府により黙認されている制度であることを明らかにする。さらに、憲法上現在も私有財産の保護を直接権利として認めていない点から、憲法の枠内の現象であると位置づける。すると、「中国にとっての租税」とは、「企業所得税法、関税法など何らかの税法と名の付く法律を根拠に行われる金銭納付」と定義すべきであり、税法以外の徴収権も存在しているということであると結論づける。このような定義を採用する場合、「徴税権」と「その他の徴収権」の線引きは、何らかの税法と名の付く法律を根拠に行われているか否かとなる。

※本稿において、［ ］は直前の単語の中国語原文を示す。

はじめに

日本において租税とは以下のように定義されている。「国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭納付」[1]、「国又は地方公共団体が特別の給付に対する反対給付としてではなく、これらの団体の財政需要を満たすための収入の目的をもって強制的に私人に対し賦課する金銭給付」[2]、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付」[3]。租税法律主義（近代以後の国家において、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行わなければならないとする原則[4]）を貫徹するためには、租税とは何かといった定義も定まっていなければならないことは当然である。また、国や地方公共団体が徴収する金銭は租税だけには限られない。そのため「形式的に租税と言われなくても、国民に対して強制的に賦課される金銭、たとえば専売品の価格、営業許可に対する手数料や、各種の検定手数料、郵便・郵便貯金・郵便為替などの料金等についても、租税法律主義の原則の趣旨からして、国会の議決が必要であると一般に解されている」とも言われる[5]。つまり、「租税」という国民の義務に限らず、「手数料」など見返りを期待する納付についても、国や地方公共団体に納付する以上、法律によることが求められるのである。

ところで、中華人民共和国（以下「中国」という。特に1949年10月１日の中華人民共和国建国宣言以降を強調する場合には「新中国」という）では昨今「乱収費問題」が社会問題となっている。乱収費問題とは、法律に根拠がない行政機関による徴収である[6]。中国では乱収費問題の原因の一つとして以下のような説明がなされることがある。「行政徴収の本質は国民の財産権の侵奪であり、これは一般的に言って外国の立法では厳しく制限されている。政府による徴収権は一種類に絞られており、一般的に徴税権以外には徴収権は存在しない。これらの国と違い、中国では徴税権以外にも強大な徴収権が存在している」[7]。中国には徴税権以外にも行政機関による徴収権が存在しているとしている[8]。ここから中国にとって租税とは何なのか、徴税権とそれ以外の徴収権はどう異なるのかが問題となる。本稿は、乱収費問題の原因の一つとされている「徴税権以外の徴収権」に留意しながら、中

---

1 芦部信喜、高橋和之（補訂）（2012）、『憲法』（第５版）岩波書店、350頁。

2 法令用語研究会（編）（2006）、『有斐閣 法律用語辞典』（第３版）有斐閣、885頁。

3 金子宏（1992）、『租税法』（第４版）弘文堂、８頁。

4 金子宏（1992）、前掲註（3）９頁。

5 芦部信喜（2012）、前掲註（1）350頁。

6 乱収費の日本語での事例紹介は、「北京事務所だより」（2005）、（日本国自治体国際化協会北京事務所ホームページ）〈http://www.clair.org.cn/act_cont_3_3_2005.htm〉（筆者は2015年６月20日最終閲覧）などを参照。「乱収費」とは、中国で一般に使われている用語であり、法律上の用語では「違法収費」という（王克穏（2004）、「関于乱収費的法律思考」『行政法学研究』（2004年１期）、91頁）。しかし、日本では一般に「乱収費」という言葉で紹介されている問題であるため、本稿では「乱収費」という言葉で統一する。

7 武春玲（2005）、「乱収費現象及其治理対策」『山西省政法管理幹部学院学報』（18巻２期）、63頁。

国における租税の定義を探ることを目的とする。

Ⅰ　中国における「租税」

中国における租税の定義を探るという目的を考えると、まず現在中国において租税がどのように定義されているのかを明らかにしなければならない。日中辞典によれば、日本語の「租税」は中国語でも「租税」もしくは「税款」と訳される[9]。しかし、専門用語としては一般的に「租税」という言葉に代わり「税収」という言葉が使われている[10]。本章では税法書や憲法書の立場から、現在の中国における「税収」という用語の定義を見ていき、さらに中国における租税法律主義についても見る。

1．中国の税法書における「税収」

各税法書における定義は以下の通りである。

①張守文（2009)、『税法原理』（第５版）北京：北京大学出版社、５頁。

ここでは「税収」の定義を定まった定義はないとしつつも、その代表的な定義として各国の定義を挙げている。ここでは日本の学者の定義をも紹介し「日本の学者金子宏は、税収とは国家が公共需要の資金を満足させるために法律の規定をもって無償で私人に対して課する金銭給付と述べている」とする。また「日本の学者汐見三郎は、税収とは国家および地方公共団体がその一般経費を支払うために、財政権に基づき納税者に対して強制徴収する資財であると述べている」とする。

②王紅雲（主編）(2011)、『税法』北京：人民大学出版社、１～２頁。

税収とは、「政府が社会の公共需要を満足させるために、政治権力を用い、強制、無償で財政収入を取得する行為」であるとしている。

③徐孟洲（主編）(2008)、『税法原理』北京：中国人民大学出版社、３頁。

税収とは、「税法の生成、存在および発展の基礎であり、税法の性質および内容を決定する主たる要因である。税収は経済を内容とし、さらに税法に則った法律の形式によるもの

---

[8] 「我が国の法定の正式な税の負担は重くはない。しかし、徴税権と徴費権は分けられており、事実上の税負担は相当に重い」とも言われ、ここでも徴税権とその他の徴収権が別に存在していることが示されている。楊斌(2005)、「関于中国税制設計和税制改革理論基礎及現実依拠的論弁」(香港中文大学 中国研究服務中心ホームページ)〈http://www.usc.cuhk.edu.hk/PaperCollection/Details.aspx?id=5017〉筆者は2015年６月20日最終閲覧。

[9] 北京・対外経済貿易大学＝北京・商務印書館＝小学館（共同編集）(1987)、『日中辞典』小学館、1083頁など。

[10] 「税収という言葉は賦税、税捐、租税などとも呼ばれる」と、「税収」と「租税」は同義であるとする説明もある。徐孟洲（主編）(2008)、『税法原理』北京：中国人民大学出版社、３頁。陳少英（編著）(2011)、『税法学教程』（第２版）北京：北京大学出版社、３頁。張守文（2011)、『税法学』北京：法律出版社、３頁など。

もある」と定義している。

④楊萍＝魏敬淼（編著）（2012）、『税法学原理』（第２版）北京：中国政法大学出版社、３～４頁。

「税収」の概念は「学者らがいまだ検討している事項である。しかし、主には『国家分配説』、『価格説』、『交換説』などの観点がある」としている。そして「国家分配説によれば、税収とは国家がその職能を実現するために政治権力を用い、強制、無償で取得する財政収入の一形式であり、国家主体の分配関係を表している」としている。「価格説によれば税収とは、人々が国家（政府）の提供する公共物もしくは公共サービスを受け取った対価であり」、「交換説によれば国家と個人は各自独立した平等の実態であり、国家の活動により人民は利益を享受しているので、人民は国家に対し金銭を支払わなければならない。税収とはこの両者の交換である」と説明している。

ここに挙げた中国における「税収」を見る限り、日本の「租税」に相当する言葉のようにも見える。特に金子宏や汐見三郎の「租税」の定義を「税収」の定義として紹介しているものもある[11]。しかし、日本の「租税」が中国の「税収」であるとすることはできない。「はじめに」で日本の「租税」の定義を挙げた。そこでは論者によって若干の違いが見られるものの、一貫して租税は何らかの「金銭納付」または「金銭給付」であるとしている。これに対し、中国の税法書上の「税収」は「財政収入を取得する行為」という行為であったり、「決定する主たる要因」という要因であったりと様々な定義がなされている。さらに、本章２.で述べるが、中国憲法の立場からは経済作用としている。すなわち、「税収」には確固たる定義が存在しないと言える。

２．中国の憲法書における「税収」

ここでは中国の憲法書における「税収」を見る。憲法書においては中国憲法（1982年12月４日公布・施行。2004年３月14日最終改正）第56条における納税の義務の項目に「税収」という言葉の定義が置かれている。以下に各憲法書の定義を紹介する。しかし、中国においては憲法に納税の義務の記載があるにも関わらず、いくつかの憲法書にはこれに関する記述が一切ないものもある[12]。

①焦洪昌（主編）（2009）、『憲法学』（第３版）北京：北京大学出版社、408頁。

税収とは、「国家が法律の規定によって、納税単位あるいは個人から無償で徴収する実物

[11] 厳密に言えば、金子宏や汐見三郎の定義とは若干異なるが、単なる訳し方の問題であると考える。

[12] 例えば董和平（2004）、『憲法学』（北京：法律出版社）287～288頁は中国公民の義務規定の総論的内容には言及するものの、納税の義務を含めた義務の具体的内容には言及していない。さらに、韓大元（2008）、『憲法学基礎機論』（北京：中国政法大学出版社）は義務規定について一切言及していない。

あるいは貨幣」であるとし、さらに「税収とは、我が国の国家予算の重要な構成部分であり、生産、流通、分配および消費を調節する重要な経済作用である」とも述べる。

②楊向東（主編）（2010）、『憲法学―理論・実務・案例』北京：中国政法大学出版社、119～120頁。

税収とは、「国家が経済のマクロ調節を行うための重要な経済作用であり、国家は異なる税種や税率を定め、国民経済の発展を促進するものである。また個人収入の格差を調節する合理的手段でもあり、収入分配の不公平という矛盾を減少させる手段をもって社会の安定を保護するものである」と述べる。

③候西勛（主編）（2011）、『憲法学概論』（第２版）北京：中国政法大学出版社、133頁。

税収とは、「国家が経済のマクロ調節を行うための経済作用であり、経済調整を実行することを有利にするものであり、政府は税収を通じて納税者に公共施設および公共サービスを提供するもの」であると述べる。

憲法上の「税収」という言葉は税法上のそれと比べれば、ある程度統一されている。すなわちその多くは「経済作用」と捉えている。しかし、これらの定義は一貫して「税収とは経済作用であり、公共サービスを提供するものや格差是正の手段」であるとしか述べていない。すなわち、日本でいう「租税」以外の経済政策などにも該当してしまう。

さらに焦洪昌（主編）（2009）のように「国家が法律の規定によって、納税単位あるいは個人から無償で徴収する実物あるいは貨幣」との定義もあり、必ずしも「経済作用」を指すわけではなく、憲法上も定まった定義が存在しないことが示されている。

３．中国の法律用語辞典における「租税」

ここでは法律用語辞典から「税収」の定義を見る。税法書や憲法書における定義は見てきたが、法律用語辞典ならば税法や憲法などどの分野からもある程度支持される定義が説明されるはずだからである。

①王啓富＝陶髦（主編）（1998）、『法律辞海』吉林：吉林人民出版社、1655頁。

税収とは、「国家がその職能による需要を実現するために政治権力を用い、国家の法律にあらかじめ規定された標準に基づき、強制、無償で取得する財政収入の分配関係である」としている。

②信春鷹（主編）（2003）、『法律辞典』北京：法律出版社、1328～1329頁。

税収とは、「国家が国家の職能を実現するために、政治権力を用い、法律に定められた条件および手続によって、納税義務を負っている者から無償に貨幣や実物を徴収する形式の

特殊な分配関係」であるされている。また、この税収の定義は劉輝（責任編集）（2004）、『法律辞典：簡明本』（北京：法律出版社）611頁でも同じである。

法律用語辞典によると中国における「税収」という言葉は「分配関係」という納税義務者と徴収者との関係を表す言葉になっている。これは本章１．２．で見た税法書、憲法書のどれにもなかった説明である。

ここで本章１．２．３．の内容を踏まえて総括すると以下のように言える。日本でも「租税」の定義については論者によって違いが見られるものの、中国における「税収」の定義は日本のそれより遥かに大きな違いが見られる。しかも、日本語の「租税」にあたる的確な定義はなされていないと評価せざるを得ない。

４．中国における租税法律主義

「租税［税収］」が定義されていないということは、租税法律主義の原則も揺らぐ。日本では憲法（1946年（昭和21年）11月３日公布、翌年５月３日施行）第84条が租税法律主義を規定し、「租税は国民に対して、直接負担を求めるものであるから、必ず国民の同意を得なければならないという原則」と説明される[13]。しかし、租税が定義されていなければ租税法律主義を実行することはできない。「租税［税収］」が定義されていない中で、中国は租税法律主義をどのように取り扱っているのだろうか。

残念ながら中国憲法には租税法律主義を直接謳った条文は存在しない。中国憲法上租税に関する条文は第56条の「中華人民共和国公民は法に従い納税の義務を有する」との規定のみである。なお、憲法第56条を反対解釈し、「法に依らなければ納税の義務は発生しない」として「中国憲法に租税法律主義が規定されている」と解する説もわずかながら存在する[14]。

各税法書には租税法律主義（中国においては、税収法定主義とか税収法定原則と呼ぶこともある）については記載されている。しかし、ほとんどの憲法書には記載がない。また、中国における租税法律主義は日本のそれとは趣旨が異なる。日本の租税法律主義は「国民の同意」を得なければならないとの趣旨を持つ。しかし、法律を根拠とすることが「国民の同意」を得ているとするには民主化していることが前提となる。一党独裁体制であり、民主主義国家ではない中国では、租税法律主義の趣旨は日本のそれと同じにはならない。中国における租税法律主義は「税法の最高原則であり、その実質は国家権力を制限するものである。すなわち、国家が徴税権を行使するためには全国の人民によって選ばれたその代表機関で制定された法律によらなければならず、それにより私人の財産権および社会、経済活動の秩序発展を保障するものである」と説明される[15]。ここで注意しなければなら

[13] 芦部信喜（2012）、前掲註（1）349～350頁。
[14] 徐孟洲（主編）（2008）、前掲註（10）73頁。

ないのは、「公民」が選んだわけではなく、「人民」によって選ばれた代表が制定する法律という点である。中国において「公民」とは、中国国籍保有者のことと一般的には考えられており（中国憲法第23条）、日本における「国民」を意味する。これに対し「人民」は簡単に言えば公民のうち社会主義思想を堅持する者である[16]。中国においては主権者は「人民」であると定められている（中国憲法第２条）。その意味で主権者の代表が定める法律ではあるが、日本の「国民の総意」とは異なる。

なお、中国にも租税法律主義に「類似する」規定は存在する。日本の国税徴収法に相当する税収征収管理法（1992年９月24日公布、翌年１月１日施行）第３条である。税収征収管理法第３条は「税収の徴収開始、徴収停止および減税、免税、払い戻し、追納は法律の規定に依らばければならず、法律の授権により国務院が規定することとされたものは、国務院の制定する行政法規に依らなければならない」と規定している。しかし、中国における税法書、憲法書などで租税法律主義の根拠としてこの条文は挙げられていない。当該条文は法律の授権の範囲内という留保はあるものの、法律ではない国務院（日本の内閣に相当）の制定する行政法規（日本の政令に相当）により課税ができることを明言している。この意味で税法の学説上の「国家が徴税権を行使するためには全国の人民によって選ばれたその代表機関で制定された法律によらなければなら」ないとする租税法律主義の定義から外れるものである[17]。そのため、中国における税法学者は税収征収管理法第３条を租税法律主義の根拠とすることに躊躇しているものと思われる。このように民主主義国ではない中国では日本と同等の租税法律主義はあり得ないが、条文上および学説上も完備されているとは言い難い状態にある。

Ⅱ　乱収費問題について

１．乱収費問題の概要

「はじめに」でも述べたように「乱収費問題」とは、法律に根拠のない行政機関による徴収である。乱収費自体は四形態に分類される。①法律の根拠なき徴収、②徴収官が自ら作り出した根拠による徴収、③法律や規定に違反した徴収、④法律を都合よく解釈した徴収の四つである[18]。乱収費問題の具体例としては以下のような例がある。湖北省のある県の小中学校で補習クラス、実験クラスなどのクラスを開きその学費の名目で学生およびその

---

[15] 劉少軍＝翟継光（2008）、『税法学』北京：中国政法大学出版社、57頁。楊萍＝魏敬淼（編著）（2012）、『税法学原理』（第２版）北京：中国政法大学出版社、30頁など。

[16] 石塚迅（2004）、『中国における言論の自由―その法思想、法理論および法制度』明石書店、26頁および30頁。毛沢東（1999）、「関于正確処理人民内部矛盾的問題」（中共中央文献研究室（編）『毛沢東文集（第七巻）』北京：人民出版社）、205頁（初出は『人民日報』1957年６月19日付）など。なお、私見では「人民」は「共産党の指導に従う者」と定義してもかまわないようにも思われる。

[17] 日本でも白紙委任でない限り、政令による課税も可能と考えられている。しかし、税収征収管理法第３条のように条文上「法律以外の規定」により課税できることは明言していない。

[18] 王克穏（2004）、前掲註（6）91～92頁。武春玲（2005）、前掲註（7）62頁など。

保護者から1998年から2001年の期間で350万元の徴収が行われていた[19]。他には装飾補修に関して、従業員出入証作成費、廊下修復費、エレベーター使用料などの名目で費用請求する例[20]、今まで無料で通行できた高速道路や改良の予定もなく補修もされていない山道の通行で突然通行料を徴収するようになる例[21]などが報告されている。

このような乱収費問題は教育、医療、電力などの分野で頻繁に見られ、2005年には湖北省だけで１万３千件確認され、乱収費によって徴収された額は１億９千万元にのぼる[22]。このような額が乱収費として徴収されており、現在の中国では一つの大きな社会問題として認識されている。

２．乱収費問題の原因

乱収費問題の原因については様々な説明がなされている。中国の先行研究によれば、「はじめに」で述べた「税収以外にも強大な徴収権限が存在している」以外には以下の二つの原因があるとされている。

原因の一つとして、乱収費問題は国家の公民の財産権保護制度の脆弱さの表れであるとの説明がされる[23]。つまり、中国では2004年の憲法改正まで憲法上に公民の私有財産に関する規定が一切なかったため、公民の財産権は長期に亘り法律上の保護を受けることができず、任意に公民の財産権が侵されることが頻繁に発生していたとする説明である。この具体例が乱収費問題であり、私有財産の最大の侵略者は政府であるとしている。ところで、中国では2004年の憲法改正で、私有財産の保護に関する規定が設けられたが、この規定は国家の政策目標で具体的な権利を付与したものではない（プログラム規定）と解す者もいた[24]。そして、この私有財産権の保護規定は廃止されていないにも関わらず、2011年１月24日に中国の全国人民代表大会（日本の国会に相当）で「私有化を認めない」旨の講話が出された[25]。つまり、私有財産の保護規定は、プログラム規定であり、さらにはやはり具体的には認められないという立場を中国政府は明らかにしたと言える[26]。すなわち、「国家の公民の財産権保護制度の脆弱さ」は2004年の憲法改正後も続いていると言える。

---

[19] 瀋先佐（2007）、「教育乱収費的類型及其治理」『華中師範大学学報（人文社会科学版）』（46巻２期）、116頁。

[20] 楊宏（2011）、「物業服務乱収費問題的法律思考」『四川文理学院学報』（21巻１期）、51頁。

[21] 王克穏（2004）、前掲註（6）91～92頁。

[22] 瀋先佐（2007）、前掲註（19）115頁。

[23] 王克穏（2004）、前掲註（6）92～93頁。武春玲（2005）、前掲註（7）63頁。以下、乱収費問題のうち、「国家の公民の財産権保護制度の脆弱さの表れ」を原因とする説明は同頁の説明による。

[24] 石塚迅（2006）、「『人権』条項新設をめぐる『同床異夢』―中国政府・共産党の政策意図、法学者の理論的試み」（アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『アジア法研究の新たな地平』成文堂）、339頁。

[25] 呉邦国（2011）、「呉邦国委員長在形成中国特色社会主義法律体系座談会上的講話」（全国人大常委会法制工作委員会研究室（編著）『中国特色社会主義法律体系読本』北京：中国法制出版社）、３頁。同様の報告は2011年３月10日にもなされた。「中国特色社会主義法律体系的形成具有重大的現実意義和深遠歴史意義」『人民日報』2011年３月11日付２面。

[26] 「講話」は「憲法」や「法律」ではないが、中国ではこのような「講話」も「政策」として法的拘束力を持つ。髙見澤磨＝西英昭（2004）、「中国法」（北村一郎（編）『アクセスガイド外国法』東京大学出版会）、296～297頁。

二つ目の原因としては1980年代に中国政府は各政府機関の財政問題の解決のために、いくつかの行政機関に自ら費用を徴収する権限を与えたことが原因であるとする[27]。これが乱収費問題の始まりであり、現在までこれは収拾できていないとする。そして、乱収費は現在も中国が公共事業などを行う際に資力不足を補う主要な手段となっているとも指摘される。中国語としての「乱」には「違法」という意味がある。しかし、このように中国政府は各政府機関に徴収権限を認めることにより、財政問題解決を乱収費によって解決してきた。そのため、乱収費問題は、中国政府に半ば黙認されている制度とも評価しうるのである。

もちろん徴収を行う行政官の私欲による乱収費もある。そのため財政問題解決のための乱収費は生存型乱収費とも呼ばれている（これに対して、行政官の私利私欲のための乱収費は腐敗型乱収費と呼ばれている）。生存型乱収費は、農村部の学校に多いと言われている。例えば本章１. で挙げた湖北省のある小学校では学校の債務が308.7億元にも達し、債権者が学校に来ては取り立てを行ったり、校門を勝手に閉鎖したり、電気や水道を停めたり、校長を殴打するなどした。このため生徒の安全のために休校せざるを得ず、学校としての機能が正常に働かなくなっていた[28]。このため、債務の早期返済のために乱収費を行ったという経緯がある。

Ⅲ　乱収費問題の背景

前章では乱収費問題の説明と、先行研究による原因の説明をした。本章では、それを踏まえて、乱収費問題のさらなる背景を見ていく。

１．乱収費問題の根源

前章２. で見たように、乱収費問題は国家が黙認しているものもある。これは、もちろん租税［税収］という言葉が明確に定義されていないことや租税法律主義の未完備といった状況が乱収費問題に都合がよかったという面がある。では、なぜ租税［税収］が明確に定義されていないのか、租税法律主義が未完備なのかと言えば、中国が社会主義国家であり、租税理論の確立が不完全であったからと考えられる。

本来、社会主義国家には租税は存在しないはずである。全ての事業体が国営であり、当該国営企業の利益がそのまま国家に還元されるはずだからである。しかし、他の社会主義国家のモデルとなったソビエト社会主義共和国連邦（以下「ソビエト連邦」という）でさえ、租税を完全になくすことはできなかった。しかも、ソビエト連邦の初期には革命の混乱によって税収はほとんどあがっていなかった。そこでこの解決策として、ソビエト連邦

[27] 武春玲（2005）、前掲註（7）62頁。以下、乱収費問題のうち、「行政機関に自ら費用を徴収する権限を与えたこと」を原因とする説明は同頁の説明による。

[28] 藩先佐（2007）、前掲註（19）116頁。

政府は各地方に独自の徴税権を認めるという方法を採り、これにより「強制献金」とか「非常時革命税」と呼ばれる租税が裕福な階級に課せられた[29]。ソビエト連邦では財政危機の解決のための非常手段とも言える「非常時革命税」も、社会主義国家の理念である「貨幣の死滅」を達成するために肯定した[30]。新中国も国営企業の利益がそのまま国家に還元されるというシステムと並行して、租税［税収］も肯定した。新中国でもソビエト連邦と同様に税収を階級闘争の一つの手段として積極的に認めるべきものと位置付けており、その視点から租税［税収］が肯定されていたのである[31]。

具体的には、新中国で初めて憲法的機能を担った「中国人民政治協商会議共同綱領（1949年９月29日採択）」第40条には「国家の税収政策」に関する規定があり[32]、さらに中央人民政府政務院が1950年１月に「全国税政実施要則」を発布した[33]。しかし、中国の租税［税収］は改革開放政策の始まりと同時に大きく変化することになる。すなわち、国営企業の利益がそのまま国家に還元されるという手法ではなく、企業の利潤や各企業の差異を考慮して徴税を行う必要が生じたのである[34]。このため1980年９月２日に出された「企業自主権の拡大に関する試験区域の工作状況および今後の工作意見の報告［関于拡大企業自主権試点工作状況和今後工作意見的報告］」、および同年11月５日に出された「1980年少数の工業企業の利改税の試験区域に関する意見［関于1980年在少数工業企業進行利改税試点的意見］」により、企業の独立採算と国家の徴税について決定がなされた[35]。そしてこの税制改革により、徴税権限が中央から地方へと委譲されていった[36]。つまり、現場での徴税力の強化である。そして、これは前章２. で述べた乱収費問題の原因の一つである「中国政府は各政府機関の財政問題の解決のために、いくつかの行政機関に自ら費用を徴収する権限を与えた」時期とも重なる。つまり、改革開放政策により、国営企業の利益をそのまま受けることができなくなった行政機関のいくつかがこの時期に財政難になり、その財政難を解決するために、現場による徴税権限が強化されたことを利用し、乱収費問題が始まったと考えられる。もちろん、現場での徴収権限が強化されたことと共に、収入や利益の隠蔽、

[29] 林亨一（1996）、「ソビエトにおける税制の変遷」『中京大学大学院生法学研究論集』（16号）、114頁。さらに同頁によれば、非常時革命税の導入背景は以下の通りである。ソビエト連邦の初期には革命の混乱によって税収はほとんどあがっていなかった。さらに1918年から1922年の内戦や外国干渉により軍費は増大し、インフレーションは進行するなどによりソビエト連邦の経済は大打撃を受けた。ソビエト連邦政府は既に徴税体制を確立していたがそれでは国家財政を賄うことはできなかった。そこでこの解決策として、ソビエト連邦政府は各地方に独自の徴税権を認めるという方法を採った。これにより「強制献金」とか「非常時革命税」と呼ばれる租税が裕福な階級に課せられた。

[30] 林亨一（1996）、前掲註（29）120～121頁。

[31] 李建昌（1979）、「社会主義国家の税収が存在する必然性とその役割の問題」『アジア経済旬報』（1111号）、23～24頁。

[32] 日本語では、福島正夫＝宮坂宏（1974）、『中華ソビエト共和国 中国解放区 憲法・施政綱領資料』社会主義法研究会・中国農村慣行研究会、141頁を参照。

[33] 陳少英（編著）（2011）、前掲註（10）、40頁。

[34] 劉隆亨（1985）、「利改税的意義和法律作用」『中国法学』（1985年１期）31頁。

[35] 劉佐（2004）、「国営企業“利改税”及其歴史意義」『税務研究』（2004年10期）27頁。

[36] 劉隆亨（1985）、前掲註（34）37頁。

意図的な未徴税、徴税漏れなどが生じたとの報告もなされている[37]。しかし、その解決は当時なされなかった[38]。

新中国の建国初期も租税［税収］制度は存在していた。しかし、社会主義理論やプロレタリア文化大革命の時期の法律虚無主義などにより租税理論が確立することはなかった[39]。このような租税理論の未確立により、1980年代は乱収費問題を黙認して財政問題を解決するには都合のいい社会状況だったのである。

2．現在の中国の「租税法律主義」

税収征収管理法第３条に租税法律主義に「類似する」条文があることはⅠ４.で述べた。しかし、日本のような「形式的に租税と言われなくても、国民に対して強制的に賦課される金銭、たとえば専売品の価格、営業許可に対する手数料や、各種の検定手数料、郵便・郵便貯金・郵便為替などの料金等についても、租税法律主義の原則の趣旨からして」適用されるというような学説が中国では全く見受けられない。逆に、「はじめに」でも述べたように「中国では徴税権以外にも強大な徴収権が存在している」との指摘がある。

税収征収管理法が制定された1992年の２月に鄧小平の南巡講話が発せられており、市場経済制度導入の準備が始まっていた時期である[40]。外国企業を中国に呼んだり、WTO に加盟する意味でも形式的なものとはいえ租税法律主義の条文を用意しないわけにはいかなかった時代である。そんな状況下でこのような条文は作られたが、結局「租税」や「税収」（税収征収管理法第３条の主語は「税収」となっている）の定義を明確にすることはなかった[41]。

つまり、前節で指摘したような租税［税収］という言葉が明確に定義されていないことや租税法律主義の未完備は改革開放政策が出される前に限らず、現在も同じなのである。その意味では、中国は「市場経済制度」を打ち出してはいるものの、現在もその根本は租税［税収］に関する理論の確立が不完全な社会主義国家であると評価できる[42]。

---

[37] 劉隆亨（1985）、前掲註（34）38頁。

[38] 劉隆亨（1985）、前掲註（34）38頁。

[39] 陳少英（1999）、「試論税収法律主義在我国憲法中的缺失及完善」『西南政法大学学報』（１巻１期）40頁。

[40] 髙見澤磨＝鈴木賢（2010）、『中国にとって法とは何か―統治の道具から市民の権利へ』（叢書中国的問題群３）岩波書店、105頁。

[41] このような手法は新中国ではよく見られる。例えば1956年から1958年頃に起こった百花斉放、百家争鳴政策および反右派闘争期などには「言う者に罪なし」と言論の自由化がなされたが、「『（右派分子には）“言う者に罪なし”は適用されない』とまるでペテン師のような言い訳をして」中国共産党の批判をしたものは弾圧されたとの指摘がある（矢吹晋（1989）、『文化大革命』（講談社現代新書）講談社、54～55頁）。この「ペテン師のような言い訳」は中国の租税にも当てはまる。租税［税収］は法律および行政法規の規定に依らなければならないとしながらも、これらの確固たる定義が存在していないからである。

[42] 中国刑事法の分野からも「現在においても中国法学は『なお、ソ連法学の最も正当なる継承者』なのである」と評価されている。坂口一成（2001）、「中国刑法における字形法定主義の命運（1）―近代法の拒絶と受容―」『北大法学論集』（52巻３号）873頁。

３．ソビエト連邦や古代中国との連続性

本章１．２.で中国は社会主義国家であり、現在に置いても租税法律主義が不完全であると指摘した。ここでは、それが乱収費問題へとつながる点につき、ソビエト連邦や古代中国と連続性があったのかについて検証をしたい。例えば、本章１.で「財政危機の解決のための非常手段とも言える『非常時革命税』」がソビエト連邦に存在していたと述べた。非常時革命税はあくまで「非常手段」であるが、「財政危機の解決のため」という点に、乱収費と同様と言える点がある。また、古代中国の租税の特徴の一つに「課税権の行使が専制的であったこと。最高統治者は税に関する立法権を持ち、納税者はこれに従わなければならない地位にあった」との指摘があり[43]、ここにも乱収費問題の発生とつながる可能性がある点が見て取れる。つまり、現在の乱収費問題の源流は、このようなソビエト連邦や古代中国の制度が背景にあるか否かを検証するということである。

結論から言えば、これらとは直接の関連性はないが間接的な関連性があると考えられる。昨今の乱収費問題の根源は、「1980年代に」中国政府がいくつかの行政機関に自ら費用を徴収する権限を与えたことにある。しかし、古代中国やソビエト連邦で非常時革命税の徴収が行われた1920年頃、ソビエト連邦の理論を継受した新中国の建国初期と1980年代には時間的乖離がある。さらにその間には「制度として乱収費問題を黙認した時代」を挟んでいない[44]。そのため、古代中国やソビエト連邦でも乱収費問題に「近い現象」は確認できるのだが、直接の関係はないと言えるだろう[45]。

しかし、直接的な関係ななくとも、ソビエト連邦から私有財産保護の規定を基本的に持たない社会主義憲法を継受したという意味では、間接的にはソビエト連邦の影響によるものということはできるだろう。また、別のアプローチもできる。例えば、乱収費的な現象は、専制的な国家では往々にして見られる現象でもある[46]。例えば、大日本帝国憲法（1889年（明治22年）２月11日公布、翌年11月29日施行。以下「明治憲法」という）第62条および第63条には租税法律主義の条文があったが、第62条第２項では「但シ其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス」とその他の収納金については租税法律主義の例外としていた[47]。この明治憲法上に規定されているその他の収納金を租税法律主義の例外とするような手法は、

---

[43] 劉剣文（主編）（2010）、『税法学』（第４版）北京：北京大学出版社、38頁。

[44] 例えば、新中国建国前のいわゆる「中華民国期」は、西洋近代法を継受した時代であったにも関わらず、現代中国にも古代中国法と類似する現象が見られることにつき、「伝統→西洋近代化→社会主義法の継受という歴史をたどってきた現代中国において、『なぜ裁判のあり方に関する伝統中国法の遺伝子（裁判＝行政的）が今日においても残存しているのか』」という疑問が提起されている（坂口一成（2009）、『現代中国刑事裁判論―裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版社、379頁）。これは裁判が行政的であるという視点からの疑問提起だが、この疑問提起と同趣旨である。

[45] プロレタリア文化大革命中は「税収は政治資金を集めるためだけのものになり、その他の作用は基本的に消滅した」と言われるように、「制度的に乱収費のような方法の黙認」はなかったとしても、それまでも乱収費的な手法による徴収を行っていた可能性はある。陳少英（編著）（2011）、前掲註（10）41頁。

[46] 例えば、「はじめに」でも述べたように、租税法律主義は「近代以後の国家」における原則であり、「近代」になっていない国家では観念されていなかった。

まさに乱収費と同等と評価できる。

つまり、乱収費のような方法は専制的な国家では、ある種行われ易い手法であるとも評価できる。そうすると古代中国における「課税権の行使が専制的」という特徴と現在の乱収費問題には直接の関係はないが、「同じ専制的国家であるがゆえに起こる現象」として評価しうる。ここから、古代中国法の特徴が現代中国にも見て取れるという現象は、少なくとも乱収費問題に関しては、古代との連続ではなく、専制国家で起こる一つのモデルと評価できることになる[48]。

おわりに

これまでのことを総括すると以下のように言える。中国は社会主義国家であり、私有財産保護に関する観念が存在しなかったため、改革開放政策により財政難になった行政機関があったとしても、乱収費によって財政難を解決するという手法が行いやすい社会背景があった。また、このような乱収費という方法を用いることについては、中国が「社会主義」国家を名乗っているにも関わらず、専制国家的な要素を多く含んでいることにも原因があると考えられる[49]。そして、Ⅱ 2.でも述べたように、中国では現在も憲法上私有財産の保護が具体的には認められていない。このため「違法」を意味する「乱」の文字が使われているにも関わらず、憲法から見ると理論的には乱収費問題は必ずしも「違法」とは評価できない。特に1980年代に財政問題の解決のために、行政機関に自ら費用を徴収する権限を与えてから今まで乱収費問題は収拾しておらず、国家が「黙認」している状態となっている。さらに、現在もまだ租税［税収］に確固たる定義が示されていないこと、租税［税収］以外にも様々な徴収権が存在していることを認めていることも乱収費問題が必ずしも違法とは評価できないことを示している。

---

[47] 明治憲法上の「租税法律主義」は、日本国憲法上の「租税法律主義」と同等だとの指摘もある（片上孝洋（2010）、「租税法律主義の再考―『租税立法制約の基本原理』の提唱―」『社学研論集（早稲田大学大学院社会科学研究所）』（16号）268頁。小山廣和（2003）、「『租税法律主義』概念の生成―明治憲法体制確立期へ至るまでの憲法思想的背景とのかかわりを中心として―」『法律論叢（明治大学法律研究所）』（76巻1号）39頁など）。しかし、ここで示したように「但シ其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス」との規定があり、現在の「形式的に租税と言われなくても、国民に対して強制的に賦課される金銭、たとえば専売品の価格、営業許可に対する手数料や、各種の検定手数料、郵便・郵便貯金・郵便為替などの料金等についても、租税法律主義の原則の趣旨からして、国会の議決が必要であると一般に解されている」との学説とは相いれない。

[48] なお、「清代にまでに見られたことと、今の中国で起こることとを表現の仕方次第ではとても似たように見える。それを連続ととらえるのか、何かの統治システムなり、秩序をつくろうとするときと、プロトタイプのようなものの一つが、そういう現れ方をするのか」という疑問は既に提起されている。寺田浩明＝王晨［ほか］（2014）、『中国における非ルール型法のゆくえ―中国法の変容と不変：非ルール的法との対話―』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、72頁（電子ブック〈http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf〉）。

[49] 例えば、「1949年に建国された『新中国』は、名義上は『人民共和国』だが、実質的には『党の天下』であった」と評され、「専制国家」的であることが示されている。劉暁波（2009）、「08憲章」（劉暁波『天安門事件から「08憲章」へ―中国民主化のための闘いと希望』藤原書店）、210頁。

乱収費問題を起こすことが憲法上可能である、つまり憲法の枠内の現象とすると、中国における全ての「金銭の徴収」行為のうち、「徴税権」と「その他の徴収権」の線引きは、何らかの税法と名の付く法律を根拠に行われているか否かと捉えることが最も適当と言える。これを踏まえると、中国において租税［税収］とは「企業所得税法、関税法など何らかの税法と名の付く法律を根拠に行われる金銭納付」と定義づけられる。無論このような定義では「税法とは何か」と問われれば租税［税収］という言葉を用いないで説明しなければならない。そのため適切ではないとの指摘を受けるかもしれない。しかし、中国ではこのようなトートロジーを持つ定義づけは往々にして存在する。例えば、犯罪と刑罰にしても中国では「犯罪とは何かと問えば、危害が大きく刑罰をうけるべきものとし、刑罰とは何かと問えば、犯罪に科せられる制裁であるという答えが返る」[50]。その意味で、租税をこのような定義で捉えることは「中国らしい定義」とも言える。

本稿では中国の乱収費問題を素材に租税［税収］の定義を考察した。その過程で乱収費問題は必ずしも「違法」とは評価できない現象であることが明らかとなった。そのため、中国では税法という根拠がある租税［税収］と、税法の根拠がない乱収費が併存して徴収しているという状態になっている。「はじめに」でも述べた通り、確かに「中国では徴税権以外にも強大な徴収権が存在して」いる。そして、この状態が先行研究においても認められており、疑問すら提起されていない状態にある。すると、次の疑問は、なぜ租税［税収］と乱収費が併存しているのかということである。すなわち、全ての徴収を「租税」もしくは「乱収費」にしないのはなぜだろうかという疑問である。財政問題の解決のために、いくつかの行政機関に自ら費用を徴収する権限を与えたのなら、税法を廃止し、全ての徴収を乱収費的に現場で行うとしても構わないという議論はありうる。しかし、Ⅲ 2. で述べたように改革開放政策以降は、外国企業を中国に呼んだり、WTO に加盟する意味でも税法の整備が必要でもあった。つまり、「乱収費問題が違法とは呼べず」かつ「租税［税収］と乱収費が併存している状態」は、市場経済制度の導入という目標と財政難の解決という現実の妥協と考えられる。

本稿では、乱収費問題という社会現象を素材にして、徴税権とその他の徴収権の違いに注意して、中国における租税［税収］は「企業所得税法、関税法など何らかの税法と名の付く法律を根拠に行われる金銭納付」を定義づけた。これは日本の租税の定義とは異なる。同じ言葉でも、違う国家へ行けば定義が変わることは往々にして起こる。そのため、同じ言葉でも、その定義から確認するという姿勢が必要であると言える。

※本稿執筆にあたり、中国で「乱収費問題」という社会問題が発生していることを筆者に教えてくれた安田峰俊氏（多摩大学情報経営学部講師・ノンフィクションライター）に感謝を込めてここに記したい。

[50] 木間正道＝鈴木賢［ほか］(2009)、『現代中国法入門』（第５版）有斐閣、266頁。

参考文献

• 日本語文献（50音順）

芦部信喜、高橋和之（補訂）（2012）、『憲法』（第５版）岩波書店。

石塚迅（2004）、『中国における言論の自由―その法思想、法理論および法制度』明石書店。

石塚迅（2006）、「『人権』条項新設をめぐる『同床異夢』―中国政府・共産党の政策意図、法学者の理論的試み」（アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『アジア法研究の新たな地平』成文堂）、338-362頁。

片上孝洋（2010）、「租税法律主義の再考―『租税立法制約の基本原理』の提唱―」『社学研論集（早稲田大学大学院社会科学研究所）』（16号）、267-282頁。

金子宏（1992）、『租税法』（第４版）弘文堂。

木間正道＝鈴木賢［ほか］（2009）、『現代中国法入門』（第５版）有斐閣。

小山廣和（2003）、「『租税法律主義』概念の生成―明治憲法体制確立期へ至るまでの憲法思想的背景とのかかわりを中心として―」『法律論叢（明治大学法律研究所）』（76巻１号）、29-78頁。

坂口一成（2001）、「中国刑法における罪刑法定主義の命運（1）―近代法の拒絶と受容―」『北大法学論集』（52巻３号）、53-126頁。

坂口一成（2009）、『現代中国刑事裁判論―裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版社。

髙見澤磨＝鈴木賢（2010）、『中国にとって法とは何か―統治の道具から市民の権利へ』（叢書中国的問題群３）岩波書店。

髙見澤磨＝西英昭（2004）、「中国法」（北村一郎（編）『アクセスガイド外国法』東京大学出版会）、293-328頁。

寺田浩明＝王晨［ほか］（2014）、『中国における非ルール型法のゆくえ―中国法の変容と不変：非ルール的法との対話―』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、（電子ブック〈http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf〉）。

林亨一（1996）、「ソビエトにおける税制の変遷」『中京大学大学院生法学研究論集』（16号）、107-142頁。

北京・対外経済貿易大学＝北京・商務印書館＝小学館（共同編集）（1987）、『日中辞典』小学館。

福島正夫＝宮坂宏（1974）、『中華ソビエト共和国 中国解放区 憲法・施政綱領資料』社会主義法研究会・中国農村慣行研究会。

法令用語研究会（編）（2006）、『有斐閣 法律用語辞典』（第３版）有斐閣。

矢吹晋（1989）、『文化大革命』（講談社現代新書）講談社。

李建昌（1979）、「社会主義国家の税収が存在する必然性とその役割の問題」『アジア経済旬報』（1111号）、22-29頁。

劉暁波（2009）、「08憲章」（劉暁波『天安門事件から「08憲章」へ―中国民主化のための闘いと希望』藤原書店）、209-227頁。

「北京事務所だより」（2005）、（日本国自治体国際化協会北京事務所ホームページ）〈http://www.clair.org.cn/act_cont_3_3_2005.htm〉筆者は2015年６月20日最終閲覧。

• 中国語文献―中国で発表されたもの（ピンインアルファベット順）

陳少英（1999）、「試論税収法律主義在我国憲法中的缺失及完善」『西南政法大学学報』（１巻１期）、38-41頁。

陳少英（編著）（2011）、『税法学教程』（第２版）北京：北京大学出版社。

董和平（2004）、『憲法学』北京：法律出版社。

藩先佐（2007）、「教育乱収費的類型及其治理」『華中師範大学学報（人文社会科学版）』（46巻２期）、115-119頁。

韓大元（2008）、『憲法学基礎機論』北京：中国政法大学出版社。

候西勛（主編）（2011）、『憲法学概論』（第２版）北京：中国政法大学出版社。

焦洪昌（主編）（2009）、『憲法学』（第３版）北京：北京大学出版社。
劉輝（責任編集）（2004）、『法律辞典：簡明本』北京：法律出版社。
劉剣文（主編）（2010）、『税法学』（第４版）北京：北京大学出版社。
劉少軍＝翟継光（2008）、『税法学』北京：中国政法大学出版社。
劉隆亨（1985）、「利改税的意義和法律作用」『中国法学』（1985年１期）、31-38頁。
劉佐（2004）、「国営企業“利改税”及其歴史意義」『税務研究』（2004年10期）、27-33頁。
毛沢東（1999）、「関于正確処理人民内部矛盾的問題」（中共中央文献研究室（編）『毛沢東文集（第七巻）』北京：人民出版社）、204-244頁（初出は『人民日報』1957年６月19日付）。
王克穏（2004）、「関于乱収費的法律思考」『行政法学研究』（2004年１期）、91-96頁。
武春玲（2005）、「乱収費現象及其治理対策」『山西省政法管理幹部学院学報』（18巻２期）、62-64頁。
王紅雲（主編）（2011）、『税法』北京：人民大学出版社。
王啓富＝陶髦（主編）（1998）、『法律辞海』吉林：吉林人民出版社。
呉邦国（2011）、「呉邦国委員長在形成中国特色社会主義法律体系座談会上的講話」（全国人大常委会法制工作委員会研究室（編著）『中国特色社会主義法律体系読本』北京：中国法制出版社）、１-17頁。
信春鷹（主編）（2003）、『法律辞典』北京：法律出版社。
徐孟洲（主編）（2008）、『税法原理』北京：中国人民大学出版社。
楊宏（2011）、「物業服務乱収費問題的法律思考」『四川文理学院学報』（21巻１期）、51-54頁。
楊萍＝魏敬淼（編著）（2012）、『税法学原理』（第２版）北京：中国政法大学出版社。
楊向東（主編）（2010）、『憲法学―理論・実務・案例』北京：中国政法大学出版社。
張守文（2009）、『税法原理』（第５版）北京：北京大学出版社。
張守文（2011）、『税法学』北京：法律出版社。
「中国特色社会主義法律体系的形成具有重大的現実意義和深遠歴史意義」『人民日報』2011年３月11日付２面。

• 中国語文献―香港で発表されたもの
楊斌（2005）、「関于中国税制設計和税制改革理論基礎及現実依拠的論弁」（香港中文大学 中国研究服務中心ホームページ）〈http://www.usc.cuhk.edu.hk/PaperCollection/Details.aspx?id=5017〉筆者は2015年６月20日最終閲覧。

教科書に見る戦後台湾の道徳教育の変遷

—「孝」を中心に—

The transition of moral education focusing on filial piety in Taiwan - an examination of standardized Post -World War II textbooks

荒　木　雪　葉
ARAKI Yukiha

Abstract

This paper focuses on the transition of filial piety in moral education in Taiwan through an examination of textbooks and manuals for teachers. Textbooks and manuals for teachers were standardized in the curriculum in 1962 (Republic of China 51), 1968 (Republic of China 57), 1975 (Republic of China 64), and 1993 (Republic of China 82). In 1975 there was a change in curriculum content and as a result there were extensive changes in the course content in textbooks published in 1979 and in 1985. Accordingly, this study examines a total of five different textbooks and manuals for teachers.

Each year various moral virtues are selected and included in the course content; with honesty, diligence, filial piety, fraternity, rule observance, patriotism and peace having always been included in the curriculum. The characteristic of lesson content was pragmatic, encouraging children to think for themselves, express their opinions, with the teacher as the facilitator.

The transition shows that in the course standard-compliant textbooks between 1962 and 1968, the goal of the unit was to teach filial piety and respect for elders in relation to the governing of the world. In this era, it is obvious that students were taught they should work for their country while observing filial piety. However, in textbooks published after curriculum reform in 1975, patriotism became less of a focus and in the course standard-compliant textbooks of 1993, the goal of the unit relates directly to the filial piety of children and their lives.

In this paper, it is clear that changes in the international situation have certainly had an impact on the contents of textbooks. In future research, moral virtues other than filial piety and the link between them and the changes from an educational and social point of view will be examined.

要　　旨

本論文は、戦後台湾の道徳関連科目の変遷について、教科書と教師用指導書である「教学指引」とを資料として追跡した教科書研究である。用いた教科書・教学指引は、1962（中華民国51）年、1968（民国57）年、1975（民国64）年、1993（民国82）年の課程標準に準拠したものである。1975年課程標準に準拠した教科書は一度大きな改編が行われており、1979年初版教科

書と1985年初版教科書とでは内容が大きく異なる。このため、取り扱った教科書・教学指引はそれぞれ全５種類となる。

道徳関連科目の授業内容は各年度ごとに様々な徳目が選ばれているが、「誠実、勤倹、孝敬、友愛、守法、愛国、和平」は必ず教育内容に含まれていた。授業の流れの特徴は、児童自身に考えさせ、討論させ、意見を出させて教師がまとめるという、実践を重んじる点であった。

孝関係の単元を学ぶ目標の変遷について、1962年・1968年の課程標準準拠の教科書では、親孝行や目上の人を敬うことが、ひいては治国・平天下につながるものであると教えていた。この時点で、すでに孝と国のため働くことは結び付けられていた。しかし1975年課程標準準拠教科書の改編後のものから愛国の要素が薄くなり、1993年課程標準準拠教科書では児童に身近なテーマを用い、児童の生活に密着した事項を目標として提示するようになった。

本論文において、国際情勢の変化が教科書の内容にも影響を与えていることが確実に判明した。今後は孝以外の単元や教育制度的側面からも社会情勢の変化と教育内容との対照を行っていきたい。

はじめに

本稿は、台湾の道徳教育がたどった変遷を、戦後の台湾の道徳関連科目の教科書と、教科書の教師用手引書にあたる教学指引に基づいて、「孝」単元を中心としてたどるものである。筆者は以前「戦後台湾の道徳教育の変遷―国民学校及び国民小学課程標準を通して」[1]において、戦後の台湾の道徳教育の変遷について、国民学校及び国民小学課程標準を資料として考察した。戦後初めての課程標準である1952（中華民国41）年の課程標準から、九年一貫教育が始まる前の1993（中華民国82）年の課程標準までについて考察し、その内容には時代の変化がはっきりと反映されている反面、中国の伝統文化を受け継ぐという部分は変化がないことを明らかにした。時代の変化ということについて、1952年の課程標準には「反共抗ソ」の国策が反映されていたが、1993年の課程標準には方言や族群文化の学習についての記載がなされるようになっていた。

ところでこの結論は、課程標準のみに依拠したものであった。実際にどのような教科書が使われ、それをどのように教えていたのかということについては、やはり教科書とその教師用参考書である教学指引を分析する必要がある。教科書や教学指引を丁寧に翻訳し考察するという研究は、卑見の限り見当たらないようである。そこで本稿では、1962（中華民国51）年・1968（中華民国57）年・1975（中華民国64）年・1993（中華民国82）年の課程標準に準拠した教科書や教学指引を資料として用い、詳細な考察を行うことによって、戦後台湾の道徳教育がたどった変遷を明らかにして、道徳教育一般の今後の在り方を模索する一助とするものである。

なお、中国語の資料は基本的に拙訳のみを記し、必要な部分では中国語のまま記載する。

[1] 荒木雪葉（2014年９月）「戦後台湾の道徳教育の変遷―国民学校及び国民小学課程標準を通して」地域健康文化学会『地域健康文化学論輯』第11号。

●資料

本稿で用いた資料は次のとおりである。

- 国民学校・国民小学課程標準（1962年～1993年）
- 道徳関連科目の教科書（1968年～1993年それぞれの課程標準に準拠したもの）
- 上記教科書の教師用書「教学指引」（1962年～1993年）

Ⅰ　道徳関連科目全体について

1．道徳教育のあり方の変遷

1952年から1993年までの『国民学校課程標準』『国民小学課程標準』の中の道徳関連科目は次の通りの変遷をたどる。

【資料１】1952年から1993年までの『課程標準』道徳関連科目の変遷

●1952年『国民学校課程標準』公民訓練
健康、整潔、快活、勤倹、謹慎、信実、孝順、礼節、合作、廉恥、勇敢、仁愛、忠敬、機智、正義（15項目）

●1962年『国民学校課程標準』公民與道徳
誠実、勤倹、謹慎、創造、孝敬、友愛、睦隣、合作、仁義、廉恥、負責、守法、愛国、和平（14項目）

●1968年『国民小学暫行課程標準』生活與倫理
誠実、勤学、仁愛、信義、孝弟、睦隣、守法、合作、服務、愛国、公徳、創造、節倹、廉恥、公正、寛恕、有恒、負責、忠敬、和平（20項目）

●1975年『国民小学課程標準』生活與倫理
孝順、友愛、礼節、勤学、合作、守法、勇敢、公徳、愛国、信実、睦隣、節倹、負責、知恥、寛恕、有恒、正義、和平（18項目）

●1993年『国民小学課程標準』道徳與健康
守法、愛国、礼節、正義、仁愛、孝敬、勤倹、信実（８項目）

- これらの単元の中で、1962年から1993年の課程標準すべてに共通するもの（名称が異なるが内容が同じものは、（　）内に記載する）
  誠実（信実）、勤倹（節倹）、孝敬（孝弟・孝順）、友愛（仁愛）、守法、愛国、和平
- 一部の年度の課程標準に見られるもの（下線は他の年度の課程標準にも共通する単元であることを示す）
  1962年課程標準……正義（仁義）、負責、睦隣、合作、廉恥、創造、謹慎
  1968年課程標準……信義、服務、公正、忠敬、勤学、公徳、寛恕、有恒、負責、睦隣、合作、廉恥、創造
  1975年課程標準……勤学、公徳、寛恕、有恒、仁義（正義）、礼節、負責、睦隣、合作、

廉恥、勇敢
1993年課程標準……礼節

ここから、「誠実（信実）・勤倹（節倹）・孝敬（孝弟・孝順）・友愛（仁愛）・守法・愛国・和平」の７項目は一貫して教育されていることが分かる。これらの徳目を小学校の道徳教育の基本であるとみなすことができよう。

また一部の課程標準に見られるものについて、例えば1962年には「謹慎」単元がある。謹慎とは「慎重である、注意深い」というような意味であり、対外的な社会情勢を反映しているとも考えられる。

ここではこれ以上詳細な考察は行わず他の機会に譲るが、上記したような年度ごとの徳目の傾向は、道徳教育を行う具体的な目標にも表れている。

２．道徳教育を行う目標

(1) 各年の課程標準における道徳教育の目標

1962年「公民與道徳」、1968年「生活與倫理」における道徳教育を行う目標は次の通りである。

【資料２】1962年・1968年の道徳観連科目の目標

●1962年「公民與道徳」

目標

一、児童の道徳観念を養うことで、善良な品性を陶冶し、民族固有の美徳を発揚する。
二、児童の優良な習慣を養い、応対の礼や進退の方法、起居規律、保健衛生などを知らしめることで、日常生活行為の基礎を確立する。
三、児童が現代の公民知識を獲得し、集団で協力することを楽しみ、責任を持って法を守らせることで、個人が社会国家に対する貢献を大いに発揚することを期す。

●1968年「生活與倫理」

教育目標

一、応対の礼儀、進退の方法、起居規律を理解し、良い行いの基礎を作る。
二、相互に協力し、責任を持って法を守り、創造・向上する精神を養い、社会に奉仕する能力を促進する。
三、児童の道徳観念を養って、善良な品性を陶冶し、民族固有の美徳を発揚する[2]。

1962年、1968年の課程標準における目標の特徴としては、「民族固有の美徳」「日常行為の基礎」「社会国家への奉仕・貢献」の３点が挙げられる。

では1975年「生活與倫理」ではどのように書かれているだろうか。

[2] 國立編譯館（1968年）『国民小學生活與倫理教學指引　第一冊』２ページ。

【資料３】1975年の道徳観連科目の目標

●1975年「生活與倫理」（改編前）

総目標

一、児童が起居規律、社交礼儀及び日常生活に必須な優良な習慣を学習するように指導することで、良好な行為の基礎を定める。

二、児童の、親に孝・目上を敬い、友と親しく仲間を楽しむ、及び人に接し物事に対するときに必須である正当な態度を養って、民族固有の美徳を発揚する。

三、児童の倫理観念や善良な品格及び健全な国民が必ず具えるべき高尚な情操を発展させて、愛国反共の精神を奮い立たせる。

四、児童に習慣を養成し、知能を充実させ、行為を改善し、気質を変化させるように指導して、正々堂々とした国民を育成する。

分段目標

一、１・２・３年生

１．児童が日常生活の中で各項目の生活規範を遵守し、優良な習慣と良好な行為を養成するように指導する。

２．児童が生活環境の中で、各項目の基本道徳を実践し、合理的な観念と善良な品格を養成するようにはぐくむ。

二、４・５・６年生

１．ひきつづき、児童が各項目の生活規範を実践し、正確な観念や高尚な情操を発展させ、修身・為学・人に対する・物事に接するという各方面において、正当な行為と民主的な人柄を体現することができるようにさせる。

２．ひきつづき、児童が各項目の基本道徳を実践し、倫理観念や愛国精神を強化し、立身・処世・自強・愛国を知り、中華民国の優秀な国民となるようにさせる[3]。

1975年の課程標準における道徳教育の目標の特徴は、前記した1962年・1968年と共通の３点に加えて「反共」「愛国」という語が見えることである。

さらに1993年の課程標準には次のように書かれている。

【資料４】1993年の道徳観連科目の目標

●1993年「道徳與健康」

総目標

一、生活規範と国民の礼儀を実践し、良好な生活習慣を養成する。

二、正確な倫理観念を打ち立て、基本品徳を深く体得し、高尚な情操を養う。

三、健康知識・技術や態度を養い、心身の健康の基礎を打ち立てる。

四、人間性と生命を尊重する観念を養成し、道徳及び健康な生活を豊かにする。

五、考え判断する能力を増加させ、責任ある行為や態度を養う。

分段目標

一、１年生から３年生の目標

１．課程及び学校の規則を順守し、楽しい家庭生活及び学校生活を作り上げる。

２．安全に注意し、衛生習慣を養成し、心身の健康を促進する。

３．自分を知り、自分を尊重し、さらには他人を知り、他人を尊重する。

[3] 國立編譯館（1976年）『國民小學課程標準』15～16ページ。

4．自然に親しみ、環境を守り、自然を鑑賞する能力を養う。

二、４年生から６年生の「道徳」目標
1．生活規範を実践し、基本の品徳及び良好な習慣を養い、高尚な情操をはぐくむ。
2．是非をはっきりさせることと価値判断能力を養って、生活及び社会の問題を解決する。
3．本国及び外国の文化を理解し、愛国の情操と世界は一つであるという胸襟を養う。
4．生命を尊重し、自然を慈しみ、崇高な心を培う[4]。

ここで注目したいのは「良好な生活習慣」「情操を養う」「心身の健康の基礎」「人間性、生命を重視」「責任ある行為・態度」という語である。

これらの特徴はⅠの１に示した単元の傾向と呼応しているのだろうか。

(2) 考　察

1962年課程標準における目標の特徴は「民族固有の美徳」「日常行為の基礎」「社会国家への奉仕・貢献」であった。教科書で取り扱う徳目は、基本的な徳目「誠実（信実）、勤倹（節倹）、孝敬（孝弟・孝順）、友愛（仁愛）、守法、愛国、和平」のほかには「正義（仁義）、負責、睦隣、合作、廉恥、創造、謹慎」である。

1968年の課程標準における目標も、1962年と同様「民族固有の美徳」「日常行為の基礎」「社会国家への奉仕・貢献」であった。一方で教科書で取り扱う徳目は「謹慎」が無くなり「信義、服務、公正、忠敬、勤学、公徳、寛恕、有恒」が追加された。謹慎すなわち注意深くあること、慎重であることという徳目から、信義・服務・公正・忠敬・公徳・寛恕というように、さらに積極的に社会に対して奉仕する、信頼がおけるようにすることを求めるようになったのではないかと思われる。

1975年の課程標準における目標には「反共」「愛国」が追加されていた。教科書で取り扱う徳目には「正義」が再び登場し、「礼節」「勇敢」が新しく加わった。

1962年から1975年にかけての台湾をめぐる情勢は次のとおりである。第二次世界大戦が終わり、アメリカが台湾に対して経済援助を行って、経済的な安定を得たのが1960年代後半である[5]。台湾内は安定したが、対外的には決して安定しているとは言えない状況であった。中華人民共和国との間の争いは続いており、1971年には国際連合が中華人民共和国を正式に独立国家として常任理事国に加え、台湾に拠点を置いた中華民国は国連を脱退する。1975年の課程標準以前にも中国共産党との戦いにおける国民党の正当性を主張する記述はあるが、はっきりと「反共」「抗ソ」を小学生の学習目標に記載したことには、このような社会的背景が大きく影響していると思われる。

ところが1993年になると、目標は「良好な生活習慣」「情操を養う」「心身の健康の基礎」「人間性、生命を重視」「責任ある行為・態度」となる。「民族」そして「反共」という語が

[4] 國立編譯館（1994年）『国民小學課程標準』11～12ページ。
[5] 参照：騰邑文化編輯部（2013年）『教育世紀回顧　民国時期』零極限文化出版社、18ページ。

見えなくなることが、それまでの課程標準における目標と大きく異なる点である。取り扱う徳目の数は減少し、基本の「誠実（信実）、勤倹（節倹）、孝敬（孝弟・孝順）、友愛（仁愛）、守法、愛国、和平」のほかには1975年課程標準から登場した「礼節」が見えるのみとなる。後述するように、授業の形態も変化し、それまでは一つの徳目について一単元を費やしていたのに対し、1993年課程標準からは一単元に複数の徳目が含まれるようになる。そもそも、1962年の課程標準にも「その他の各教科の教材及び授業は、『附学習』の発揮を重んじ、道徳観念の培養の助けとせしめる」[6]とあるように、道徳教育は他の教科との連携が重要なのである。他教科との連携が完全になされるようになったのが2001（民国90）年以降の九年一貫教育であると言え、1993年の課程標準における複数の徳目が一単元に含まれているという状況は、2001年以降の教育の在り方への大きな布石であると言えよう。

(3) 道徳関連科目時間数

道徳関連科目授業時間数は次の通りである。

【資料５】1962年から1993年までの『課程標準』道徳関連科目授業時間数の変遷
※一週間あたり。（　）内は課外活動を除く全授業時間の合計時間

●1962年『国民学校課程標準』公民與道徳
低学年：30分の授業を週１回、20分の定時指導を週６回・計150分（1080分）
中学年：30分の授業を週１回、20分の定時指導を週６回・計150分（1290分）
高学年：30分の授業を週２回、20分の定時指導を週６回・計180分（1530分）

●1968年『国民小学暫行課程標準』生活與倫理
１年生～６年生：30分の授業を週２回、10分間の定時指導を週６回・計120分（低学年1080分、中学年1290分、５年生1350分、６年生1380分）

●1975年『国民小学課程標準』生活與倫理
１年生～３年生：20分の定時指導を週６日・計120分（低学年1080分、３年生1280分）
４年生～６年生：20分の定時指導を週６日、生活週１回40分、倫理週１回40分・計200分（４年生1400分、高学年1440分）

●1993年『国民小学課程標準』道徳與健康
１年生～３年生：40分の授業を週２回・計80分（低学年1040分、３年生1320分）
４年生～６年生：40分の授業を週１回・計40分（４年生1320分、高学年1400分）

1962年に定められた課程標準から1975年に定められた課程標準まで、毎日の定時指導がある。定時指導は一時間目に10分、あるいは20分行われる。毎日何らかの道徳教育が行われていたということである。

1993年課程綱要になると、１年生から３年生までは道徳と健康とを合わせた授業が週２

[6] 國立編譯館（1962／1963年）『国民学校課程標準』、44ページ。

回行われ、４年生から６年生までは道徳の授業を週１回、健康の授業を週１回行うようになる。また毎日の定時指導が行われなくなる。

この後、2001年には九年一貫教育のための暫定的な要綱が作られ、現在施行されている九年一貫教育が行われる基礎となる。九年一貫教育では道徳関連科目は無くなり、道徳の内容は社会の中に組み入れられる。すなわち、他の教科を通して道徳を学ぶことになる。道徳関連科目の時間数の減少も、２の（２）で述べたように、他教科を通して道徳を学ぶことへの布石であろう。

３．授業の流れ

ここでは、各課程標準に準拠する教科書と教学指引に見られる道徳関連科目の授業の流れの特徴をつかむ。資料に挙げているのは一単元の流れであり、一単元に費やす時数は各年によって異なる。

(1) 各年度の課程標準における授業の流れ

● 1962年課程標準『公民與道徳』

【資料６】1962年課程標準準拠教学指引

● 単元の順序

甲　第一週至第四週―生活規範與衛生習慣
　　第一單元 生活規範與衛生習慣
乙　第五週至第十八週―基本道德與公民知識
　　第二單元 誠實
　　第三單元 勤儉
　　第四單元 孝敬
　　第五單元 友愛
　　第六單元 睦鄰
　　第七單元 守法
　　第八單元 愛國
丙　第十九週至第二十週―實踐的總檢討
第九單元 實踐的總檢討

● 指導の流れ

授業時間での指導

教師の準備：単元に関する掛図を準備。生活での約束事や格言を掲示。

授業：

①　単元に関する説明
②　単元に関する公民知識
③　単元に関する故事、格言の紹介
④　約束事の実践方法を検討する

毎日の定時指導：

①　単元の実践の約束事を読む
②　単元を実践する生活公約を話し合いで決める
③　行為実践の要点のやりかたを検討する
④　故事の公演大会を行う
⑤　本単元の行為実践を検討する
⑥　成績の良い児童を表彰する

その他：

個々の環境等に合わせた個別指導、家庭との連絡を行う。

特徴は、実践を重んじること、公演大会や事前の資料収集など、児童が主体的に授業に参加し考えることである。この特徴はこれ以降、1993年の課程標準に準拠する教科書まで見られる。

● 1968年課程標準『生活與倫理』

【資料７】1968年課程標準準拠教科書・教学指引

● 教科書に見る単元の順序

生活規範

第一週　衣服 居住
第二週　敬禮
第三週　公共場所
第四週　行止
第五週　飲食
第六週 複習和檢討

基本道德

第七週　孝弟
第八週　勤學
第九週　誠實
第十週　仁愛
第十一週　信義
第十二週 複習和檢討
第十三週　睦鄰
第十四週　守法
第十五週　合作
第十六週　服務
第十七週　愛國
第十八週 複習和檢討
第十九・二十週 總複習和總檢討

● 教学指引に見る指導の流れ

教師の準備：教科書の挿絵を拡大して準備。単元に関する故事の収集。授業に関連する実践の約束事を掲示。スライドなど準備。授業に関する資料を教室内に設置。

授業過程：

① 掛図や日常での出来事について話して学習意欲を引き出す。授業要旨説明（月曜日、朝の10分）
② 故事の説明、教材を指導（月曜日、授業時の30分）
③ 日常の約束事を話し合い、内容を討論（火曜日、朝の10分）
④ 「先生の言うことを聞く」「帰宅時には父母に挨拶をする」などの項目ごとの指導（水曜日～金曜日、朝の10分）
⑤ 全体の討論、分析、要点のまとめ（金曜日、授業時の30分）
⑥ 全体の反省と検討、実践をうながす（土曜日、朝の10分）

1968年課程綱要に基づく教科書の教学指引には、冒頭に蒋介石の指示を掲載している。

教科書について、１年生から６年生まで、上学期・下学期それぞれ一冊ずつ、１年間で２冊、計12冊を用いて学習を進める。教科書はいずれも１冊が第１週から第19週までの19単元に分かれており、第１週から第６週までが「生活規範」部分、第７週から第18週までが「基本道徳」部分、そして第19週が「総復習と検討」部分となっている。

１年生が用いる第１冊と第２冊は、簡単なキーワードや短い文章が絵に添えられ、１単元の最後には絵で正しい行いや間違った行いをしている児童が描かれて「考えてみましょう　どれが正しいでしょう」という問いかけがなされている。これについて教師は「國民小學生活與倫理教學指引」にしたがって授業をすすめたものと考えられる。

４年生から６年生の教科書では故事の紹介がなされており、故事に対する討論・反省・実践をするようになっている。

● 1975年課程標準『生活與倫理』

1975年の課程綱要に基づく教科書及び教師用の教学指引には２種類ある。一つは1979年に初版された教科書と、1985年以降に改編版として出された教科書である。1975年課程綱要では、『生活與倫理』の教科書は４年生から６年生の三年間で用いる。

教科書は１学期に１冊、３年間で合計６冊を用いる。

【資料８】1975年課程標準準拠教科書・教学指引（教科書改編前）

● 教科書に見る単元の順序

上学期	下学期
一、勤學	一、友愛
二、禮節	二、勇敢
三、愛國	三、孝順
四、寬恕	四、睦鄰
五、公德	五、節儉
六、信實	六、知恥
七、合作	七、負責
八、守法	八、有恆
九、正義	九、和平
十、總復習	十、總復習

● 教学指引に見る指導の流れ

教師の準備：授業に関するイラストや掛図を準備。格言や故事成語を収集。児童の読み物を準備。

学習環境の準備：約束事、故事成語、イラストや掛図を教室内に掲示、集めた児童の読み物を設置して自由に読むことができるようにする

活動準備：児童に教科書本文を読ませておく。教科書の「考えてみよう」「報告」「討論」をあらかじめ準備させる。また関係のある資料を集めさせ、授業時に報告・討論できるようにする。

授業：

第一週

① 教科書の「考えてみよう」で問題について考え、「見てみよう」で挿絵を観察し、教師は単元に興味を持たせる。
② 「読んでみよう」で本単元の教材を読む。
③ 単元の内容の要点をまとめる。
④ 児童による関連事項の報告。

第二週

① まず「討論」方式で、単元の内容を討論させ、児童一人一人が意見を言って互いに学習できるようにする。
② 反省検討し、実践へとつなげる。
③ 格言などを紹介・説明し、児童に覚えさせ、行為実践の助けとする。

毎日の定時指導：

道徳行為の実践を主とし、関係知識の理解を従とする。

一単元の構成については次の通り。まず「考えましょう」で単元の主題に関わる問題を提示し、「見てみましょう」で単元に関わるイラストを提示している。次に「読みましょう」で単元に関わる故事が紹介される。その次には「報告」で児童自身の身の回りのことについて考えさせ、「討論」でみんなで共同討論をして「反省と実践」にて反省し、実生活

で実践する項目を確認して、最後に「格言」「嘉言」を紹介する、という流れになっている。

【資料９】1975年課程標準準拠教科書・教学指引（教科書改編後）

● 教科書に見る単元の順序

上学期	下学期
一　勤學	一　友愛
二　禮節	二　勇敢
三　愛國	三　孝順
四　寬恕	四　睦鄰
五　公德	五　節儉
六　信實	六　知恥
七　合作	七　負責
八　守法	八　有恆
九　正義	九　和平
十　總複習	十　總復習

● 教学指引に見る指導の流れ

教師の準備：

① 教材研究。単元で行う活動を詳しく研究し、その構成や順序を理解し、指導の要点を抜き出しておく。

② 学生の経験と関連させる。学生が知っている単元に関係する故事、日常での道徳行為、家長が学生に示す日常的な表現等。

③ 授業計画を完成させる。

④ 授業資料を収集する。関連する故事やイラストを収集、作成する。学生の日ごろの行為を記録し、題材とする。故事成語、図表などを収集し、掲示する。

⑤ 学習環境を設定する。資料を教室に掲示する。読み物などを教室に設置し、自由時間に自由に読ませる。

学生の準備：

教師の指導のもと、次の準備活動を行う。

① 教科書の「活動一」の作業について、まず資料を収集し、また教科書に指定された空欄に切り貼りして、自分の感想を添える。

② 「活動二」の問題について、授業の前にまず考えて、自分の思いついた要点を書き、授業時に討論・共有する。

③ 「活動三」の問題について、授業の前にまず考え、また授業の時の討論が確定してから授業後には真面目に実践し、学んだことを記して、検討し共有する。

④ 教師と一緒に授業の参考資料を収集し、補助教具を製作し、教室内に陳列あるいは掲示して、教師と学生とが共有して応用する。

授業：

一時間目

① 準備活動：興味を引き起こし、活動を方向づける

② 発展活動：切り貼り・表を埋める・問答・共同討論・知識の報告

③ まとめ

二時間目

① 発展活動：興味を引き起こし、活動を方向づける。問答（復習）

② 発展活動：組ごとあるいは共同討論・表を埋める

③ 総合活動：まとめ、実践の奨励、引き続いての活動の提案

1985年以降に改編版として出された教科書も、やはり1975年課程綱要に準拠しているため、『生活與倫理』教科書は４年生から６年生の三年間で用いる。

単元の順番は改編前の教科書と変わっていない。ただし内容的には変化があり、これについては次章で述べる。

● 1993年課程標準『道德與健康』

1993年の課程標準に基づく教科書はこれまでの教科書とは異なっている。これまでの教科書が徳目ごとに単元が立てられていたのに対し、1993年課程標準に基づく教科書では一単元の中に複数の徳目が混在している。

また１年生から３年生までは道徳と健康とを併せて収録し、４年生から６年生までは『道德與健康―道德』『道德與健康―健康』の教科書に分かれている。これらの教科書は以前の教科書のように徳目ごとになっていないため、ここでは１年生で使用する第１冊と第２冊、４年生で使用する第７冊と第８冊の構成を掲載する。

【資料10】1993年課程標準準拠教科書・教学指引

● 教科書に見る単元の順序

一年生

第１冊
一　快樂的一天（正義・勤倹・信実・守法／安全と救急）
二　發生了什麼事（仁愛・正義・勤倹・信実・守法／心理衛生）
三　我會好好的做（礼節・勤倹／個人衛生・食物と栄養）
四　漂亮一下（礼節・信実／個人衛生）
五　送自己一個蛋糕（仁愛・正義／生長と発育・安全と救急）
六　一張照片（仁愛・礼節・孝敬／家庭生活と性教育）
七　面帶微笑說您好（仁愛・礼節／心理衛生）
八　向國旗敬禮（愛国）

第２冊
一　水還在流（勤倹・守法／環境衛生と保育）
二　和大自然做朋友（仁愛／環境衛生と保育）
三　喜歡自己（仁愛／心理衛生）
四　對我健康有幫助的人（礼節／消費者健康）
五　大家一起來（仁愛／個人衛生）
六　吃得營養，長得健康（勤倹／食物と栄養）
七　生病了怎麼辦（疾病の予防・薬物使用と濫用）
八　保護自己（正義／家庭生活と性教育・安全と救急）

四年生

第７冊
一　為什麼要這樣做？（守法）
二　午休時間（守法・礼節）
三　我們的寶貝（愛国・正義）
四　寬仁的綽號（礼節・正義）

五　體諒的心（礼節）
六　我得了進步獎？（正義・守法・礼節）

第８冊
一　天空的心情（信実・勤倹・仁愛）
二　大自然的生命（仁愛）
三　一份體貼的禮物（孝敬・勤倹）
四　比輸贏更重要的事（勤倹・信実・仁愛）

●教学指引に見る指導の流れ
教師の準備：
イラストや道具を収集する。単元に沿った生活指導をあらかじめしておく。単元に関する資料を教室に設置する。
授業：
①　身近な話題等で児童の注意を喚起する
②　教科書のワークをする
③　単元に関する資料（音楽など）を鑑賞する
④　児童の経験を共有する、単元の要点をまとめる

ここに示したように、１年生から３年生の教科書では守法・愛国・礼節・正義・仁愛・孝敬・勤倹・信実の８つの徳目が「健康」科の項目と合わせて内容に盛り込まれている。また４年生から６年生の教科書は上記の８つの徳目に基づいた内容になっている。

(2) 授業の流れについてのまとめ

授業の流れについては、故事の公演大会が行われたり単元の順序が変わったりという変化はあるが、児童に考えさせ、討論させ、意見を出させて教師がまとめるという流れは各年度に共通していた。そして孝についての授業も、同様に行うことが定められている。

Ⅱ　孝について

ここでは1962年から1993年の課程標準に準拠して造られた教科書と教師用教学指引（ただし1962年の分は教科書の教師用教学指引のみ）に基づき、それぞれの年代の教科書に特徴的な教育内容を抜き出して記す。

１．授業内容の変遷について

(1) 1962年

【資料11】1962年課程標準準拠の教学指引における「孝敬」を学ぶ目標
●孝敬を学ぶ目標
1962年課程標準による教科書の教学指引では、孝を学ぶ重要性については「孝敬は斉家の根本であり、斉家は治国・平天下の根本である」[7] と言う。

● 1年ごとの目標

1年生（上学期）

一、児童に孝敬の観念を養成させることによって、善良な品性を陶冶する。
二、児童に孝敬の行為を実践させることによって、徳を尊び根本に立ち返る精神を激励する。
三、児童に孝敬に関する公民知識を獲得させることによって、「修・斉・治・平」の思想を啓発する。
四、児童に古今の有名人の孝敬に関する故事を理解させ、それを真似する心理を増進させる。
五、児童に古今の有名人の孝敬に関する格言を理解させ、実践の方針とさせる[8]。

2年生（上学期）

一年生の目標と同じ。

3年生（上学期）

一、児童に孝敬方面の知識を獲得させる。
二、児童に孝敬は家庭で常に守るべき道徳であり、親不孝は人が取り合わない悪行であることを認識させる。
三、児童に父母に孝順であり、目上を敬愛する観念を養成させる。
四、児童に父母や目上の教えに従う行為を実践させる。
五、児童に古今の有名人の孝敬に関する良い言葉と立派な行いを理解させる[9]。

4年生（上学期）

一、児童の「親の恩は海のよう」「師の尊厳冒すべからず」の観念を育てる。
二、児童の、親の意向に従順に、目上の教えに敬服する習慣を養う。
三、児童が自発的に互いに励んで孝敬の約束事を実践するようにさせる。
四、児童に孝敬に関する良い言葉と立派な行いにいつもより添わせる[10]。

5年生（上学期）

一、児童の、父母に孝順に、目上を尊敬する観念をやしなう。
二、児童に、父母に孝順に、目上を尊敬する行為を実践させる。
三、児童に、父母に孝順に、目上を尊重することに関する知性を獲得させる。
四、児童に、古今の有名人の、父母に孝順に、目上を尊重することに関する良い言葉と立派な行いを理解させる[11]。

6年生（上学期）

一、児童に、基本観念の方面では、親に孝行・目上を尊ぶという素養を身につけさせる。
二、児童に、行為実践の方面では、親に孝行・目上を尊ぶという模範的行為を行うようにさせる。
三、児童に、日常生活の知識の方面では、孝敬の知識を獲得させる。
四、児童に、古今の有名人の孝敬に関する良い言葉と立派な行いを理解できるようにする。
五、児童に、年下のお友達が孝敬に関する決まりごとを実践するのを助ける[12]。

「孝敬は斉家の根本、斉家は治国・平天下の根本」という語について、これは儒学の基本

[7] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第一冊』76ページ。
[8] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第一冊』77～78ページ。
[9] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第五冊』93ページ。
[10] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第七冊』96ページ。
[11] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第九冊』73ページ。
[12] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第十一冊』73ページ。

典籍である『大学』の八条目を引用した表現である。また授業中に児童たちに紹介する故事も、１年生は孔子に関する故事、２年生は虞舜に関する故事であり、儒学的な色合いが濃い教育になっているように見える。

【資料12】1962年課程標準準拠の教学指引に掲載された故事（概述）

● １年生

孔子は母親が傷つくのを避けるために父親のことを聞かず、母親が亡くなってからはじめて父親の墓を探し当てて合葬した。また母親の苦労が忍びなくて倉庫と牧場の管理の仕事をして少ない収入の中から母親を養った。母親が亡くなったとき、三年の喪を過ぎても琴を演奏して音が出せなかった。わが国の大聖人になったのは孝行の心を持っていたからであり、このようであってこそ「名声を揚げて父母を顕彰する」ことができる[13]。

● ２年生

継母が虞舜につらくあたっても、父親を悲しませることを避けるために父には言わなかった。父母や弟が舜を殺そうとしても、舜はいつもどおり振る舞い、恨み言を言わなかった。舜は堯に見いだされて天下を禅譲されたが父母に仕え、弟を大切にし、また弟に職を与えた。父母と弟は自分の行いを悔い、舜に対する態度を変えただけでなく、社会に対しても善人になった[14]。

● ３年生

蒋総統は９歳で父親が亡くなり、以後母親に孝行を尽くした。日本に留学しようとしたときには母親が「男だったら志を立てて国に報いて、国のために大事を為しなさい」と賛成した。蒋総統は日本から帰国して国父の革命に賛同し、満州族の清を滅ぼして中華民国を打ち立て、全国を統一した。戦争では日本を打ち負かし、台湾を取り戻し、不平等条約を取消、我々を世界の五大強国の一つとした。現在は我々を率いて反共抗俄し、大陸の同胞を救おうとしている。蒋総統のこのような偉業は母親の指導によるものである。蒋総統はのちに「国に報いることと親を思うこと」という文章を記し、母親を記念した[15]。

ただし、すべてにおいて儒学的な内容の教育を行うことが求められていたわけではないようである。古今の有名人の格言については、『論語』『孟子』『礼記』といった儒家の典籍から、『後漢書』『荘子』、また蒋介石の事績や言葉、さらにドイツやフランス、日本のことわざなど、広く紹介されている。つまり儒学は、人間修養の基礎として重んじられてはいるのであろうが、あくまで中国文化の一つであるというとらえ方のようである。広く中国古典文化や当時の台湾の状況に合った教材、また世界の文化を取り入れた教育を行おうとしていたと言うことができよう。

(2) 1968年

1968年課程標準準拠教学指引に記された「孝弟」単元の目標は、次の通りである。

[13] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第一冊』86～87ページ。
[14] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第三冊』85～86ページ。
[15] 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引 第五冊』102～103ページ。

【資料13】1968年課程標準準拠の教学指引における「孝弟」を学ぶ目標

１年生（上学期）

一、児童の、父母に孝順に、兄弟姉妹と仲良くする観念を養成する。
二、児童が父母に孝順に、兄弟姉妹と仲良くする行為を実践することを指導する。
三、児童が父母に孝順に、兄弟姉妹と仲良くすることに関する故事を鑑賞させ、併せて古今の有名人の孝弟に関する良い言葉と立派な行いを理解するように指導する[16]。

２年生（上学期）

一、児童が父母に孝順、兄や姉を敬い、弟妹を大事にする観念を養うように指導する。
二、児童が父母に孝順、兄や姉を敬い、弟妹を大事にする行為を実践するように指導する。
三、児童が父母に孝順、兄や姉を敬い、弟妹を大事にすることに関する故事を鑑賞し、併せて古今の有名人の孝弟に関する良い言葉と立派な行いを理解するように指導する[17]。

３年生（上学期）

一、児童の、父母に孝順に、目上を尊敬する観念を養う。
二、児童が、父母に孝順に、目上を尊敬する行為を実践することを指導する。
三、児童が、父母に孝順に、目上を尊敬する故事や図書を鑑賞し、併せて古今の有名人の父母に孝順に、目上を尊敬する良い言葉と立派な行いを理解するように指導する[18]。

４年生（上学期）

一、児童の、兄は親しく弟は恭しく、互いに親しみあうという観念を養う。
二、児童が、兄は親しく弟は恭しく、互いに親しみあうという行為を実践することを指導する。
三、児童が、兄は親しく弟は恭しく、互いに親しみあうことに関する故事を鑑賞し、併せて友愛に関する良い言葉や格言・成語・ことわざなどを理解するように指導する[19]。

５年生（上学期）

一、児童の、父母の言うことを聞き、父母を思いやり、目上を敬う観念を養うように指導する。
二、児童が、父母の言うことを聞き、父母を思いやり、目上を敬う行為を実践するように指導する。
三、児童が、父母の言うことを聞き、父母を思いやり、目上を敬うことに関する故事や良い言葉・格言・成語・ことわざなどを理解し、その道徳観念を強化し打ち立てるように指導する[20]。

６年生（上学期）

一、児童が孝弟の意義と重要性を明らかにし、さらにその父母への孝順、兄弟（姉妹）に友愛であるという道徳観念を養う。
二、児童の、父母の言うことを聞き、兄弟（姉妹）と親しみあい、クラスメイト（朋友）と仲良くするという良好な行為を養う。
三、児童が孝弟に関する格言を理解し、これにしたがって身をもって行動に写すように指導する[21]。

1968年の課程綱要に基づく教科書では、孝とともに「弟」が提示される。「弟」は兄、ま

[16] 國立編譯館（1968年）『国民小學生活與倫理教學指引　第一冊』56ページ。
[17] 國立編譯館（1971年）『国民小學生活與倫理教學指引　第三冊』117ページ。
[18] 國立編譯館（1971年）『国民小學生活與倫理教學指引　第五冊』116ページ。
[19] 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第七冊』125ページ。
[20] 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第九冊』119ページ。
[21] 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第十一冊』120ページ。

た目上の者を敬う心を指しており、上記した項目の仲にも兄弟や目上の者を尊ぶことが含まれている。

(3) 1975年（教科書改編前）

【資料14】1975年課程標準準拠の教学指引における「孝順」を学ぶ目標（教科書改編前）

４年生（下学期）

一、人の子として、父母に孝順でなければならないと知る。
（一） 少なくとも二種類の、父母に孝順である方法を言う。
（二） 少なくとも二種類の、父母に孝順である事例を言う。
（三） 総統　蒋公の母親に孝順である方法を言う。
二、一人一人の国民が、皆国家を敬愛すべきであることを明らかにする。
（一） 少なくとも一種類の、国家を敬愛する方法を言う。
（二） 少なくとも一種類の、国家を愛する事例を話す。
（三） 総統　蒋公の国家を忠愛する偉大な事績を言う。
三、父母に孝順、国家を敬愛する優良な品徳を養成する。
（一） 何が孝順でない行為かということを弁別できる。
（二） 何が愛国でない行為かということを弁別できる。
（三） 総統　蒋公の、親に孝行、国に報いる故事を知る[22]。

５年生（下学期）

一、父母に孝順であることの重要性を明らかにする。
（一） 孝順は人としての基本道徳であるという道理を言うことができる。
（二） 父母に孝順であることは、父母を喜ばせることができるという理由を言うことができる。
二、父母に孝順であることが、良い学生の根本であることを知る。
（一） 父母に孝順であり、学業に努力し、品性を養い、自分を一人の良い学生とすることができる。
（二） 父母に孝順である学生でこそ、先生を尊敬し、クラスメイトと仲良くすることができるということを言うことができる。
三、父母に孝順であるという良好な態度と習慣を養う。
（一） 父母に孝順である良好な態度を三種類以上言うことができる。
（二） 父母に孝順である良好な習慣を三種類以上言うことができる[23]。

６年生（下学期）

一、人の子として父母の大恩に応える意義と重要性を明らかにする。
（一） 父母が子供を教え育てることが大変だということの事例を一種類言うことができる。
（二） 子供として父母の大恩に応えるべき理由を言うことができる。
二、歴代の偉人が父母の大恩に応えた精神をまねる。
（一） 歴代の有名人の中で、男子が父母の大恩に応えた実例を一種類言うことができる。
（二） 歴代の有名人の中で、女子が父母の大恩に応えた実例を一種類言うことができる。
三、品格を修養し学業に努力することで親の恩に応えることを知る。
（一） 自分が親の恩に応える方法を言うことができる。
（二）「養いて敬せず」が孝順とは言えない理由を言うことができる。
（三）「忠臣は孝子の門より出づ」の理由を言うことができる[24]。

[22] 國立編譯館（1979年）『国民小學生活與倫理教學指引　第二冊』29～30ページ。
[23] 國立編譯館（1979年）『国民小學生活與倫理教學指引　第四冊』39ページ。
[24] 國立編譯館（1979年）『国民小學生活與倫理教學指引　第六冊』34ページ。

1975年課程標準準拠教科書の教学指引になると、内容に愛国の要素が加わる。「忠臣は孝子の門より出づ」というように、孝であることと国に忠であることが関連させられている。

(4) 1975年（教科書改編後）

【資料15】1975年課程標準準拠の教学指引における「孝順」を学ぶ目標（教科書改編後）

４年生（下学期）

一、孝順の意義を理解する。
（一） 孝順の意義を解釈、あるいは例を挙げて説明することができる。
（二） 自分が表現したことがある孝順行為を、少なくとも一つ言うことができる。
二、孝順に関する資料を収集し、感想を発表することができる。
（一） 自分の経験あるいは見聞から、孝順の感動的な事績や故事を収集し、記録することができる。
（二） 自分の孝順の故事に対する感想を書くことができる。
三、父母がいつも自分の面倒を見てくれる苦労を感じ取る。
（一） 団体討論の中で、自分が普段父母から面倒を見てもらっている事項をできるだけ列挙することができる。
（二） 自分が父母の世話を受けた経験を回想し、自分の感銘（記憶）が最も深いものを提出し、先生やクラスメイトと共有できる。
（三） 父母が自分の面倒を見ることが大変であり、自分は父母の世話に対して感謝するということを言うことができる。
（四） 父母が自分の面倒を見てくれることは、子供を大事にするという肉親の情に基づくということを言うことができる。
四、具体的に行うことができる計画を定め、父母の世話に応える。
（一） 父母の自分に対する世話に報いたいということができる。
（二） 二項目の自分ができることを書きだして、父母の苦労を軽減することができる。
（三） 二項目の自分が父母を手伝うことができることを書きだすことができる。
（四） 二項目の父母に敬愛を伝える方法を書きだして、書面で実践計画を立案することができる。
（五） 父母に自分の計画を報告し、彼らの意見を聞くことができる。
（六） 計画どおりに実際に実践し、実践した効果と感想を、誠実に教科書の表に埋めることができる。
（七） 自分の実践計画から得た知識を提出し、先生やクラスメイトと共有することができる[25]。

５年生（下学期）

一、孝順の価値を肯定する。
（一） なぜ父母に孝敬にしなくてはいけないか言うことができる。
（二） 子供が父母に対してとるべき態度と表現すべき行為を言うことができる。
二、親子関係の性質と表現方法に新しい理解を持つ。
（一） 故事の主人公の感じ方や考え方を感じ取り、クラスメイトと共有できる。
（二） 自分が父母のために苦労を分かち心配事を取り去った経験や構想を発表することができる。
（三） 教科書の故事に関する討論を通して、自分の普段の父母に話をするときの態度を反省する。
（四） 親子のやりとりを改善する具体的な方法を言うことができる。
三、自分の孝順の表現を深める。
（一） 自分の普段の父母を敬う具体的な表現を描写することができる。
（二） 父母の自分に対する行為の体験を理解することができる。
（三） 自分と父母が一緒にいるときに変えたいことを提出し、併せて実践計画を立案することがで

[25] 國立編譯館（1990年）『國民小學生活與倫理教學指引　第二冊』105～106ページ。

きる。
（四） 自分の孝順の表現を真剣に反省し、また保護者と一緒に改善を検討することができる[26]。

６年生（下学期）
一、中国人が孝道を重視する道理を明らかにする。
（一）「孝」はすべての道徳の根本であることの理由を言うことができる。
（二）「孝道」の重要性を言うことができる。
二、歴史上の孝行息子孝行娘の故事を知る。
（一） 老莱子が親に孝行をしたという故事を言うことができる。
（二） 緹縈あるいは黄香が親に孝行をしたという故事を言うことができる。
三、孝道の本当に意義を理解し、身をもって行動に移すことができる。
（一） 養いて敬せずというのが孝順とは言えない理由を言うことができる。
（二） 父母が健在のうちに孝を尽くさなくてはならない理由を言うことができる。
（三）「忠臣は孝子の門より出づ」の道理を言うことができる。
（四） 父母への孝順を実際に行うことができる。

改編後の教科書の教学指引には改編前と同じく愛国要素が見られるがかなり縮小され、親への孝行を具体的に考えさせる内容となっている。

(5) 1993年

1993年の課程標準に準拠する教科書と教学指引は、それまでの教科書・教学指引と構成が異なっている。単元ごとにテーマが設定され、そのテーマに合う徳目が複数盛り込まれている。以下、孝敬の徳目が盛り込まれている単元を抜き出し、単元のテーマと含まれている徳目を示す。

【資料16】1993年課程標準準拠の孝敬を含む単元のテーマと孝敬以外に含まれる徳目、授業の目標
● １年生（上学期）
単元名称：六、一枚の写真〔仁愛・礼節・孝敬／家庭生活と性教育〕
内容主旨：課程の構成・働き、及び家人が共に過ごす方法を説明する。
主な授業目標：
一、家庭の構成を理解することができる。
二、家庭の働きを言うことができる。
三、父母に孝敬であることができる。
四、目上の人を敬うことができる。
五、家庭の成員と互いに助け合うことができる[27]。

● ２年生（上学期）
単元名称：七、父母に挨拶〔礼節・孝敬／家庭生活と性教育〕
内容主旨：私はきっと父母を尊敬し、問題があるときには父母や家の人に教えを請う。
主な授業目標：
一、朝晩に父母（保護者）に挨拶をする習慣を養成する。

[26] 國立編譯館（1991年）『國民小學生活與倫理教學指引　第四冊』87ページ。
[27] 國立編譯館（1997／2000年）『道徳與健康教學指引　第一冊』22ページ。

二、父母（保護者）の話を集中して聞くことができる。
三、父母（保護者）と話し合いたいという希望を表現することができる。
四、問題が起こったら父母（保護者）と話し合う。
五、父母（保護者）を尊敬する態度を表現することができる[28]。

● 3年生（上学期）
単元名称：四、健康なものを食べよう〔孝敬／食物と栄養〕
内容主旨：六大類食物を理解し、健康な食物を選択することができ、水を飲むことの重要性を理解することができる。
主な授業目標：
一、水を飲むことの重要性を理解する。
二、健康なおやつとジャンクフードを見分けることができる。
三、油脂類・野菜類と果物類の食物の由来を言うことができる。
四、油脂類・野菜類と果物類の食物の効能を理解できる。
五、健康な食物を選択する。
六、自分の飲食に注意することで、父母に心配させないようにすることができる[29]。

● 3年生（下学期）
単元名称：三、グラウンドでの事故〔孝敬／成長と発育・疫病の予防〕
内容主旨：骨格・筋肉系統を理解し、けがを予防することができる。
主な授業目標：
一、筋肉と骨格のけがを避けることで、父母に心配をさせないようにすることができる。
二、骨格には内臓を支えること・内臓を保護すること、運動の三項目の効能があることを知る。
三、運動は骨格と筋肉が互いに協力して完成するものであると言うことができる。
四、骨格筋肉のけがを防ぐ方法を言うことができる[30]。

● 4年生（下学期）
単元名称：心を込めた贈り物〔孝敬・勤倹〕
主な授業目標：
一、父母の感じたことと要求に配慮することができる。
二、父母の苦労を感じ取ることができる。
三、いつも孝敬でいることができ、父母に配慮することができる。
四、具体的にいたわる振る舞いをし、父母に配慮することができる。
五、よく父母に付き添うことができる。
六、父母と話し合うことをうれしく思う。
七、父母に対して誠実であることができる。
八、物を大切にできる。
九、お金を使う計画を立案することができる[31]。

● 5年生（下学期）
単元名称：四、勝揚の心配事〔孝敬〕
主な授業目標：
一、家庭の調和を保つことができる。

[28] 國立編譯館（1997／2000年）『道徳與健康教學指引　第三冊』25ページ。
[29] 國立編譯館（1998／2000年）『道徳與健康教學指引　第五冊』31ページ。
[30] 國立編譯館（1999／2000年）『道徳與健康教學指引　第六冊』31ページ。
[31] 國立編譯館（2000年）『道徳與健康教學指引―道徳　第八冊』37ページ。

二、父母の成長経験を理解することができる。
三、父母の子供に対する配慮の気持ちを感じ取ることができる。
四、父母の生活態度や価値観を尊重したいと思う。
五、分別ある態度で、婉曲に父母に意見し、あるいは父母の意見を受け入れることができる。
六、家人の健康及び生活に関心を持つことができ、家人に対して愛情と配慮を致すことができる。
七、家事をし、客人を接待し、父母の苦労を分担したいと思う[32]。

● 6年生（下学期）
単元名称：三、彼は私のおじいちゃん〔孝敬〕
主な授業目標：
一、家人の親密な感情を増すためには、互いに気に掛け応えることが必要であると理解する。
二、父母や目上の人たちのしつけの苦心と苦労を感じ取ることができる。
三、父母や目上の人たちの感じたことや要求を理解することができる。
四、主体的に幼い人たちの面倒を見ることができる。
五、父母や目上の人たちへの親切な行為を表現する[33]。

1993年課程標準準拠の教科書の内容は、より児童にとって身近なものとなっている。1975年の課程標準準拠の教科書に見られた愛国教育の要素は見えなくなり、父母の気持ちを考えること、兄弟姉妹を大切にすること、またそれを行為として表現すること、家族で協力し合うことを説いている。

2．考　察

授業目標の変遷をまとめると、次の通りである。1975年の課程標準準拠教科書・教学指引にて反共・抗ソが明らかとなった。しかし1975年の課程綱要準拠の改編後の教科書・教学指引からは反共・抗ソが消え、また親の為すことの理由や親の気持ちを理解すること、すなわち親による教育が必要なものであり感謝すべきものであるということを理解することを目標としなければならなくなったという、社会情勢の変化をうかがうことのできる内容へと変化した。この方向性は1993年課程標準準拠の教科書・教学指引にも受け継がれている。

教科書の目標の変遷の中で大きく変化していることとして２点を挙げることができる。

１点目は、「愛国」に関する目標の有無である。1975年、すなわち中華民国64年の課程標準準拠教科書の教学指引には「愛国」に関する目標が多く見られることは、既に指摘した通りである。ここには、やはり国際的に中華人民共和国が中国と認められ、中華民国としての立場が不安定になったという国際情勢が影響していると考えられる。

もう１点は、1975年課程綱要準拠教科書のうち改編後の教科書から、両親の自分に対する行為を理解するという項目があらわれることである。改編前の教科書までは、両親は児童を教え導く存在であり、児童は親の恩に応えることを教えられていた。一方、改編後の

[32] 國立編譯館（2001／2002年）『道徳與健康教學指引―道徳　第十冊』37ページ。
[33] 國立編譯館（2002／2003年）『道徳與健康教學指引―道徳　第十二冊』37ページ。

教科書では「父母から面倒を見てもらっている事項を列挙する」「父母が自分の面倒を見ているのは、子供を大事にするという肉親の情に基づく」というように、両親の行為を理解することが要求されるようになるのである。1993年課程標準準拠教科書に至っては「分別ある態度で、婉曲に父母に意見し、あるいは父母の意見を受け入れることができる」という目標が定められる。ここからは、両親に強く意見をしたり、両親の意見を拒否したりする児童の存在をうかがうことができる。

Ⅲ　結　論

本稿で論じたことは以下の通りである。

Ⅰでは道徳関連科目で取り扱われた単元や道徳教育を行う目標、また道徳関連科目の時間数の変遷について考察し、道徳関連科目の授業の流れについて確認した。1962年から1975年の課程標準によれば、道徳関連科目の授業は毎日必ず定時指導が行われていた。授業内容は各年度ごとに様々な徳目が選ばれているが、「誠実（信実）、勤倹（節倹）、孝敬（孝弟・孝順）、友愛（仁愛）、守法、愛国、和平」は必ず教育内容に含まれていた。授業の流れの特徴は、児童自身に考えさせることであった。

Ⅱでは孝の授業の内容の変遷について、孝関係の単元を学ぶ目標の変遷をたどることで確認した。1962年・1968年の課程標準準拠の教科書では、親孝行や目上の人を敬うことをともに説き、それがひいては治国・平天下につながるものであると教えていた。この時点で、すでに孝と国のために働くことは結び付けられていた。しかし「愛国」の要素がはっきりと見られるのは1975年課程標準準拠教科書であった。しかし1975年課程標準準拠教科書の改編後のものから愛国の要素が薄くなり、1993年課程標準準拠教科書では児童に身近なテーマを用い、児童の生活に密着した事項を目標を提示するようになった。

ところで、「孝」における愛国的要素の取り扱われ方について特徴的なことがあった。「孝」では愛国的要素が最も強かった1975年課程標準準拠の改編前の教科書においても、父母への孝順が愛国につながるということを教える程度であり、当時の政策である「反共・抗ソ」はそれほど大きく反映されていない。なぜ「孝」単元にははっきりと「反共・抗ソ」が書かれず、ただ孝が愛国につながることを教えるのみであったのか。

1962年の課程標準準拠の教学指引を見てみると、「反共・抗ソ」とまでは書かれずとも、愛国要素がはっきりと打ち出されている単元と、そうでない単元とがあることが分かる。愛国に関わる内容や民主的素養・法治国家を目指すことがはっきりと書かれているものは「睦隣、守法、謹慎、廉恥、負責、仁義、愛国、和平」である。これに対して愛国要素がはっきりとは見られず、儒教的な「修身・斉家・治国・平天下」の考え方や、愛国というよりも更に大局的な視線で世界の平和を目標とする単元は「誠実、勤倹、孝敬、友愛、創造、合作」である。これらの単元群は、広く社会に関する徳目と、個人を主体とした徳目とに分かれていることが想像される。そこで今後の課題として、愛国要素の濃淡と徳目と

の関連を確認することと、現行の九年一貫教育にて道徳関連科目が無くなった理由、また道徳が吸収された社会科での道徳の教育方針について研究を進めていきたい。

参考文献

- 中華人民共和国の国連加盟問題に関する情報（外務省ホームページ）「第４章　国際連合における活動とその他の国際協力」検索日：2015年３月11日
  http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1972/s47-2-4-1.htm

先行研究

- 荒木雪葉（2014年９月）「戦後台湾の道徳教育の変遷―国民学校及び国民小学課程標準を通して」地域健康文化学会『地域健康文化学論輯』
- 騰邑文化編輯部（2013年）『教育世紀回顧　民国時期』零極限文化出版社

課程標準

- 國立編譯館（1962／1963年）『國民學校課程標準』
- 國立編譯館（1968年）『國民小學暫行課程標準』
- 國立編譯館（1976年）『國民小學課程標準』
- 國立編譯館（1994年）『國民小學課程標準』

教科書

1968年課程標準準拠

- 國立編譯館（1968年）『生活與倫理　第一冊』
- 國立編譯館（1969年）『生活與倫理　第二冊』
- 國立編譯館（1969年）『生活與倫理　第三冊』
- 國立編譯館（1970年）『生活與倫理　第四冊』
- 國立編譯館（1969年）『生活與倫理　第五冊』
- 國立編譯館（1970年）『生活與倫理　第六冊』
- 國立編譯館（1969年）『生活與倫理　第七冊』
- 國立編譯館（1970年）『生活與倫理　第八冊』
- 國立編譯館（1969年）『生活與倫理　第九冊』
- 國立編譯館（1970年）『生活與倫理　第十冊』
- 國立編譯館（1969年）『生活與倫理　第十一冊』
- 國立編譯館（1970年）『生活與倫理　第十二冊』

1975年課程標準準拠（改編前）

- 國立編譯館（1978年）『生活與倫理　第一冊』
- 國立編譯館（1979年）『生活與倫理　第二冊』
- 國立編譯館（1978年）『生活與倫理　第三冊』
- 國立編譯館（1979年）『生活與倫理　第四冊』
- 國立編譯館（1978年）『生活與倫理　第五冊』
- 國立編譯館（1979年）『生活與倫理　第六冊』

1975年課程標準準拠（改編後）

- 國立編譯館（1989年）『生活與倫理　第一冊』

- 國立編譯館（1990年）『生活與倫理　第二冊』
- 國立編譯館（1990年）『生活與倫理　第三冊』
- 國立編譯館（1991年）『生活與倫理　第四冊』
- 國立編譯館（1992年）『生活與倫理　第五冊』
- 國立編譯館（1992年）『生活與倫理　第六冊』

1993年課程標準準拠

- 國立編譯館（1997年）『道德與健康　第一冊』
- 國立編譯館（1998年）『道德與健康　第二冊』
- 國立編譯館（1997年）『道德與健康　第三冊』
- 國立編譯館（1998年）『道德與健康　第四冊』
- 國立編譯館（1998年）『道德與健康　第五冊』
- 國立編譯館（1999年）『道德與健康　第六冊』
- 國立編譯館（1999年）『道德與健康—道德　第七冊』
- 國立編譯館（2000年）『道德與健康—道德　第八冊』
- 國立編譯館（2000年）『道德與健康—道德　第九冊』
- 國立編譯館（2001年）『道德與健康—道德　第十冊』
- 國立編譯館（2001年）『道德與健康—道德　第十一冊』
- 國立編譯館（2002年）『道德與健康—道德　第十二冊』

教学指引

1962年課程標準準拠

- 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引　第一冊』
- 國立編譯館（1964年）『公民與道德教學指引　第二冊』
- 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引　第三冊』
- 國立編譯館（1964年）『公民與道德教學指引　第四冊』
- 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引　第五冊』
- 國立編譯館（1964年）『公民與道德教學指引　第六冊』
- 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引　第七冊』
- 國立編譯館（1964年）『公民與道德教學指引　第八冊』
- 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引　第九冊』
- 國立編譯館（1964年）『公民與道德教學指引　第十冊』
- 國立編譯館（1963年）『公民與道德教學指引　第十一冊』
- 國立編譯館（1964年）『公民與道德教學指引　第十二冊』

1968年課程標準準拠

- 國立編譯館（1968年）『国民小學生活與倫理教學指引　第一冊』
- 國立編譯館（1969年）『国民小學生活與倫理教學指引　第二冊』
- 國立編譯館（1971年）『国民小學生活與倫理教學指引　第三冊』
- 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第四冊』
- 國立編譯館（1971年）『国民小學生活與倫理教學指引　第五冊』
- 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第六冊』
- 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第七冊』
- 國立編譯館（1970年）『国民小學生活與倫理教學指引　第八冊』
- 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第九冊』

- 國立編譯館（1974年）『国民小學生活與倫理教學指引　第十冊』
- 國立編譯館（1973年）『国民小學生活與倫理教學指引　第十一冊』
- 國立編譯館（1974年）『国民小學生活與倫理教學指引　第十二冊』

1975年課程標準準拠（改編前）

- 國立編譯館（1978年）『国民小學生活與倫理教學指引　第一冊』
- 國立編譯館（1979年）『国民小學生活與倫理教學指引　第二冊』
- 國立編譯館（1978年）『国民小學生活與倫理教學指引　第三冊』
- 國立編譯館（1979年）『国民小學生活與倫理教學指引　第四冊』
- 國立編譯館（1978年）『国民小學生活與倫理教學指引　第五冊』
- 國立編譯館（1979年）『国民小學生活與倫理教學指引　第六冊』

1975年課程標準準拠（改編後）

- 國立編譯館（1989年）『國民小學生活與倫理教學指引　第一冊』
- 國立編譯館（1990年）『國民小學生活與倫理教學指引　第二冊』
- 國立編譯館（1990年）『國民小學生活與倫理教學指引　第三冊』
- 國立編譯館（1991年）『國民小學生活與倫理教學指引　第四冊』
- 國立編譯館（1991年）『國民小學生活與倫理教學指引　第五冊』
- 國立編譯館（1992年）『國民小學生活與倫理教學指引　第六冊』

1993年課程標準準拠

- 國立編譯館（1997／2000年）『道德與健康教學指引　第一冊』
- 國立編譯館（1997／2000年）『道德與健康教學指引　第二冊』
- 國立編譯館（1997／2000年）『道德與健康教學指引　第三冊』
- 國立編譯館（1998／2000年）『道德與健康教學指引　第四冊』
- 國立編譯館（1998／2000年）『道德與健康教學指引　第五冊』
- 國立編譯館（1999／2000年）『道德與健康教學指引　第六冊』
- 國立編譯館（1999／2000年）『道德與健康教學指引―道德　第七冊』
- 國立編譯館（2000年）『道德與健康教學指引―道德　第八冊』
- 國立編譯館（2000／2001年）『道德與健康教學指引―道德　第九冊』
- 國立編譯館（2001／2002年）『道德與健康教學指引―道德　第十冊』
- 國立編譯館（2001／2003年）『道德與健康教學指引―道德　第十一冊』
- 國立編譯館（2002／2003年）『道德與健康教學指引―道德　第十二冊』

特別掲載

東アジア地中海の時代を拓く

The Opening of an Era of the East Asian Mediterranean

小　川　雄　平
OGAWA Yuhei

Abstract

This paper consists of the final lecture on my study of East Asian economics at Seinan Gakuin University. My study on Sino-Korean trade led to the conclusion that the close economic interdependence of some countries would promote amity among them. So, in this paper, I discuss to design two economic communities, namely, energy community and transport community in collaboration with Northeast Asian countries. This paper is composed of 4 parts, as follows.

1. Object and method
   (1) Developing countries as object
   (2) The importance of a field survey
   Supplement: China's embargo on the export of maize and the food situation of North Korea
2. Sino-Korean economic exchange and 'Yellow Sea-rim Economic Sphere'
   (1) Korean economy and Sino-Korean trade
   (2) From indirect trade to direct trade
   (3) Regional economic exchanges and 'Yellow Sea-rim Economic Sphere'
3. 'East Asian Mediterranean Economic Sphere' and two economic communities
   (1) From 'Yellow Sea-rim Economic Sphere' to 'East Asian Mediterranean Economic Sphere'
   (2) Energy community
   (3) Transport community
4. Conclusion

要　　約

本論は、西南学院大学での最終講義を論文にまとめたものである。私の中韓貿易の研究から、経済的相互補完関係の緊密さが当該国相互間の関係改善をもたらすという命題が導き出された。そこで、本論では、二つの経済協力体、すなわち「エネルギー協力体」と「物流協力体」を構想し、その成立によって東北アジア地域の関係改善が図られることを論じている。章別構成は以下の通りである。

１．対象と方法
（1）対象としての発展途上国
（2）実証研究の重要性
補論：中国のトウモロコシ禁輸と北朝鮮の食糧事情

2．中韓経済交流と「環黄海経済圏」
(1) 韓国経済と中韓貿易
(2) 間接貿易から直接貿易へ
(3) 地方間経済交流と「環黄海経済圏」
3．「東アジア地中海経済圏」と二つの経済協力体
(1)「環黄海経済圏」から「東アジア地中海経済圏」へ
(2) エネルギー協力体
(3) 物流協力体
4．結　語

はじめに

私は、2015年３月末をもって、37年間勤務した西南学院大学を定年退職した。３月７日には、教え子や教職員の有志による「最終講義」が企画され、私の研究を総括して講演する場を持つことが出来た。また、４月17日には、東アジア学会の会員有志によるワークショップも開かれ、「最終講義」の論点を整理して再度報告する機会を得た。その際に、「最終講義」を文章化することも勧められた。本稿は、そうした勧めを受けて「最終講義」の内容を整理し直し、新たに書き下ろしたものである。

１．研究対象と方法

(1) 対象としての発展途上国

私の元々の専攻は、戦後、先進資本主義国の植民地から独立した新興独立国、いわゆる「第三世界」と称される国々の経済を研究対象とする「発展途上国経済論」であるが、私が大学院の博士課程で学んでいた1970年代は、これらの国々の呼称が「低開発国（Underdeveloped Countries）」から「発展途上国（Developing Countries）」に変わる過渡期にあり、未だ「低開発国経済論」と称されるのが普通であった。というのは、問題の核心を先進国との発展段階差や地球規模での経済格差に求める「発展段階論[1]」や「南北問題」のアプローチでは、貧困問題すら解決できないと考えられたからである。すなわち、これらの国々の貧困は、未開であるからでもなければ、単に発展が後れているからでもなく、その置かれた世界経済の環境、換言すれば先進国との関係によって発展が規定された結果だと考えられたのである。

こうして、経済援助さえすれば発展の後れはいずれ克服できるという楽観論は影を潜めることになったが、逆に、新興独立国の政治的独立を「偽の独立」と捉え、独立以降も旧宗主国の支配体制に組み込まれたままだとする「新植民地主義論」が力を得た。しかし、

[1] 代表的な文献は W. Rostow、木村健康・他訳（1961年）『経済成長の諸段階――一つの非共産主義宣言――』ダイヤモンド社である。

東西冷戦体制の下で、先進資本主義陣営にも社会主義陣営にも属さない「非同盟」を標榜した国々、例えばインド・インドネシア・エジプト等が台頭して「第三世界」を形成し、独自の経済発展を追求し始めたことから、その発展は先進資本主義国から一方的に規定されるものではなく、それへの対抗という相互作用の中で方向付けられると捉えられるに至った。先進資本主義国からの規定性を認めながらも、それに対抗する新興独立国の主体性を評価しようというのである。したがって、新興独立国の呼称は、停滞的な「低開発国」より動態的な響きのある「発展途上国」が相応しく、その経済を対象とする研究分野は「発展途上国経済論」となった。

私が院生時代から共同研究に加えて貰った大阪市立大学経済研究所国際班の研究対象の一つが、発展途上国であった。その主体性の発現形態を「国家資本主義」という概念で把握しようというのである。すなわち、発展途上国は先進資本主義国からの規定性を受けるも、脆弱な民間資本・民族企業に代わって政府が国有セクターを創設・拡大させることで先進資本主義国からの規定性に対抗し、経済発展を実現しようとする。そうして、将来的には、この国有セクターが核となって発展途上国は「非資本主義的発展」を遂げるというのが、国際班の中心的論客である尾崎彦朔先生の持論であった。

尾崎先生や国際班の共同研究の参加メンバーが国家資本主義の具体的な研究対象としたのはインドであったが、私は国家資本主義の原型（先駆的形態）を旧中国の官僚資本主義に求めた。官僚資本主義は「買弁的・封建的な国家独占資本主義」とする毛沢東の規定[2]が定着していたが、私は、旧中国の土着資本[3]が統一政権を要求するまでに発展して官僚資本化したものの、日本とは異なって西欧的発展の軌跡を辿り得ず、結果的に非資本主義発展に途を拓いたと捉えることで、発展途上国の、西欧的発展とは異なる独自の発展の論理を実証しようと考えた。こうして、修士論文「旧中国における土着資本の帝国主義対抗―銀行資本による対帝国主義基盤の形成過程―」に手を入れてアジア政経学会で報告した内容をまとめたのが、最初の論文「旧中国における国民党官僚資本主義成立の契機」[4]である。

国民党官僚資本主義を国家資本主義だと明確に規定されたのは、学部生の時から教えを乞うていた中嶌太一先生であるが、旧中国の産業資本が国家独占資本主義の段階規定を受けて歪曲された結果だと捉え、したがって西欧的発展の軌跡を辿り得た日本と、中国・インドとを同じ範疇に類型化できるとする先生の主張[5]を、最初の論文で批判することになった。先進資本主義国と同時併存し、その再生産構造に組み込まれつつある中国・インド等

[2] 毛沢東（1983年）「当面の情勢と我々の任務」、毛沢東文献資料研究会『毛沢東集』（第二版）第10巻、蒼蒼社、108頁。

[3]「民族資本」は一般的に、反動的な買弁資本・官僚資本と対比させて「進歩的な」属性を持つと理解されているので、そうした価値観を与えない「土着資本」という表現を使っている。

[4] 小川雄平（1972年４月）「旧中国における『国民党官僚資本主義』成立の契機」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』66巻４号。

[5] 中嶌太一（1970年）『中国官僚資本主義研究序説―帝国主義下の半植民地的後進資本制の構造―』（滋賀大学経済学部研究叢書第一号）中村太古舎（非売品）を参照されたい。

発展途上国の発展は、曲りなりにも西欧的発展の軌跡を辿り得た日本の発展とは異なるというのが私の主張でもあったからである。

続いて、私は、国家資本主義が非資本主義的発展を遂げる可能性を持つことの理論的根拠を晩年のマルクスの「ロシア論」に求めた。研究対象である発展途上国が、東西冷戦構造下にあっても、資本主義陣営でも社会主義陣営でもない、いわゆる「第三世界」として一定の政治・経済的影響力を持って存立し得ているという状況に加えて、西欧的発展に固執しないどころか、むしろ積極的に複合的発展史観を受容れる尾崎先生の国家資本主義論は、当時の私には優れて魅力的な理論だと思われたからである。こうして執筆した「後進国国家資本主義と非資本主義発展の途」[6] と、『エコノミスト』に載せた「新たな経済自立思想の源流」[7] とは、共に石油の国有化と価格決定権を確保して資源ナショナリズムに湧き、明るい将来発展が描かれていた当時の第三世界の状況を反映している。

その後、発展途上国は、資源保有国と、資源は保有しないが外資の導入を梃子に高成長を遂げた国、低開発のまま貧困に喘ぐ国とに分化するに至る。外資導入で高成長を達成したのはNIEs（Newly Industrializing Economies: 新興工業経済群）と称された韓国・台湾・香港・シンガポールの４ヶ国・地域で、いずれも国内市場が狭隘なことから外資導入による輸出振興策を推進したことで知られる。とりわけ韓国は、1972年に、学園スパイ事件で逮捕・拘禁中の在日韓国人徐勝氏の面会と裁判の傍聴のために初めて訪問して鮮烈な印象を受けたこともあり、その後も訪韓を繰り返し、「韓江の奇跡」と称された急激な発展を目の当たりにした。

これに対して、瞠目すべきは、資源に恵まれ、巨大な潜在市場を擁する中国の高成長である。周知のように中国は、1978年末に「改革開放」に踏み切り、「経済特区」に続いて「経済開発区」を設置して東部沿海地域に外資を導入、輸出振興を梃子に高度経済成長を実現した。2001年にはWTO（World Trade Organization: 世界貿易機関）に加盟を果たして国内市場を開放し、「世界の工場」から「世界の工場・市場」へと変貌、同時に、「走出去」を掲げて企業の対外進出を加速させるに至っている。このように中国は、市場経済による経済発展の途を直走っているのであるが、そのことをもって、中国も西欧的発展の軌跡を辿っていると考えることは出来ない。成程中国は世界第二の経済大国になり、中国企業も肥大化・多国籍化したとはいえ、日本の巨大企業による生産の国際化、換言すれば企業自身が主導する国際分業関係の構築は未だ広範には見られず、発展の後れた地域を自己の再生産構造に組み込んでいるともいえないからである。中国経済は西欧的発展の範疇には類型化し得ない独自の発展の途を進んでいると捉えるのが妥当ではないだろうか。

---

[6] 小川雄平（1974年１月）「後進国国家資本主義と非資本主義発展の途―マルクス『ロシア社会論』の現代的意義―」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』70巻１号。

[7] 小川雄平（1974年５月）「新たな経済自立思想の源流」、毎日新聞社『エコノミスト』52巻21号。

(2) 実証研究の重要性

国際班の共同研究で身に付いたのは、現地調査を基に実証するという研究スタイルである。課題達成のために現地調査を実施し、その成果を基に理論化するのである。理論化は、現地調査とは違って孤独で地道な研究活動である。現地調査で満足してしまう「地域屋」になっては駄目だと、恩師の本多健吉先生からも注意を受けた。

好奇心旺盛な性格もあってか、現地調査を基に実証するという研究スタイルは私に合っていたようである。現地調査が難しい北朝鮮経済の研究のために、中国最大の国境都市遼寧省丹東市に「丹東経済研究所」を96年に設立して情報収集できたのも、私の好奇心旺盛な性格と吉林大学や東北財経大学の友人達の協力のお陰である。この丹東市と吉林省の長白県で現地調査の重要性を再認識することになった。次に補論として紹介しておきたい。

補論：中国のトウモロコシ禁輸と北朝鮮の食糧事情

1994年11月～96年５月の１年７ヶ月の間、中国は、華南地域で大々的に始まった養鶏事業による飼料穀物の需給逼迫・価格高騰という事態を受けて、トウモロコシの輸出を禁止する措置を採った[8]。影響を受けたのは北朝鮮である。というのは、90年代に入って穀物生産が減退し、北朝鮮の食糧は、中国からの穀物輸入、とりわけトウモロコシ輸入に大きく依存していたからである。

穀物生産が低迷した原因は、密植と農薬・化学肥料の多投が長年続いたことによる土壌疲労である。密植と施肥によって差し当たりは収量増が可能である。実際、80年の北朝鮮の ha 当りのコメの平均収量は日本を上回る6.3ｔを記録した[9]。お陰で北朝鮮は国際価格の高いコメを中国に輸出できたのであるが、土壌疲労は始まっていたのである。付表１に示されるように、北朝鮮は85年からはコメを輸出する一方で、中国から安価なトウモロコシの輸入を始めた。しかし、コメの輸出は90年代に入ると激減、93年からは輸入に依存するようになり、トウモロコシの輸入も急増した。土壌疲労で国内の穀物生産が低迷した結果、食糧不足が顕在化したのである。そのような状況下で94年11月、中国がトウモロコシの輸出禁止に踏み切った。追い打ちをかけるように、翌夏には未曾有の集中豪雨に襲われ、95年の北朝鮮の穀物収穫高は前年の573万トンから277万トンに半減した[10]。頼みとする中国のトウモロコシが輸入できないとすれば、結果は食糧不足の深刻化である。

---

[8] 禁輸措置だけでは需給はさらに逼迫し、中国は95年３月からトウモロコシの輸入を急増させた。95年の年間輸入量は前年比実に8379倍の518万トンに達した（中国海関総署『中国海関統計月報』1995年12月）。この結果、96年３月に需給は緩和、４月には輸入が止り、輸出禁止措置も解かれて６月からトウモロコシの輸出が再開された。

[9] 東アジア貿易研究会（1993年11月）「北朝鮮の農業現況と展望（中）」、『東アジア経済情報』No ５。

[10] 北朝鮮政府が UNDP（国連食糧農業機構）に報告した数値である。詳しくは、UNDP,（1998）, ‘Thematic Round Table Meeting on Agricultural Recovery and Environmental Protection in the DPRK’ を参照。

付表１　中国の対北朝鮮穀物輸出入

単位：トン、（金額1000ドル）

	コメの輸入	トウモロコシの輸出	コメの輸出
1984	30.598（ 4,763）	−	−
1985	77,083（13,731）	123,998（12,050）	−
1986	17,614（ 3.398）	127,581（15,053）	−
1987	25,753（ 2,630）	71,283（ 5,332）	53,379（ 8,766）
1988	29,662（ 6,282）	123,675（11,960）	−
1989	62,615（16,223）	123,478（18,161）	−
1990	40,650（ 7,544）	150,408（14,459）	−
1991	11,434（ 1,428）	216,790（24,569）	−
1992	4,920（ 772）	516,277（64,566）	−
1993	240（ 33）	876,218（94,029）	12,503（ 2,178）
1994	1,420（ 221）	209,478（22,358）	28,549（ 4,060）
1995	−	11,027（ 1,613）	2,336（ 341）
1996	−	80,980（14,889）	45,095（14,428）
1997	−	556,945（83,222）	91,824（27,616）

出所：『中国海関統計年鑑』による。

付表２　中国の対北朝鮮穀物輸出

単位：トン

	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
トウモロコシ	876,218	209,478	11,027	80,980	556,945
コメ	12,503	28,549	2,336	45,095	91,824
ムギ類	276	26,940	16,106	568	6,587
ソバ	1,324	634	2,315	2,246	1,652
食用高粱	13,221	−	14,523	299	44,080
小麦粉	37,374	8,966	67,348	328,908	270,975
トウモロコシ粉・破砕	127	95	1,946	59,095	48,656
その他穀物粉	60	113	11	3,169	686
その他穀物	52	17	1,797	60	476
合計	941,155	274,792	117,409	520,420	1,021,881

出所：付表１に同じ。

当時の中国の貿易統計から、北朝鮮向けの穀物輸出の状況を詳しく見ておこう。付表２から窺われるように、トウモロコシ禁輸の影響を受けなかった93・97年の統計数値から推測して、北朝鮮は、トウモロコシを中心に年間ほぼ100万ｔの穀物を中国から輸入することで国内の食糧不足に対処していたと思われる。ところが、11月からトウモロコシの輸入が出来なくなった94年は、代わりにコメや麦の輸入を増やしたものの、穀物輸入量は27万ｔに過ぎず、災害で国内の収穫も半減した95年は、食用高粱や小麦粉の輸入を増やしたものの、輸入量は12万ｔにも満たなかった。中国の貿易統計を見る限りでは、96年の春窮期に

北朝鮮が食糧不足で崩壊するとの予測も首肯せざるを得ない状況となった。日本政府もコメ30万ｔと50万ドルの人道支援を行った。しかし、実際には北朝鮮は体制崩壊せず、予測は外れた。何故であろうか。

この謎を解明するには現地調査に赴くしかない。96年６月、私は、吉林大学の友人の伝手を頼りに、吉林省長白県の口岸（通商口）で聞き取り調査を行った。長白県は北朝鮮の咸鏡北道恵山市と国境を接し、85年から同市との間で国境貿易を実施しているからである。

国境貿易は、中国では「辺境貿易」と称され、国境民（多くが少数民族である）の福利厚生と国境地域の経済振興のために政府が優遇措置を講じて奨励している民間取引である。具体的には、政府に認可された国境地域の貿易会社が行う「小額取引」と、指定された地点で国境民が自由に取引する「辺民互市」、「探親」と称される親族訪問取引とがある。ここでの問題は、北朝鮮との間で許されている「探親（親族訪問取引）」である。その内容は、中国内の朝鮮族（朝鮮系中国人）が北朝鮮の親族を訪問する際に国外持出しを許される一定金額の携行品を、北朝鮮内でリンゴや干鱈あるいは木材等と交換し、それを中国内に免税で持ち込んで換金するという貿易取引である。聞き取り調査で判明したことは、禁輸のトウモロコシであっても、１人１回1,000元までは免税で持ち出しが可能だったことである。当時は、北朝鮮の窮状を考慮した税関が１人１回1,500元相当分までなら食糧の携行を黙認したという。1,500元は、トウモロコシなら１ｔ分に相当する金額である[11]。

長白県での聞き取り調査によれば、「探親」で95年に持ち出された携行品は「年間トラック500台、700～800万元規模」だという。携行品をトウモロコシだと考えると4,500～5,000ｔに相当する。丹東市での調査（97年３月実施）の結果も記しておくと、96年の「探親」の延人数は１万6,000～7,000人に上ったという。丹東でも、１人１回1,500元分の食糧を携行して訪朝するというから、トウモロコシに換算すると、96年に少なくとも１万5,000ｔ規模のトウモロコシが北朝鮮に輸出された計算になる。長白も丹東も、免税範囲内の携行品として持ち出されたから、貿易統計には計上されずに輸出されている。北朝鮮と国境を接し、口岸（通商口）のある図們・琿春・集安・龍井・和龍・臨江等でも、同様にトウモロコシが輸出されたものと思われる。長白と同規模と仮定すれば、各地から「探親」で北朝鮮に運ばれたトウモロコシは、丹東からの１万5,000ｔを含め、年間５万ｔを下らなかったと思われる。逆に、トウモロコシと交換に北朝鮮から中国に輸出されたものは、安価なリンゴや干鱈では追いつかず、値の張る木材や屑鉄であった。その結果、中国からの食糧との交換のために工場の鉄製設備機器や鉄線の窃盗、樹木の乱伐が頻発し、北朝鮮政府が１ヶ月の鉄屑・木材の輸出禁止措置を採ることになったという[12]。

丹東の調査では、さらに興味深いことが判明した。鴨緑江下流の北朝鮮領の島嶼部で、丹東の漁民と北朝鮮の漁民とが「辺民互市」取引をしているというのである。関係者の話によると、北朝鮮当局に指定された島では、管理費100ドルを徴収して中国漁民の持ち込ん

[11] 96年の貿易統計から北朝鮮向け輸出単価ｔ当り183.86ドルを基に人民元に換算すると、１ｔ当りは1,526元となる。
[12] 丹東経済研究所『朝鮮半島経済動態』1997年４月20日。

だ食糧と北朝鮮漁民の魚介類との自由な交易が許可されており、96年の取引高は往復で6,300万ドルに達した模様だという。バーター取引であるから、北朝鮮側が魚介類と交換に得た食糧は3,150万ドル分、トウモロコシ17万tに相当する。それだけではない[13]。中・朝漁民は、時には韓国漁民も巻き込んで、管理費の不要な公海上でも、魚介類と食糧とのバーター取引をしているという。残念なことに、取引高は不明であるが、島の半分としても8万tになる。

上に見たように、国境貿易の「辺民互市」や「探親」の免税措置を利用して、貿易統計に計上されない形で、食糧わけてもトウモロコシが中国から北朝鮮に輸出された。その規模は、控え目に見積もっても年間30万tに達したものと思われる。もちろん、その恩恵に与ったのは中国から直接食糧が入った北朝鮮の国境地域に限定され、国境から遠い内陸部の食糧事情は厳しかったと思われる。とはいえ、禁輸中にもかかわらず中国からトウモロコシが届いた結果、国際社会からの人道援助も相俟って、北朝鮮は体制崩壊を免れたのである。

中国からのトウモロコシの輸出再開後も、洪水（96年）と旱魃（97年）に見舞われて、北朝鮮の食糧生産は96年181万t、97年211万tと低迷した[14]。食糧事情が深刻化したことはいうまでもない。97年4月には食糧が底を付いて配給が完全にストップした。翌98年の9月になって、漸く1人・1日52gの配給が再開され、11月には配給量も同191gに引き上げられた[15]。有機農法[16]と「適地適作」政策が採られて、山地が多く冷害を受け易い北部はジャガイモの栽培に切り替え、南部の穀倉地帯では二毛作を増やした[17]ことが奏功した結果、98年の食糧生産が300万tを超えたからである[18]。お陰で、98年の中国からの食糧輸入は40万t（内トウモロコシ19.6万t）[19]、前年の6割減の水準に収まった。

このように、北朝鮮は中国のトウモロコシ禁輸下の食糧危機、さらにはそれに続いて発生した自然災害による食糧危機をも乗り切ったのであった。また、その間の有機肥料への切り替えと敵地適作政策の採用の結果、大きな自然災害さえなければ、中国への食糧輸入依存をそれほど強める必要もなくなったのである[20]。

---

[13] 中国側も97年3月から、北朝鮮領の緋緞島に近接する大台子漁港を「辺民互市」の取引地点に指定し、中・朝漁民の自由な取引を認めるようになったが、取引高の33%を徴収するために取引は低調だという。

[14] 注10に同じ。なお、韓国統一省は369万t（96年）・349万t（97年）と見積もっている。

[15] FAO/WFP（1998年11月12日）, 'Special Report: FAO/WFP Crop and Food Supply Assessment Mission to the DPRK'.

[16] 化学肥料から有機肥料（北朝鮮では総合微生物肥料）への切り替えが進み、97年2月現在で60の有機肥料工場が設置されているという。詳しくは、東アジア貿易研究会（1997年3月）『東アジア経済情報』No.45を参照。

[17] 二毛作地は97年の3.8万haから98年には7万haに拡大し、98年の二毛作地の麦類の収穫高は37.5万tであった（注15に同じ）。二毛作地の拡大は、稲苗を苗床で株張りさせた大成苗とすることで播種・田植えの時期を1ヶ月遅らせることが出来たからだという（姜日天（1997年4月）「共和国の新農法―大成苗による水稲栽培―」『朝鮮時報』97年4月17日号・24日号）。

[18] 北朝鮮は302.2万t（筆者による99年8月の聞き取り）、FAO/WFPは348.1万t（注15）、韓国統一省は388.6万t（『統一日報』99年11月2日）と、いずれも300万t以上の収穫を見込んでいる。

[19] 中国海関総署（1998年）『中国海関統計年鑑』。

2．中・韓の経済交流と環黄海経済圏

(1) 韓国経済と中韓貿易

78年４月、西南学院大学商学部に貿易論の担当者として赴任した私は、福岡という地の利を得て、中国と韓国の貿易に研究の焦点を当てた。貿易には、例えば日本のアジア貿易に見られるように、経済大国本位の国際分業関係の編成を促進させ、その再生産構造にアジアの発展途上諸国を否応なく組み込む梃子の役割と、他方では、相互に足りない物を補い合うという本来の経済補完機能とが併存している。中韓貿易であれば、差し当りは両国の経済を補完する方向で展開されるので、貿易が本来的に持つ経済補完性が実証できると考えたからでもある。奇しくも、赴任した78年の12月、中国が「改革開放」に踏み切ったことで、石油価格の低迷による市場の縮小から中東産油国に代わる新たな輸出先の開拓を迫られていた韓国は、中国市場へのアプローチを可能にした。この点に触れる前に、韓国経済の特殊性について解説しておく必要がある。

周知のように、分断国家である韓国の国内市場は狭隘であり、その経済発展の方向は外資導入とりわけ日本企業の誘致による輸出産業の振興、いわゆる輸出指向工業化であった。その結果、工業生産や輸出の増加が機械機器や部品・素材の対日輸入を誘発し[21]、貿易収支は赤字となる。貿易赤字を対外借款で補填するが、その返済のための外貨稼得は輸出頼みだとすれば、輸出増はさらなる対日輸入を誘発するという、輸出増→輸入増→借款増→輸出増…の悪循環が、当時の韓国経済に色濃くビルトインされていた。したがって、輸出市場の開拓の如何が韓国経済の死命を制したのである。

こうして韓国は、早くも73年に「貿易取引法」の改正と共産圏諸国との間で相互に船舶の入港を認める措置を、翌74年には共産圏諸国の商社が韓国内での入札に参加できる措置を採って、共産圏との貿易に備えた。しかし、74年に「オイルショック」が起き、共産圏市場ではなく、オイルマネーに沸く中東市場への接近を図った。この韓国の方針転換は効を奏し、中東への輸出依存度は、74年の2.9％から77年には12.3％に高まった[22]。さらに興味深いことは、中東への輸出拡大を通して国内産業構造の高度化＝重化学工業化を達成したことである。ちなみに、化学品、鉄鋼・金属製品、電気・電子機器、自動車、船舶といった主要重化学工業品の中東向け輸出構成比は、75年の7.4％から僅か２年後の77年には27.2％に激増した[23]。加えて、外貨稼得源である建設輸出に占める中東の比率は90％以上、プラ

---

[20] 99年の北朝鮮の食糧生産は420～430万tが見込まれ、家畜の飼育数も考慮すると、中国への食糧輸入依存はそれほど大きなものではなかった。詳しくは、小川雄平（2000年３月）「朝鮮の食糧事情」（奈良産業大学経済経営学会『産業と経済』14巻３・４号）を参照。

[21] 機械機器と部品・素材を中心とする対日輸入依存体質と対日貿易赤字はその後も続き、2014年の対日赤字は219億ドル、国交正常化の1965年から2015年４月までの対日赤字の累計額は5,164億ドルに上る（『東洋経済日報』2015年６月19日、原資料：韓国貿易協会）。

[22] U.N., Yearbook of International Trade Statistics,1980.

[23] U.N., Commodity Trade Statistics, 1975, 1977.

ント輸出に占める比重も過半に達した[24]。しかし、81年の「第二次オイルショック」を経て世界経済は不況長期化の様相を呈し、「省エネ」や石油代替エネルギーの開発も相俟って、世界的な石油の需要減退と価格下落が惹起された。石油収入に頼る中東市場は委縮した。こうして韓国は、中東市場に代わる共産圏市場に再度照準を合わせるのである。

共産圏諸国との経済交流拡大に備えて韓国は、障害となる「反共法」を81年に撤廃、翌年６月には、中国・旧ソ連・ベトナム・旧東ドイツ等18ヶ国に対する「便益関税」の適用を決め、GATT（General Agreement on Tariffs and Trade: 関税貿易一般協定）加盟国や二国間通商協定締結国にのみ付与している関税面の最恵国待遇を共産圏諸国にも拡大した。

韓国にとって幸運なことは、当時10億人の人口と豊富なエネルギー資源を擁する隣国の中国が、78年末から対外開放に踏み切り、2000年までに工農業生産を４倍増させる目標を掲げて現代化路線を直走っていたことである。目標達成のためには、機械機器・プラント類や肥料・鉄鋼・セメント等の重化学工業品、生活水準の向上に伴う各種耐久消費財が必要になる。重化学工業化を達成した韓国にとっては、中国市場は正に垂涎の的となった。しかし、国交のない中国との貿易は香港や日本を経由した間接取引の形態を採らざるを得ず、韓国からの当初の輸出は僅々400万ドルに過ぎなかった。しかし、80年には１億ドルを超え、81年には２億ドルへと取引額は急増した（付表３参照）。

ちなみに、香港の貿易統計を基に、81年の韓国からの主要輸出品を見ておくと、合成繊維糸・織物３億9,400万 HK ドル（構成比49％）とカセット付ラジオ・テープレコーダ等通信機器３億4,900万 HK ドル（同43％）である。逆に、同年の中国からの主要輸出品は、繊維糸・織物１億9,100万 HK ドル（同46％）、クズ綿3,600万 HK ドル（同９％）、野菜・果物1,400万 HK ドル（同３％）である。これに加え、日本の商社の介在で、韓国製の白黒テレ

付表３　韓国の対中国貿易

単位：100万ドル、100万 HK ドル

	対中国輸出	香港経由輸出	対中国輸入	香港経由輸入
1979年	4	29	15	…
1980年	115	225	73	166
1981年	205	811	148	413
1982年	48	338	81	569
1983年	51	327	83	839
1984年	229	1,254	233	1,445
1985年	683	2,768	478	1,943
1986年	715	2,155	681	2,939
1987年	813	4,196	866	5,066

出所：韓国貿易協会『韓国貿易年鑑』1990年版及び Hong Kong External Trade, Dec.1979～1987.

[24] 韓国の重化学工業化と中東市場の関連については、小川雄平（1983年３月）「『中進国』の重化学工業化と貿易構造」（西南学院大学『商学論集』29巻３・４号）を参照。

ビと中国産の原料炭が日本経由で取引されていた。このように中・韓の貿易取引は補完性が大きく、とりわけ韓国に一大市場を提供すると思われた。ところが、付表３に示されるように、韓国の輸出は82・83年と大きく落ち込むのである。

原因は、韓国との交流拡大を懸念した北朝鮮が中国に対韓取引の中止を要請したからだといわれている。異常な事態である。中国が韓国との経済交流を必要だと考えているのであれば、事情説明の必要があろう。83年５月５日に引き起こされた中国民航機ハイジャック事件は、そのために利用されたのではないかというのが、当時の私の推測であった[25]。

ハイジャック事件は緊急事態であり、問題処理のために双方が止む無く接触したのであれば、北朝鮮も黙認せざるを得ない。折角の機会であるから、中断した貿易の事情説明だけでなく、交流の原則や大まかな交流のスケジュールについても話し合われたと思われる。というのは、その後両国は急接近を図るからである。ちなみに関連する新聞報道を拾っておくと、９月には国連傘下機関の会議に参加する韓国代表の中国入国が許可されている。10月に「ラングーン爆弾テロ事件[26]」が起き、北朝鮮への気兼ねが無くなったこともあって[27]、84年に入ると、３月には中国内の朝鮮族（朝鮮系中国人）と韓国の親族との面会が実現、４月には中国がソウル五輪参加を正式表明し、韓国人記者の入国を許可、韓国は中国民航ヘリコプターに済州空港で給油、米中共同開発の山西省平朔地区石炭の対韓輸出を中国政府が認可、10月には中・韓間の直通電話が開通、年末には大宇の金宇中会長を始め韓国の主要財閥企業幹部が相次いで訪中を果たしている。

別の興味深い事実にも触れておこう。後の現地調査[28]で判明したことだが、韓国西海岸牙山湾に設置された極東精油（後に現代オイルバンク）は、89年11月の創業当初から中国山東省勝利油田産の原油を輸入・精製していた。担当者の話では、硫黄・パラフィンの含有量の多い中国産重質油の精製のために特別の精製装置を設置しているとのことであったが、工場建設に着手した85年当時には既に中国産原油を輸入・精製することが判明していたのであろう。とするなら、戦略物資である原油の取引については、それ以前に中・韓間で話し合いが行われていた筈である。ハイジャック事件の持つ意味は明らかであろう。

中断していた貿易取引も再開され、84年の韓国の輸出は前年比4.5倍の２億2,900万ドルに、中国からの輸入も同2.8倍の２億3,300万ドルに急増した（付表3）。中韓貿易は軌道に乗ったようで、翌85年の韓国の輸出は前年比３倍の6.8億ドル、輸入は同２倍の4.8億ドル、86年も輸出7.2億ドル（前年比4.7％増）、輸入6.8億ドル（同42.5％増）を記録した。付表４は、国会に提出された韓国の86年の対中貿易統計であるが、これによると、韓国の主要輸出品は鉄鋼・家電製品・合成繊維等の重化学工業品、輸入品は石油・石炭、家畜飼料、繊

[25] 詳しくは、小川雄平（1985年８月）「進展する中・韓の経済交流」、『経済評論』34巻８号、を参照。

[26] ビルマ訪問中の全斗煥韓国大統領の暗殺を狙った北朝鮮工作員３人による爆弾テロ事件。大統領は難を逃れたが、アウンサン廟に仕掛けられた地雷の爆発で、韓国副総理以下17人とビルマ政府関係者４人の計21人が爆死した。

[27] 中国が北朝鮮の暴走によって望みもしない事態に引き込まれる危険性を改めて認識し、北朝鮮に対するスタンスの修正を余儀なくされたことは容易に想像できよう。

[28] 小川雄平（2006年９月）『東アジア地中海経済圏』九州大学出版会、第２章・３章を参照されたい。

付表４　韓国の対中輸出入品目構成（1986年）

単位：100万ドル

韓国の輸出品目	輸出金額	韓国の輸入品目	輸入金額
鉄鋼	234.4	トウモロコシ	119.4
人造長繊維織物	84.2	生糸	117.4
ブラウン管	84.0	オイルケイク	104.6
ポリエチレン	28.2	石炭	79.8
フェノール樹脂	15.5	綿花	79.1
紙・板紙	9.6	人造繊維糸	60.9
肥料	9.5	亜麻糸・ラミ糸	21.4
冷蔵庫・その他	83.6	ソバ・アワ	18.4
		石油・絹織物・その他	121.8
輸出合計	549.0	輸入合計	722.8

出所：『月刊朝鮮』1988年２月。

維原料等の農鉱一次産品で、中韓貿易は81年当時に比べてさらに大きな相互補完性を持つ垂直貿易であることが判明する。また、その他に分類されて金額は不明であるが、86年段階で戦略物資である石油が取引されていることも注目に値する。

(2) 間接貿易から直接貿易へ

次の問題は、香港や日本を経由する間接取引形態が、大きな補完関係を原動力に拡大している中韓貿易の足枷となり、発展を阻むことである。韓国の主要輸入品であるトウモロコシ・オイルケイク等の家畜飼料、鉄鋼生産に必要な原料炭、輸入を増やしたい石油は、いずれも中国の河北・山東省から東北地域、つまり韓国に近接した地域の産物であり、しかも重量物であるという共通点を持つ。したがって、至近距離にある天津・青島・大連港から直接輸入できれば、遠方の香港経由はもちろんのこと、日本の下関・北九州港経由の間接輸入に比べても、輸送時間とコストの大幅な節約になる[29]。こうして、取引量が拡大してくると、間接取引から直接取引への移行を促す圧力が強まって、書類上は第三国を経由した形を採る事実上の直接取引が出現するに至る。

事実上の直接取引は、書類上だけ第三国経由にしておけば、韓国から船積み・直送された貨物でも中国側が輸入通関を受付けるようになり可能になった。すなわち、日本の商社や香港の仲介業者の仲介で商談がまとまると、韓国の輸出業者は鉄鋼や家電製品等の輸出貨物を船積みし、船を中国の港に直行させるが、船積書類は韓国から第三国（日本や香港）へのものと、第三国から中国へのものを共に添付しておく。こうすれば、輸出貨物は書類上第三国を経由したことになり、中国への直接輸送が可能となる。同じ手続きを踏んで、書類上は第三国経由にしておけば、帰り荷として中国から韓国向けの輸出貨物を運ぶこと

[29] 直接取引は、香港経由に比べて輸送日数で３～５日の短縮、海上運賃で40％の削減が可能だという（JETRO『通商弘報』1989年６月22日）。

付表５　韓国の対中貿易における直接取引の動向

単位：100万ドル、％

	輸出総額	直接輸出（比率）	輸入総額	輸出入額	直接取引（比率）
1987年	813	211（26.0）	866	1,679	1,077（64.1）
1988年	1,700	372（21.9）	1,387	3,087	1,759（57.0）
1989年	1,438	437（30.4）	1,705	3,143	2,142（68.2）
1990年	1,553	585（37.7）	2,268	3,821	2,853（74.7）
1991年	2,371	1,003（42.3）	3,441	5,812	4,444（76.5）
1992年	4,493	2,654（59.1）	3,725	8,218	6,379（77.6）

（注）輸入は全て直接取引に移行している。
出所：韓国貿易協会『韓国貿易年鑑』1990・93年版及びBank of Korea, Economic Statistics Yearbook 2003による。

も可能であるから、輸出入ともに直接取引に移行できることになる。

実際に韓国側は87年から直接輸入に踏み切ったようで、後に発表された公式貿易統計では、87年から直接取引のみの計上・記載が行われているが、輸入は全て直接取引である。この統計と、香港経由の間接取引をも含めて計上していた当時の貿易統計とを重ね合わせることで、対中輸出の直接取引と間接取引の比率を求めることが可能である。直接取引の比率は付表５に掲げた通りである。90年以降韓国の対中輸出は急増を示すが、直接輸出比率は、国交が正常化して貿易協定が発効した92年段階でも６割に満たない。その理由は、中国市場や商習慣に関する情報に乏しい韓国企業にとっては、香港の仲介業者を介入させた方が販路の開拓や代金の回収が容易だという事情があるからだと思われる。

ところで、直接取引が安定的に実施されるためには、①中−韓を結ぶ定期航路の開設、②直接決済システムの構築、③情報収集とクレーム処理のための貿易事務所の設置、が必要である。①定期航路については、国交のない２国間の航路であるから、パナマ船籍のコンテナ船を中国対外貿易輸送総公司上海支社がチャーターし、88年７月27日から上海−釜山間に月２便就航させること、加えて９月からは青島−釜山間にもコンテナ船を就航させることになり解決した[30]。翌89年６月には、中国対外貿易輸送総公司と韓国東南亜海運とが折半出資で設立した長錦有限公司による中・韓間の直行航路も開設され、韓国の仁川・釜山と中国の大連・天津・上海とが相互に結ばれた[31]。②直接決済については、中・韓の貿易業者が取引銀行に信用状（L/C）を開設して直接決済できなければならないが、そのためには中・韓の銀行間で相互にコルレス契約（Correspondent Arrangement）を締結して支店業務を委託し合う必要がある。当初は東京銀行を介在させるシステムも模索されたが、最終的に韓国外換銀行・ソウル信託銀行と中国銀行との間でコルレス契約が締結され（89年10月）、12月には実際に信用状取引の直接決済が実行された。

[30] 『日本経済新聞』1988年７月24日。
[31] JETRO『通商弘報』1989年６月22日。

(3) 地方間経済交流と環黄海経済圏

このように、①直航航路の開設と②直接決済システムの構築は大きな問題もなく進展した。問題は、とりわけ中国側にとって問題となったのは、③貿易事務所の設置である。というのは、中国はこれまで、友好国北朝鮮との関係を慮って韓国との公式な接触を慎重に避けてきたからである。中国にとっては、韓国との如何なる接触も朝鮮半島において朝鮮民主主義人民共和国以外の国家の存在を認めたことになり、それはまた「二つの中国」を容認する議論に繋がり兼ねないからである。したがって、かつてのシンガポール・インドネシア・イスラエル等の国交未修交国との経済交流に用いた「政経分離」方式、すなわち国交正常化という政治問題は一時的に棚上げにし、政府間貿易協定を締結して直接貿易取引を先行させる方式を、韓国との経済交流には採用できなかった。そこで、中国が編み出した新たな方式は「官民分離」である。

「官民分離」とは、「官」である中国政府は韓国とは一切接触しないが、「民」である地方政府や国有企業による対韓交流は「民間交流」であるから、韓国の公的機関を直接の相手としたものでなければ黙認するというものである。この方式だと、直接取引が始まっても、中国政府は関与したことにならず、もちろん韓国を公式に認めたことにもならないから、北朝鮮の面子（体面）を潰すこともない。こうして、中国は88年に入って、韓国に近接する山東・遼東半島を開放区に指定し、開放都市天津とともに貿易自主権と外資導入の許認可権を委譲、韓国企業との取引のカウンターパートとして各地に民間機関を標榜する「○○商会」を設けたのである[32]。問題の貿易事務所の設置も、当初は対共産圏経済交流の民間組織である韓国国際民間経済協議会（IPECK）と中国国際貿易促進委員会（CCPIT）を窓口に交渉が持たれてきたが、89年６月の「天安門事件」で中断、翌90年10月になって、中国側は各地の商会の上部組織である「国際商会」がソウルに、韓国側は大韓貿易振興公社（KOTRA）が北京に、夫々領事機能を持つ貿易事務所を設置することで合意した[33]。

貿易事務所は領事機能を有したので、国交は無くてもビザの発給が可能になった。実際、国際商会駐ソウル貿易事務所は91年４月９日からビザ発給を含めた業務を開始したが[34]、ビザ発給業務は、既に90年９月の、中韓合弁の威東航運による山東省威海港と韓国仁川港を結ぶ国際フェリー航路開設以来、威海税関にも委譲されていた。「官民分離」の興味深い事例でもあるので、91年８月の私の体験を基に記しておく。

フェリー航路の開設は、アジアスポーツ大会の北京開催に合わせたもので、韓国からの観光客の入国に備えた苦肉の策が威海税関による船中でのビザ発給である。韓国人乗客を満載して前日夕刻に仁川港を出港したフェリーが翌早朝威海港の沖合に停泊すると、横付けしたボートから税関職員がフェリーに乗り込み、韓国人乗客にビザを発給する。税関職

[32] 例えば青島では、青島商会に加えて山口銀行青島駐在員事務所が釜山支店の顧客と中国企業との商談を仲介していたが（91年８月の現地調査）、こうした努力が後の青島支店認可に繋がったものと思われる。

[33] 『日本経済新聞』1990年10月10日。

[34] 徐大有代表は、国際商会は民間組織で、ビザの発給は代理業務だと強調した（91年８月の現地調査）。

員が下船するとフェリーは威海港に入港、韓国人乗客は下船して、北京やその他の目的地に向かうのである。地方税関の発給ビザでも全国的に有効とされたことはいうまでもない。

韓国もまた、中国との経済交流を地方に担わせた。というのは、初の選挙で選出された盧泰愚大統領は国内の民主化と対中交流を公約としたが、後進地域である西南部を中国との交流を梃子に発展させて国内の経済格差の縮小と社会の安定を図ることが重要だと考え、西海岸地域（京畿道・忠清南道・全羅南北道の黄海沿岸地域）の集中開発計画である「地域経済圏別総合開発計画」を策定したからである。

同開発計画で注目すべきは、釜山港に代替し、潮位差の大きい仁川港を補完して中国貿易を担う牙山港[35]（後の平澤港）の建設と、山東省と指呼の内にある瑞山地区の極東精油（後の現代オイルバンク）を中心とする石油化学コンビナートの建設である。2001年に牙山湾に建設成った平澤港は、後背地に自動車メーカーと部品メーカーの入居を見込んだ工業団地を控え、自動車輸送の専用埠頭や浦項総合製鉄の専用埠頭、電炉用鉄スクラップの専用埠頭を備えていた[36]。中国との大きな経済補完関係を睨んで、鉄スクラップの対中輸入と鉄鋼製品・自動車の対中輸出に備えたものである。他方、極東精油の方は、89年11月の創業以来、山東省勝利油田産の原油を精製し、91年からは、隣接地に相次いで建設された三星総合化学と現代石油化学に原料ナフサを供給した。中国山東省との経済補完関係を活かした石油化学コンビナートが形成されたのである[37]。

以上に見たように、国交未修交段階の中国と韓国は地方間で、すなわち中国の山東・遼東半島地域及び天津と、韓国の西海岸地域との間で直接的な経済交流を実現させたのであった。それは、単に中国政府が「官民分離」の原則の下で便宜的に採った方策ではなく、両地域が有する大きな経済補完関係を両国政府が追認した結果である。実際、付表６にも示されるように、92年の国交正常化の後も、山東・遼東半島及び天津地域の代表的な貨物集散港湾である青島・大連・天津港と韓国との取引は、上海港を押さえて大きく伸び、輸出入共に中国全港湾の対韓取引の60％以上を占めた。韓国西海岸地域のインフラ整備が進め

付表６　天津・大連・青島港の対韓コンテナ貨物輸送実績（1992・96年）

単位：TEU

年		天津港	大連港	青島港	３港湾小計（％）	上海港	全港湾計
92	韓国→中国	14,294	11,028	10,149	35,471（53.5）	27,929	66,522
92	中国→韓国	13,773	12,917	13,039	39,729（64.1）	18,843	61,940
96	韓国→中国	57,788	46,596	75,569	179,953（61.2）	79,948	293,874
96	中国→韓国	78,972	54,813	75,859	209,644（65.8）	75,301	318,636

出所：92年の数値は Korea Sipping Gazette、96年は聞き取り調査による。

[35] 西海岸は潮位差が大きいが、牙山湾は干潮時でも水深11ｍを確保し得るので、牙山港は仁川港のように閘門式にする必要はない。

[36] 2004年に実施した現地調査による。

[37] 1991年に実施した現地調査による。

ば、平澤港が釜山港に代替して中国貿易を担い、中国の黄海沿岸主要港まで400～600㎞という至近距離を結ぶフェリー航路の開設によって、地方間の人の交流も急増する。実際、仁川港と天津港、山東省威海・青島・煙台・石島港、遼寧省大連・丹東・営口港との間、平澤港と山東省栄成港、群山港と青島港との間にはフェリー航路が開設され、コンテナ貨物と人の往来が頻繁化している[38]。

中国と韓国の地方間の貿易取引の拡大や人の往来の頻繁化に示される経済交流の緊密化は、両国の未修交という政治・外交関係を桎梏とするに至り、92年８月24日、終に国交を樹立させるのである。経済関係の緊密化、それも地方間の経済関係の緊密化が政治の壁に風穴を開けたのである。この中・韓の地方間の経済交流に、指呼の内にある北部九州・山口地域が参画すれば、日・中・韓の各地域の地場企業がアクターとなる地方レベルの経済交流が緊密化する結果、巨大企業主導の国際分業関係に関係地域を組み込んで形成される経済圏とは明確に異なる局地的経済圏が成立しよう。黄海の周辺地域の地方間経済交流の緊密化の結果として成立する局地的経済圏であるから、「環黄海経済圏」である[39]。

３.「東アジア地中海経済圏」と二つの経済協力体

(1)「環黄海経済圏」から「東アジア地中海経済圏」へ

「環黄海経済圏」は、行政による取り組みもあって、北部九州・山口地域では広く受容れられるようになった[40]。しかしながら、局地的経済圏を我々の基本的な生活を持続させる再生産圏として捉え直してみると、「環黄海経済圏」では狭隘に過ぎるように思われる。というのは、①中国が93年に石油の純輸入国に転落、旺盛な国内需要もあって山東省勝利油田の輸出余力は皆無に等しく、②悲惨な事故の危険を孕んだ上に高コストな原子力発電にも依存できなくなったとすれば、エネルギーの環黄海域内自給は極めて困難だからである。温暖化防止の切り札として開発の進む燃料電池も、原料の水素を炭化水素から得なければならず、石油・石炭よりもクリーンだといわれる天然ガスへの依存は深まるが、その域内自給は不可能で、埋蔵量の豊富なロシア極東地域への依存が避けられない。

それだけではない。環境汚染が深刻化し、我々は沿岸地域に豊饒をもたらす黄海の汚染防除にも真剣に取り組まなければならなくなったが、黄海が渤海・日本海・東中国海（東シナ海）とも繋がっていることを考慮すると、これら海域で一斉に汚染防除に取り組まなければ無意味である。そこで私は、これらの海域を「東アジア地中海」と名付けて統一的に捉えることにした。「東アジア地中海」と命名したのは、緯度（北緯30～45度）・面積

---

[38] 仁川商工会議所での聞き取り調査によれば、仁川港と中国各地間のフェリー航路の2003年の輸送実績は、新型肺炎SARS（重症急性呼吸器症候群）の影響を受けるも新航路の開設が効を奏し、前年比9.8%増の369,399人に達した。

[39]「環黄海経済圏」は、（財）国際東アジア研究センターの最初の共同研究課題に採択された。

[40] 北九州市は自治体外交の指針とし、「環黄海都市会議（後に東アジア都市会議と改称）」を、経済産業省九州経済産業局は九州の自治体や経済団体を糾合し、中・韓にも働きかけて「環黄海経済・技術交流会議」を組織している。

（223.5万㎢）共にヨーロッパ地中海とほぼ同じであり、西側をロシア・中国大陸、東北側を日本列島、南側を琉球列島・台湾と、三方を陸地や島嶼に囲まれ、出口が一方にしかないという形状もヨーロッパ地中海とよく似ているからである。

上に見たように、「東アジア地中海」も事実上の内海であるから、汚染が始まるとその進行は速い。事実、ヨーロッパ地中海では、早くも1970年代に沿岸諸国が「バルセロナ条約（汚染に対する地中海の保護に関する条約）」（76年採択、78年発効）を締結し、汚染防除に取り組んでいる。翻って、我々の「東アジア地中海」はどうであろうか。日本と北朝鮮は国交がなく、日本とロシアとは国交はあるが、領土問題が未解決で平和条約も結ばれていない。北朝鮮と韓国も和解のテーブルに着いたことはあるが、信頼関係の醸成には至っておらず、何れも条約締結の可能性は皆無である。近年は領土問題を巡って日本と中・韓との関係が悪化してFTA交渉も頓挫しており、いよいよ条約締結の可能性は遠退いている。

このように、「東アジア地中海」の沿岸地域にあっては、汚染防止条約の締結は極めて困難である。とするなら、我々は、沿岸地域に暮らす人々の間に、「東アジア地中海」から共通の恵みを受けているという共同意識・連帯意識を醸成させ、地方自治体や民間レベルで汚染防除に取り組む必要があろう。「環黄海経済圏」をロシア極東地域まで包摂する「東アジア地中海経済圏」にまで拡大することで、我々の局地的経済圏域内でエネルギー、わけてもクリーンな天然ガスを自給し得るようになれば、域内の相互依存関係は緊密化され、共同意識・連帯意識の醸成に繋がろう。

（2）エネルギー協力体

「東アジア地中海」の域内で天然ガスを自給するためには、関係地域相互間の協力が不可欠である。具体的に述べよう。「東アジア地中海」の北端に位置するロシア極東地域には世界最大規模といわれる天然ガスが埋蔵されている。この豊富な天然ガスを関係地域で共同利用するには、ガス田のあるロシア極東から、中国東北→朝鮮半島→九州とパイプラインを敷設してガスを輸送する必要がある。この結果、ロシア・中国・北朝鮮・韓国・日本の関係地域はパイプラインで繋がれた「エネルギー協力体」を形成することになり、相互の依存関係は決定的となる。北朝鮮も通過料金を得られるので参加することになるが[41]、これまでのような勝手な単独行動は控えよう。その結果、政治・外交上の摩擦が影を潜め、この地域は極めて安定化することになる。

周知の通り、日本の福島原子力発電所の被災事故によって、原子力発電が安全で低コストだという「神話」は壊れてしまい[42]、太陽光や風力・水力等を利用する自然エネルギーが見直されるようになった。しかし、大規模で安定的な電力供給源としては、クリーンな

[41] 北朝鮮は、ロシア大統領との首脳会談の場で、ウラジオストクから韓国ソウルまでのパイプラインの北朝鮮領内縦断通過（700km）に同意している（『日本経済新聞』2011年７月７日及び同８月25日）。

[42] 原発は老朽化して廃炉にする処理コストや使用済み核燃料を10万年間地中深く埋設するコスト等巨額のコストが必要で、こうしたコスト考慮すると、決して安価な発電方式ではない。

天然ガスによる火力発電に期待が集まっている。実際、日本の電力供給は、中東産油国から専用運搬船で輸入した液化天然ガス（LNG）を、再度気化して燃焼させる火力発電に大きく依存している。とはいえ、日本国内には天然ガスの輸送のためのパイプライン網は整備されていないので、ロシア極東地域からパイプラインを敷設して輸送しても、そのまま国内各地で利用できるわけではない。むしろ、天然ガスを発電効率のよい複合型ガスタービン機[43]を使って現地で電力に変え、超電導の送電線で、ロシア極東地域→中国東北地域→朝鮮半島→九州地域へと送電できれば、今度は、パイプラインに代わって送電線で繋がれた「電力協力体」が出現することになる。大量の電力をロスなく送電できる超電導ケーブルの開発も進んでおり[44]、「電力協力体」の形成はそれほど遠い先の話ではない。

近年ロシアは、米国内の「シェール・ガス革命」による天然ガスの供給増と価格低落を目の当たりにして、電力の購入を日本に打診している。サハリンで産出する天然ガスで発電し、海底ケーブルを敷設して北海道に輸送するという[45]。ロシア極東地域では水力発電も盛んで、余剰電力を近隣地域に輸出する動きも活発である。北朝鮮国境の羅先経済貿易地帯への電力供給計画や、同地帯を経由して韓国まで送電ケーブルを延長する計画もある[46]。かつて韓国は、北朝鮮の核問題を巡る「６ヶ国協議」の場で、北朝鮮の核放棄の見返りに200万kwの電力を直接供給すると提案したことがある[47]。この計画を韓国単独ではなく、豊富なロシア極東の電力を中・朝・韓・日が共同利用する一環として、共同で北朝鮮に提供する形に変更できれば、北朝鮮の核の脅威は無くなり、地域は文字通り安定化しよう。

(3) 物流協力体

局地的経済圏を「東アジア地中海経済圏」にまで拡大することで、いま一つ別の経済協力体が構想される。ユーラシア大陸を横断するシベリア鉄道の共同利用のための経済協力体制、すなわち「物流協力体」である。シベリア鉄道は全長9,300kmの世界最長の広軌鉄道である。旧ソ連の崩壊後、高料金や輸送貨物の紛失が問題視されて利用が廃れていたが、プーチン政権による活性化のための取組みもあって、2004年11月末に全線電化が完了、輸送速度も改善された結果、中国や韓国の荷主に積極的に利用されるようになった[48]。

---

[43] 三菱重工開発のJ型ガスタービン機は発電効率60%、出力46万kw、二酸化炭素排出量も石炭火力の半分という高性能を誇る（『日本経済新聞』2009年３月13日）。その後発電効率を61%に向上させたが、次なる開発目標を発電効率70%に設定し、米国GEとの間で熾烈な競争を展開している。

[44] 既存の送電線による交流送電では５%の送電ロスが生じるが、超電導ケーブルで直流送電だと1,000㎞の送電でも送電ロスは0.5%に抑えられる。古河電気工業の開発した超電導ケーブルは１回線で最大150万kw、大型火力発電所１基分の送電が可能になるという（『日本経済新聞』2011年６月21日）。また、最近の新聞報道によれば、鉄道総合技術研究所が超電導ケーブルを使って鉄道路線に送電する実験に世界で初めて成功したという（『日本経済新聞』2015年４月30日）

[45] 『日本経済新聞』2012年11月19日。

[46] （財）環日本海経済研究所HP（原資料：『コメルサント・ディリー』（ウラジオストク版）2015年１月15日）。

[47] 『日本経済新聞』2005年７月９日。

[48] 辻久子『シベリア・ランドブリッジ』成山堂書店、2007年。

ところで、朝鮮半島を縦断する標準軌道の京義線と京元・東海線は、前者は中国国内の鉄道を経由して、後者は直接に、共にシベリア鉄道と繋がっている。南北首脳会談の合意を受けて、分断されていた京義線と京元・東海線は共に連結され、2007年５月には試運転も実施された。南北の関係改善が進み、両鉄道の運行が開始されると、例えば京義線を利用することで我々は、釜山港から鉄道に積み替え、朝鮮半島と中国東北地域を経てシベリア鉄道に貨物を託し、ヨーロッパまで鉄道輸送することが可能となる[49]。その結果、日本・韓国・北朝鮮・中国・ロシアは、鉄道で繋がる「物流協力体」を形成することになる。通過料収入が得られる北朝鮮も協力体に参画すると思われるので[50]、「物流協力体」の形成によって、各国間の関係は著しく安定化し、人々の共同意識・連帯意識も強化されよう。

とはいえ、「物流協力体」が形成されるためには南北間の関係改善が不可欠である。そこで、経済発展の鍵をシベリア鉄道の活性化に求めるロシアは、南北関係とは無縁のシベリア鉄道利用促進策として、露朝鉄道を経てシベリア鉄道と繋がる北朝鮮羅津港の活用事業に取り組んだ。すなわち、北朝鮮から羅津港３号埠頭の50年間の借用権を得て、北朝鮮と合弁（ロシア70％：北朝鮮30％）の「羅先コントランス」を設立、ロシア側国境のハサンから羅津港までの老朽化著しい露朝鉄道（54km の混合線[51]）の改修工事を完了（2011年10月）させて、コンテナ貨物の輸送を可能にしたのである。40万 TEU 規模のコンテナ・ターミナルの建設にも取り組んで、釜山港からボストーチヌイ港に運ばれてシベリア鉄道に積替えられる欧州向け貨物の相当量を、釜山港から羅津港に運び、改修された露朝鉄道に積替えてシベリア鉄道に繋ぐ計画である[52]。最近の情報では、ロシアによる３号埠頭の改修工事は14年７月に竣工し、ロシアからの貨車の港内乗り入れが可能になったので、差し当りは石炭の輸出ルートとして活用するという[53]。

ロシアの事業に関心を示す韓国は、13年11月の首脳会談の場で、鉄道公社・浦項製鉄・現代商船による「羅先コントランス」への資本参加でロシアと合意、14年２月には、韓国側３社の代表団18人による現地視察も実施されたという[54]。韓国企業の参加でロシアの事業計画が進展し、釜山－羅津間に定期航路が開設されるようになれば[55]、韓国はもちろん日本や中国から釜山港に集められた欧州向け貨物は羅津港で鉄道に積み替えられ、そのま

---

[49] 韓国政府は、植民地からの解放70周年の2015年８月、南北共同記念事業として、朝鮮半島を縦断する２本の鉄道、すなわち釜山を起点にソウル–平壌–新義州（–中国）を結ぶ京義線と木浦を起点にソウル–元山– 羅津（–ロシア）を繋ぐ京元・東海線を試験運行させる「南北縦断鉄道試験運行計画」を北朝鮮側に提案するという（『東洋経済日報』2015年１月23日）。

[50] 通過料収入年間１億5,000万ドル、その他10年で112億ドルという（『統一日報』2003年５月21日）。

[51] 北朝鮮の羅津港・清津港の利用を考えたロシアは、1989年、国境のハサンから羅津を経て清津までの区間に広軌道を敷設したので、同区間は北朝鮮の標準軌とロシアの広軌とが並走する混合線区間である。

[52] （財）環日本海経済研究所 HP（原資料『ノーボスチ・ロシア』2011.9.9、同10.13）による。

[53] 東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』2014年８月。なお、注55も参照されたい。

[54] 2013年12月に粛清された張成沢朝鮮労働党行政部長の罪状の一つに、中・露に羅津港を安価で売り渡したことも挙げられ、ロシアの計画は頓挫も心配されていたが、韓国企業による現地視察も問題なく実施されたようである（『日本経済新聞』2014年２月10日）。

ま露・朝の国境を超えてシベリア鉄道で欧州まで運ばれることになる。逆にシベリア鉄道で運ばれてきた欧州からの貨物も、羅津港で釜山航路の船に積み替えられ、釜山港から各地に向う。こうして、日本・中国・韓国・北朝鮮・ロシアを繋ぐ、船舶・鉄道複合一貫輸送の「物流協力体」が出現することになるのである。

以上に見たように、「東アジア地中海」域内の二つの経済協力体の内、「エネルギー協力体」はその実現に未だ時間を要するが、「物流協力体」は既に動き始めている。韓国が、政治的には厳しく対立しながらも、北朝鮮のインフラ整備事業には協力するとの方針を堅持して露朝国境の共同事業にコミットしたからである。関係国の経済協力はそれだけではない。中国も、ロシアから借り上げた沿海地方のザルビノ港とそのアクセス鉄道（琿春–マハリノ鉄道）を整備して、ロシアからの石炭輸入ルートを開拓すると同時に、釜山港との間にコンテナ航路を開設して琿春–ザルビノ–釜山を結ぶ陸海複合一貫輸送ルートを完成させ[56]、中韓 FTA 合意に続いて韓国との経済関係強化に努めている。北朝鮮に対しても中国は、「共同開発・共同管理」を原則に国境の羅先経済貿易地帯へのコミットを強め、同じく琿春から、こちらは羅津港を経由して日本海に抜け、上海・広州と結ぶ物流ルート「東海航路」を開通させた。

このように、各国ともに国境地域のインフラの共同整備・共同利用を通して関係改善・強化に努めているのである。その結果、実際に、中・露・朝の国境地域では人々の往来が頻繁化して交流人口が増大している。以前から盛んな中国人観光客の北朝鮮訪問やロシア人観光客の中国買物ツアーも、交通インフラの整備や通関手続きの簡素化に伴って急増した。ちなみに、北朝鮮ともロシアとも国境を接する中国吉林省琿春市の14年10月４日（国慶節の土曜日）の通行客は、北朝鮮窓口の圏河通商口だけで3,600人、ロシア窓口も2,000人を記録したという[57]。人の頻繁な往来は地域の安全保障でもある。

例えば日本が、韓国の協力を得て多国間協力事業となった露朝国境の「物流協力体」に協力することになれば、ロシアとの関係改善の糸口となるに止まらず、韓国のスタンスを尊重しつつ北朝鮮との関係改善の途を切り拓くことにも繋がって、地域は著しく安定化する。人の往来は爆発的に増え、平和産業といわれる観光業が発展をみよう。しかしながら、集団的自衛権の行使や TPP 加盟に腐心する日本政府や日本企業には協力の意向はないようである。新開発銀行（BRICS 銀行）に続いて中国主導のアジアインフラ投資銀行（AIIB）[58]

---

[55] ロシア産の石炭を露朝鉄道と羅津港経由で釜山港に輸送する実験が実施され、14年11月には石炭４万ｔが、15年４月には同８万ｔが試験輸送された。ロシアは、韓国の利用も考慮して、15年の露朝鉄道の物流量を150万ｔ（１～３月の実績は36万ｔ）と見積もっているという（(財）環日本海経済研究所 HP、原資料：『インターファクス』2015年４月14日）。

[56] 詳しくは（財）環日本海経済研究所 HP 情報ファイル No.1501を参照。なお、第１便は2015年６月６日に運行され、韓国製化粧品・装飾材料等15品目９万1,148ドル（1,411ｔ）が琿春に輸入されたという（『吉林新聞』2015年６月10日）。

[57] 朝鮮族ネット（原資料：『吉林新聞』2014年10月８日）による。

[58] 2015年６月29日、欧州主要国にロシア・韓国も含む50ヵ国が設立協定に署名、資本金1,000億ドルで年内に活動を開始する（『日本経済新聞』2015年６月29日夕刊）。

の活動が本格化するようになれば、日本の経済協力の梃子である政府開発援助（ODA）も色褪せて[59]、日本の一層の孤立が危惧されるのである。

4．結　語

以上、私のこれまでの研究を振り返ってきたが、それは煎じ詰めれば、次のように要約されよう。長らく敵対関係にあった中・韓両国の経済交流に着目し、その展開過程と、結果としての修交・関係改善の過程を実証分析した結果、私は、政治的対立を解消して地域の安定化を実現する途は経済関係の緊密化であるとの命題を得た。「東アジア地中海経済圏」は、この命題から導き出された新たな概念範疇であるが、それはまた我々の日々の生活を維持するための再生産圏でもあるから、域内にエネルギーや物流の協力体を構築することで人々の共同意識や連帯意識を醸成し、地域に平和を齎すことが出来ると考えたのである。しかし、こうした私の構想と現実との落差は極めて大きい。どうすれば、この大きな落差は埋まるのであろうか。この点に触れて結語に代えたい。

中国とロシアは、かつて国境河川の小さな中州の領有を巡って戦火を交えたが、その後の関係改善に向けた外交努力の結果、「善隣友好条約」や「国境協定」を締結して領土問題を解決したことで知られる。中・露を関係改善に向かわせたのは、両国を隔てる4,300kmという長い国境線の存在である。というのは、長い国境線を維持するためには、相互の関係改善と良好な関係の保持が不可欠だからである。有事に国境線を守れないのであれば、関係改善に努め、良好な関係を維持することで不測の事態を招かないことが、国境防衛の最善の方策となるからである。1,400kmの長い国境線を持つ中国と北朝鮮にあっても同様である。国境線を守るために関係改善に努め、良好な関係維持のために、政府は外交努力を惜しまず、地方政府や民間も代表団の往来を繰り返して相互理解を図っているのである。

翻って、日本はどうであろうか。周囲を海に囲まれ、隣国の中・韓とは直接国境を接していない。韓国も、隣国である日・中とは海を隔てている。中国にとっても日・韓は隣国であるが直接国境を接しておらず、「一衣帯水」とはいえ海の彼方にある。こうした地理的条件は、隣国との良好な関係の維持を死活問題と認識させず、したがって、そのための外交努力を怠るのである。その結果が、領土問題の顕在化と関係の悪化である。

隣国と直接に国境を接していないことから、外交努力を怠ってきたのは政府だけではない。我々もまた、隣国のことは分かっていると思い込み、理解しようとする努力を怠ってきたのである。日本人も韓国人も中国人も、隣国に暮らしながらも日常的に接してはいないので、実はお互いがよく分かっていない。だから、「隣国で反日デモ」という報道に接した我々は、隣国の津々浦々まで反日デモで溢れ、全ての人が反日であるかのような錯覚に

[59] 2002年の小泉訪朝時に、北朝鮮が、拘泥してきた賠償方式を取下げ、「拉致」を認め謝罪してまで日本と国交を正常化しようとしたのは、テロ支援国家に指定されていてインフラ整備の資金調達に世界銀行やアジア開発銀行からの融資が受けられず、已む無く日本のODAに期待したからであろう。

陥って、過剰反応してしまうのである。過剰反応はさらに隣国の過剰反応を招き、収拾困難な事態へと発展し兼ねない。しかし、隣国の人々と日常的に接することが出来て相互に理解が進んでおれば、マスコミの過剰な報道で疑心暗鬼に陥ることはなく、過剰反応は防げよう。我々に必要なことは、あらゆる機会を利用して隣国の人々と交流し、相互理解を図る努力を重ねることである。実際、中・朝間では住民も盛んに交流し、政府間交流を補完して国境地域の安定と良好な関係の維持に貢献しているのである。

中国と北朝鮮が「唇歯の関係」と称される特別な友好関係にあることは、国境貿易による食糧流通事情や中国の対韓交流過程の叙述からも明らかである。しかし最近では、13年11月以来の原油の供給停止、中・朝間の首脳の往来のない中での習近平主席の韓国訪問（14年７月３・４日）、中国最大の北朝鮮通商口のある丹東の14年の往来人数の前年比10万人減といった事実があり、両国の関係悪化が囁かれている。原油については、中国は日本向けの輸出も13年５月から停止しており、単純に輸出余力が無くなったためであろうし、往来人数の減少は、北朝鮮がエボラ出血熱の防疫のために入国外国人に隔離措置を採ったことが原因である。関係が悪化・冷却化したというよりは、特別な関係が普通の隣国関係になったと捉えるべきであろうが[60]、次に見るように、ここでの問題は別にある。

それは、低調な政府間交流を補完するかのように、中国人観光客が、遼寧省の瀋陽・丹東や吉林省の集安・琿春から観光列車・観光バスあるいは自家用車で羅先自由経済貿易地帯や平壌・開城・板門店等の観光地に、さらには丹東、吉林省の図們・長白から国境を接する新義州・満浦・恵山にバスや自転車で日帰り旅行に、夫々多数訪れていることである[61]。各通商口もワンストップサービスを標榜して出入国手続きを簡素化しており、琿春市の圏河通商口は日曜日も出入国業務を行って観光客に便宜を図っている[62]。国境地域住民の交流は「人による安全保障」の役割を果たすに止まらない。政府間交流を補完することで、両国間の関係改善と良好な関係の維持にも大きく貢献しているのである。

我々も、中国・韓国からの観光客を「円安」を利用した単なる「消費客」と看做すのではなく、乏しい政府間交流を補完する民間交流だと捉え、これに応えて対中・対韓交流を積極化させ、関係改善のための補完機能を果たすべきではないだろうか。

---

[60] 近年中国内でも「普通の隣国関係を」という主張が増えている。現役軍人のものとしては、綾野、富坂聰編（2008年）『中国が予測する「北朝鮮崩壊の日」』文春新書を参照されたい。

[61] 国境都市丹東を窓口とする列車・バスの北朝鮮観光旅行の歴史は古いが、吉林省延吉・琿春から羅先までの国際バス路線が開通し、複数の通商口からバスの北朝鮮旅行が始まるのは2012年である。14年４月には吉林省集安からの平壌直行観光列車が開通。エボラ出血熱の防疫態勢が解除された15年３月からは各観光ルートが復活されると共に、遼寧省都瀋陽からの列車による新ルートも加わり、北朝鮮観光は盛況だという（朝鮮族ネット及び（財）環日本海経済研究所 HP、原資料：『吉林新聞』2014年４月14日、同15年３月16日及び同４月８日、『吉林日報』2014年４月18日、『黒龍江新聞』2015年５月21日）。

[62] 北朝鮮側とも協議して2014年６月８日から日曜通関を実施している（朝鮮族ネット、原資料『黒龍江新聞』2014年６月10日）。

参考文献

天児　慧（2013年）『日中対立－習近平の中国をよむ』ちくま新書。
綾　野、富坂　聰編（2008年）『中国が予測する「北朝鮮崩壊の日」』文春新書。
池内　敏（2012年）『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会。
大島　堅一（2011年）『原発のコスト―エネルギー転換への視点』岩波新書。
小川　雄平（1972年）「旧中国における『国民党官僚資本主義』成立の契機」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』66巻４号。
小川　雄平（1974年１月）「後進国国家資本主義と非資本主義発展の途―マルクス『ロシア社会論』の現代的意義―」、大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』70巻１号。
小川　雄平（1974年５月）「新たな経済自立思想の源流」、毎日新聞社『エコノミスト』52巻21号。
小川　雄平（1983年）「『中進国』の重化学工業化と貿易構造」、西南学院大学『商学論集』29巻３・４号。
小川　雄平（1985年）「進展する中・韓の経済交流」、『経済評論』34巻８号。
小川　雄平（2000年）「朝鮮の食糧事情」、奈良産業大学経済経営学会『産業と経済』14巻３・４号。
小川　雄平（2006年）『東アジア地中海経済圏』九州大学出版会。
小川　雄平（2014年）「東北アジアの地域経済協力と地域の安定化」、東アジア学会『東アジア研究』15号。
尾崎　彦朔編（1980年）『第三世界と国家資本主義』東京大学出版会。
川本　忠雄（2013年）『東アジア統合という思想』文眞堂。
許　虎林（2012年）「吉林省の長吉図地域における開発開放戦略の現状と対策」、『ERINA　REPORT』No.103。
辻　久子（2007年）『シベリア・ランドブリッジ』成山堂書店。
中嶌　太一（1970年）『中国官僚資本主義研究序説―帝国主義下の半植民地的後進資本制の構造―』（滋賀大学経済学部研究叢書第一号）中村太古舎（非売品）。
満　海峰（2013年）「中国の東北地域発展戦略と対北朝鮮経済貿易協力の現状及び展望」、『ERINA REPORT』No.107。
村田　忠禧（2013年）『日中領土問題の起源』花伝社。
毛　沢東（1983年）「当面の情勢と我々の任務」、毛沢東文献資料研究会『毛沢東集』（第二版）第10巻、蒼蒼社。
W. Rostow、木村　健康・他訳（1961年）『経済成長の諸段階―一つの非共産主義宣言―』ダイヤモンド社。

研究ノート

中国における中小企業に関する研究について

―その発展過程、現状及び海外進出を中心に―

A Review of Studies on Small and Medium Enterprises in China ―Focusing on Development processes, current situations and foreign direct investment―

木　幡　伸　二
KOWATA Shinji

Abstract

This paper reviews the main studies on Chinese Small and Medium Enterprises (SMEs) by Chinese scholars. The main issues are the development processes, current situations and outbound foreign direct investment (OFDI) of China's SMEs. Our study found that Chinese SMEs mainly consist of former Town and Village Enterprises (TVEs) and privatized enterprises formerly owned by local governments. The current SMEs have a number of serious problems, including low technological level, shortage of financial support and disadvantages in the domestic market compare with state owned enterprises (SOEs). On the other hand, an increasing number of SMEs are investing abroad. The SMEs are mainly seeking market expansion and strategic resource through their OFDI. "Clustering", investing as a groupe, is one of the most characteristic forms of OFDI among Chinese SMEs.

要　　旨

1990年代末までに国有企業改革に一定の結論が出ると、中国では中小企業に対する政策的関心が高まり、2003年に「中小企業促進法」が出され、中小企業研究も盛んになった。本稿の目的は、中国における中小企業研究がどのように進展しているかについて検討することである。まず、中国における中小企業の定義、統計的な観点からの中小企業の現状について確認し、これを踏まえて、中国の中小企業研究のいくつかの論点について紹介した。明らかになった主な点は、第１に、現在の中小企業は主に郷鎮企業、地方の中小国有企業が民営化されたものであること、第２に、その課題は伝統的・労働集約的な業種からの脱却、資金調達の困難性など多岐にわたること、第３に、海外進出については、近年直接投資が加速され、集団による進出が特徴的であること、投資動機は市場追求型にくわえ、近年、戦略的資産追求型が増加していること、などの点が研究で明らかになっている。

はじめに

中国は1978年12月の第11期三中全会において、計画経済を柱とした経済システムから市場経済を中心とした改革開放政策に転換した。国内においては、経済改革と呼ばれる市場メカニズムの導入政策推進と対外開放政策と呼ばれる輸出振興と外資導入政策を実行して長期にわたる経済の高度成長を遂げてきた。経済改革については、国有企業改革が中心であり、特に、有力な大企業の国際競争力の強化が中心課題であったし、対外開放では、特区をつくり外国企業を誘致し、輸出を増やすことに注目が集まった。そのように見ると、中国の改革開放は大企業の競争力強化と外資の受入・輸出振興という形で表現することも可能であろう。

しかし、1990年代末までに国有企業改革に一定の結論が出ると、地方政府が管轄する中小の国有企業が民営化され、農村で発展した郷鎮企業も所有制改革で民営企業となるなど、こうして新たに生まれた中小企業を如何に発展させるかが中国政府の新たな課題となっている。

1990年代末からそれまでの外資導入政策に加えて、中国企業の国際化戦略である「走出去」が打ち出され、中国企業の対外進出を促すいくつかの政策が提示されてきた。その結果、商務部の資料によれば、2012年の中国の対外直接投資はフローでみると878億ドルとなり、米国、日本に次いで世界第３位の直接投資国となったのである（中華人民共和国商務部、中華人民共和国国家統計局、国家外滙管理局、2013）。中小企業についても、「走出去」政策が適用されるようになり、浙江省などの先進地域を中心に中小企業の海外進出がかなりのスピードで展開しているのである。

このような状況の下で、近年、中国における中小企業に関する研究が活発化しつつある。また、中小企業の海外進出についても、浙江省などに地域は限られるものの研究が開始されている。日本ではこの分野の研究はまだ多くない。従って、中国の中小企業とその海外進出に関する研究の意義は十分あるものと考えられる。

そこで、本研究の課題は、中国における中小企業に関する研究について検討することである。そのために、第１節では中国の中小企業の定義とその変遷について確認し、第２節では中小企業の現状について概観する。その上で、中国における中小企業に関するいくつかの論点について研究動向を紹介する。第３節では、中小企業が新中国建国以来どのように発展を遂げてきたのか、第４節では、中小企業の抱える課題はどのようなものか、第５節では、中国における中小企業の海外進出に関する幾つかの議論について整理する。

ここで注意しておきたいことは、中国における中小企業に関する研究が盛んになりつつあると言っても、まだ日は浅く、ここ数年でまとまった研究成果が発表されはじめたばかりで、文献はあまり多くはない。この研究では、どうしても少数の研究者による成果を紹介するにとどまらざるを得ないことをあらかじめご了承いただきたい[1]。

Ⅰ　中国の中小企業に関する定義の変遷

中国の経済発展と経済発展戦略の変化に伴って、中国の中小企業の定義にも大きな変化が見られた。この点については、池仁勇（2014a）が比較的詳しい[2]。

それによると、まず、建国当初から第１次五ヵ年計画までは、機械設備を有す場合は15人以下、機械設備がない企業では30人以下が中小企業に区分され、従業員数のみに注目した簡便な基準が設けられていた（表１）。その後、大躍進期から調整期を経て文化大革命期までは、従業員数に加えて固定資産総額の基準も導入され、従業員数の基準も500人未満までと拡大されるに至った。このように、改革開放政策への転換が図られる前の中国では、業種による差異が考慮されない単純な定義が採用されていたことになる。

因みに、日本で中小企業の体系的な定義が行われた「中小企業基本法」（1963年）ではすでに製造業等、卸売業、サービス業、小売業の４業種に資本金と従業員数が中小企業とみなす基準として採用されていた[3]。また、1999年の「新中小企業基本法」では、製造業等の資本金が１億円以下から３億円以下に引き上げられている（表２参照）。

表１　中国における中小企業の定義の変遷

時　　期	区 分 指 標	中 小 企 業 の 範 囲
1949-1957年	従業員数	１）機械設備を有する15人以下 ２）機械設備を有しない30人以下
1958-1978年	１）従業員数 or ２）固定資産総額	１）500人未満 or ２）固定資産300万元以下
1979-1987年	１）生産量 or ２）固定資産総額	１．年間生産量の例示 １）鉄鋼業10万トン以下； ２）石炭業50万トン以下； ３）紡績業５万錘以下； ４）時計製造業40万個以下など ２．固定資産800万元以下
1988-2002年	１）生産量 or ２）固定資産総額	１．年間生産量の例示 １）鉄鋼業10～20万トン以下； ２）石炭業90万トン以下； ３）紡績業 ５万錘以下； ４）時計製造業50万個以下など ２．固定資産１千万元以下

（出所）池仁勇（2014a）

---

[1] 日本においても、中国の中小企業に関する研究は少数ながら行われており、本来ならば、本文で言及すべきところであるが、この分野に関する筆者の力量と紙幅の関係で次稿に譲らざるを得ない。筆者の知るところ、駒形哲哉（2005）の研究は先駆的且つ包括的である。また、関満博（2006、2008）も地域を絞った研究である。さらに、最近では、翁貞瓊ほか（2013）や北蕾（2014）も雇用関係などに絞った本格的な研究も出てきている。

[2] 宋偉（2014）にも中小企業の定義・区分に関する記述がある。

[3] みずほ総合研究所・中国商務部国際貿易経済合作研究院共同研究（2008）、１頁を参照したものである。

表２　日本における中小企業定義

(1) 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(2) 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 ５人以下

（出所）中小企業庁（2015）

中国において、中小企業の定義が大きく変化するのは、改革開放政策が開始された1979年以降である。第１の変更点は、それまでの従業員数の基準がなくなり、代わりに生産量が導入されたことである。第２に、業種別の基準が採用されたことが挙げられる。ただし、業種は鉄鋼業、石炭業、紡績業及び時計製造業の四つであり、それぞれの生産量基準以下の場合中小企業と見なすものとなっている。第３に、固定資産総額の基準は、800万元に引き上げられた。

1988年にも基準の改定が行われたが、生産量と固定資産総額による区分の構造は踏襲され、その数量及び金額に引き上げられた項目があっただけである。

中国において、更に新しい区分が適用されるようなったのは2003年の「中小企業標準暫定規定」によるものとされる[4]。この定義は国家経済貿易委員会（当時）、国家計画委員会（当時）、財政部、国家統計局が共同で交付したもので、基準となる指標として、従業員数、販売額（営業収入）及び資産総額の３つの基準を採用している。業種の区分はサービス業を含む７つとなっており、1979年の基準よりはるかに詳しい区分となっている。

その後、2011年には国家統計局（2011）によって、2003年の基準をベースとした更に詳細な業種区分を伴う定義が制定された。

表３は国家統計局（2011）から大企業の基準を除き、更に、16業種に分けられた基準から主要業種を抜き出したものとなっている。この最新の規模別企業定義は、中国工業・情

[4] 同上書、22頁による。同書23頁の図表35にもほぼ同様の表があるが、零細企業に関する基準は載せられていない。

表３　中国における現在の中小企業の定義

業　種	指　標	単位	中型企業	小型企業	零細企業
農林牧漁業	営業収入	万元	500-20000	50-500	<50
工　　業	従業員数 or 営業収入	人 万元	300-1000 and 2000-40000	20-300 and 300-2000	<20 or <300
建　築　業	営業収入 or 資産総額	万元 万元	6000-80000 and 5000-80000	300-6000 and 300-5000	<300 or <300
卸　売　業	従業員数 or 営業収入	人 万元	20-200 and 5000-40000	5-20 and 1000-5000	<5 or 1000
交通運輸業	従業員数 or 営業収入	人 万元	300-1000 and 3000-30000	20-300 and 200-3000	<20 or <200
小　売　業	従業員数 or 営業収入	人 万元	50-300 and 500-20000	10-50 and 100-500	<10 or <100
ホテルと 飲　食　業	従業員数 or 営業収入	人 万元	100-300 and 2000-10000	10-100 and 100-2000	<10 or <100
情報通信業	従業員数 or 営業収入	人 万元	<2000 or <10 0000		<10 or <100

（出所）池仁勇（2014a）を参考に、国家統計局（2011）より大企業を除き、更に主要な産業を抜粋して作成したものである。

報化部、国家統計局、国家発展改革委員会、財政部といった関係部門の調整のもとで作成されたものといって良い。このことは、中国政府が企業規模を大型、中型、小型及び微型の４つに分類し、規模別の管理に注力する姿勢を明確にしていることを表すものであり、従来の所有制別の管理に置いていた軸足を、特に中小企業、零細企業に目を向けたものに移しつつあることを意味しているものと思われる。

Ⅱ　中国における中小企業の現状

中国においては、中小企業の発展はますます重視されるようになっている。そこで、中小企業の現状について、数字をもとに概観しておこう。

１．工業統計による中小企業の把握

中国における中小企業を把握するために最も有効な手段は、国家統計局による「規模以上工業企業主要指標」のデータであるといわれている。工業以外の業種にも中小企業は存在しているが、統計上のデータとしてきちんと追跡できるのが製造業を中心とするいわゆる「工業」である。ここで、「規模以上」とあるのは、年間の生産額が2,000万元以上の規模を持つという意味である[5]。

[5] 中華人民共和国国家統計局編（2014）、396頁には、統計範囲について、2011年の統計から国家統計局（2011）を基準に年間主要営業収入（売上高）の工業企業（すなわち規模以上工業企業）を採用している旨の説明がある。

中華人民共和国国家統計局編（2014）によれば、2013年のいわゆる「規模以上」工業企業総数が352,546社であり、そのうち大企業（大型企業）は9,411社であるので、343,135社が中小工業企業ということになる。2012年の工業企業数が343,769社、そのうち大型企業が9,448社であったので、この一年間で大企業が減少して、中小企業数が増加したことがわかる。

中国中小企業年鑑編委会編（2013）によれば、2012年における中小工業企業数は334,000社で、規模以上工業企業34,000社の97.3％を占める。資産規模では50.6％、主要営業収入では58.6％、利潤総額では59.3％、輸出額では41.5％などとなっている。このように中小工業企業は企業数で圧倒的多数を占め、資産、売上などの指標では約６割、輸出で４割を占める存在である。

業種別に企業数をみると、非金属鉱物製品製造業が8.6％でトップを占めるが、化学原料および化学製品製造業、農副食品加工業、通用設備製造業、電気機械および器材製造業、紡織業が６％台、金属製品業、プラスチック製品業、専用設備製造業、紡織服装が４から５％台である。これらはいわば中国中小企業における十大業種ということになるであろう。この十大業種は、合計で20万社にのぼり、中小工業企業の約６割にあたる。このように、企業数で見た場合、非常に多様性があり、突出した業種が存在しないことがわかる。

しかし、売上ベースで工業企業中の比重を見て行くと、非金属鉱物製品製造業が89.0％、農副食品加工業が83.0％、金属製品業も82.2％と業種の売上のほとんどを占めている。また、化学原料および化学製品製造業、通用設備製造業、紡織業の３業種は70％台を占めている。やはり、上記の十大業種の大半は各業種でも非常に重要な役割を果たしていることが確認できる。

ただし、各業種の輸出額全体に占める中小工業企業のシェアとなると、若干様相が異なる。すなわち、輸出額で中小企業の比重が高いものには、文教、工芸美術、体育および娯楽用品製造業が全体の81.8％を占めているのが特徴的である。紡織服装、服飾業もほぼ同様のシェアである。そのほかの業種では、金属製品業、化学原料および化学製品製造業、さらに、皮革、毛皮、羽毛およびその製品および靴製造業がそれぞれ約70％である。国内市場向けで中小企業のシェアが高い業種と海外市場向けでは、主力業種が異なることは確認すべきである。

２．工商行政管理総局のデータによる把握

以上は、工業における中小企業の位置付けについての統計であるが、上述のように年間売上高が2,000万元以上のデータであり、ほかの業種までカバーしたものではない。そこで、参考のため、国家工商行政管理総局の「実有企業」データで中小企業の位置付けについて紹介しておこう。それによると、2013年末企業数1374.88万社で、前年同期比0.61％の増加で、そのうち、私営企業が1.01％増の1096.67万社で、全企業社数の80％という構成になっている。

このデータを使用する理由は、中国においては現在のところ中小企業数の統計は存在せ

ず、「中小企業」はほぼ「私営企業」と同等とみなされているためである。工業企業以外の企業も含めて中小企業問題を検討する場合は、このデータが中小企業全体の動向を考える場合の有力な指標と認識されているようである[6]。中国の中小企業の研究を行う場合、統計上の問題をどのように補うかが一つの大きな課題となる。

Ⅲ　中小企業発展の発展過程

これまで、第１節及び第２節において、それぞれ中国の中小企業の定義及び統計数字をもとにした現状について紹介してきたが、これ以降は、中小企業研究における主要な論点にそって研究動向を紹介して行きたい。

まず、中国における中小企業の発展段階について検討しておきたい。この論点に関しては、我々の知る限り、池仁勇（2014a）の研究が唯一のものである。池は建国以来の中小企業の発展段階を４つに分けている。以下では、この時期区分に従って、中小企業の発展過程を概観しておこう。なお、各段階に関する記述の中には、筆者による若干の解釈も織り込まれていることをお断りしておきたい。

①初期段階（1949－1957年）

新中国建国の初期の1949年から52年は通常「復興期」と呼ばれ、国民経済の発展こそが急速な復興の近道とされた。中国では民間の個人手工業は長い伝統を持っており、個人手工業の改造が中国の中小企業発展のスタートの手段とみなされた。1953年からは「第１次五カ年計画（1953－1957年）」が始まり、「社会主義工業化」政策が実施された。その一環として、都市手工業の社会主義改造が行われ、1956年末には手工業者合作化[7]が基本的に達成された。すなわち、91.7％の手工業労働者と99.9％の私営企業がすべて公私合営企業に変わったのである。1957年末までには、小型工業企業の企業数が17万社になったが、そのうちの９割が手工業合作社であった。第１次五ヵ年計画期には、工業総生産高が年平均14.1％増と高度成長を実現したが、これらの中小企業が当時の国民経済発展に大きな役割を果たしたと言われている。

②停滞段階（1958－1979年）

この時期に中小企業の所有制改革が実施された。一定規模の中小企業を国営企業に改造し、その他の企業を集団企業に改造するものであった。いわゆる「伝統的な計画経済」の時代には、生産手段、雇用及び商品の資源配分がすべて政府によりコントロールされていた。そのなかで、政府は私営経済の発展を厳しく規制し、労働者による私営中小企業経営のインセンティブは抑えられた。そのため、中小企業の企業数が減少し、個人企業はほとんど存在しなかった。したがって、この時期においては、国民経済は著しく活力に欠け、

[6] 詳細は李子彬、劉迎秋主編（2014）、18から25頁を参照されたい。

[7] いわゆる「合作化」とは協同組合化と言い換えてよい。従って、「手工業合作社」は手工業者の生産協同組合ということになる。

失業率が高く、商品の供給不足が激しかったといわれている。

③高度成長段階（1980－1994年）

1978年12月の第11期三中全会以降、農村経済体制改革が開始された。生産責任制の実施により人民公社が解体され、農民の生産意欲が向上した。他方、農村部には大量の余剰労働力が出現した。そのため、「農村で郷鎮企業を育成する」政策が打出された。郷鎮企業の生産手段については政府の計画的供給や補助がなかったが、郷鎮企業の経営システムは市場への対応力が強く、労働生産性も国有企業より高く、強い市場競争力を持っていた。様々な中小企業が農村部で発展したことにより農村での閉鎖的な自然経済のシステムは崩れ、市場経済が浸透していった。中国の農村部では新たな中小企業創業のブームが起こったのである。郷鎮企業は国家から資金や技術の援助を受けることができなかったので、主に自己調達資金によって中小企業を起業した。

1984年以前、政府は民営企業の発展を制限（原則として社員は７人以内）していたため、当初は郷営及び村営企業の割合が高かった。しかし、1984年の第12期三中全会で民営企業の制限が緩和されると、多くの個人企業及び民営企業が出現した[8]。1984年に個人及び連営企業は全郷鎮企業数の69.3％に、1996年には93.4％に達した。このうち、工業企業は1994年末にピークの999.7万社に達し、1979年の27.5倍になった。商業企業は1979年の142万社から1994年の1368万社に急増した、年平均増加率は16.3％であった。このように、郷鎮企業の急速な発展に伴い、中国の中小企業は発展のピークを迎え、農村における大量の雇用を吸収する役割を果たしたといえる。

④調整・向上段階（1995以降）

中国の中小企業は、伝統的産業、労働集約型産業に集中している。企業の立地や技術レベル、製品の種類などが同一であるため、価格競争が激しい。従って、中小企業の利潤は低く、工業技術の発展は制限された状態である。この問題を解決するため、1994年から企業連合、合併による企業のグループ化が実施された。地方政府の一部は企業連合を促進した。その結果1995年工業の中小企業数は前年比266.9万社（26.7％減）と大幅に減少した。しかし、企業のグループ化は期待されたほどの結果はもたらさなかった。

1997年アジア金融危機以後は中小企業の発展が再び重視されるようになった。1998年、国家経済貿易委員会は中小企業司を設立した。また、翌年には科学技術型中小企業の革新基金（中国版 SBIR）が創設され、さらに、2002には年全国人民代表大会において「中小企業促進法」が採択されたのである。

このように、新中国誕生後の中小企業は、初期段階では、手工業合作社（協同組合）として登場し、大躍進期、調整期そして文化大革命の時期では停滞した。停滞期においては、上記では触れられていないが、中小企業は農村人民公社における社隊企業という形で公社

[8] 郷鎮企業の種類は第１類「郷営企業」、第２類「村営企業」、第３類「農民連営創業」や「郷村連営創業」など、第４類「個人企業」と４つに分類されている。ここで「連営企業」としているのは、第３類の企業を指す（池仁勇、2014a）。

内部の工業部門として存在していた。改革開放期初期の高度成長段階においては、その社隊企業を母体としていわゆる郷鎮企業が生まれ、一時は中国全体の工業生産額の半分を占めることもあったと言われるほど繁栄し、外資の委託生産や国有企業の下請けの役割を果たして輸出主導型の中国経済の発展を支え、農村における余剰労働力の吸収の役割なども担ってきたのである。その後の調整・向上段階では、郷鎮企業の生産分野への外資系企業の進出や所有制改革の中で郷鎮企業は、国有企業改革で民営化された地方国有企業などとともに民営企業や中小企業として形を変えて発展してきたのである。このように、中国の中小企業は、その発展段階によって、様々な形式で都市や農村でスポットライトを浴びてきたが、2000年代に入って「中小企業」として認識され、政府の政策的な援助のもとに発展することとなったといえるのである。

Ⅳ　中小企業発展の課題

本節では、中国の中小企業が抱える課題に関する議論を取り上げる。この論点に関しては、代表的なものだけでも、池仁勇、林漢川等（2012）などの一連の研究報告書、李子彬、劉迎秋主編（2014）などの研究がある。これらの研究を代表する池仁勇（2014a）では、現在の中小企業の課題を次の３点に整理している。

①中小企業の粗放型発展

中小企業は「不足の経済」の下で急速に発展してきた。つまり、貧弱な生産条件の下でも造れば売れる状態である。その結果、各地域が安易に投資して工場を建てたため、中小企業の数は急増したが、品質向上より数量拡大が目標となった。従って、産業レベルが低く、企業立地の集中、過当競争、資源利用効率の低下などの問題がある。このような「粗放型経営」のもとでは、中小企業の持続可能な発展は不可能であるといえる。

②中小企業の地域分布のアンバランス

中国では企業数・生産額で東部・西部の地域格差が存在している。すなわち、経済が発達している東部沿海部では、中小企業も発達している。他方、経済発展が遅い西部では中小企業も未発達である。沿海東部で14都市と中西部の17都市を比較（国家統計局のデータ）すると、2012年沿海東部において工業の規模以上の中小企業の数は20.5万社で、西部は4.24万社にすぎない。東部の中小企業の売上高が31兆1,500億元であるのに対して、中西部の中小企業の売上高は18兆2,054億元しかない。すなわち、東部の中小企業の売上高が中西部の1.7倍に達する。

③中小企業の「融資難」問題

中小企業は主に民間の高利融資に依存しており、国有銀行から資金調達というのは非常に難しい。中小企業の資金調達コストは大型企業の２倍であり、このことが中小企業の発展を妨げている重要な要因の一つであると言われている。

また、林漢川、秦志輝、池仁勇主編（2014）では、中国中小企業の2013年の全体状況の

記述の中で、中小企業の地域分布に不均衡が見られること、中小企業の多くが伝統的な業種に集中し技術などの面で劣っていること、人材不足が甚だしいこと、情報化の水準が低いこと、融資難が依然として深刻であることが指摘されている。

まず、粗放型経営からの脱却が課題であるという点については、今の中小企業が社会主義計画経済のもとで「不足の経済」から出発し、高い経済成長が継続するなかで、品質に関わらず作れば売れるという市場状況のもとで成長をとげてきたが、大方の企業がWTO加盟などによる市場環境の変化に対応しきれていない点を指摘しているようである。現在の中小企業が郷鎮企業、中小国有企業など出自は異なるが同様の課題を突きつけられているということが言えよう。次に、中小企業の発展が東部沿海部に偏っている点は、地域ごとに経済発展の格差が存在する中国においては当然のことである。ただし、注意しておきたいのは、「規模以上の工業」の中小企業に関する数字をもとにした見解であることである。もちろん、さらに小規模の中小企業も含めた場合、加えて、工業以外の産業、業種を考慮した場合ではどのようになるのか、東部沿海部のなかでも地域によってどのような差異が現れるのかなど研究すべき点は多いように思われる。最後に、資金調達の困難性であるが、この点に関しては政策的な視点からの研究が多数確認でき、中小企業支援政策とも関連する非常に重要な問題である。

V　中国の中小企業による海外進出

本節では、中国中小企業の海外進出に関する研究について紹介するが、中小を含む中国企業の海外進出が活発化したのは21世紀に入ってからである。中国企業の海外進出戦略は「走出去」とも呼ばれ、1970年代末から開始された「改革開放」政策において中国国内に外資を呼び込む「引進来」とは逆の戦略となる。この戦略により、中国企業の対外投資が活発化し、2014年の中国の対外直接投資は中国の対内直接投資に迫る額まで急増しており、発展途上国最大の対外直接投資国となっている。こうした状況を受けて、中国企業全体としての海外進出に関する研究も盛んになっている[9]。中小企業に絞った海外進出の研究も最近になってようやく発表されるようになってきた。

以上のような状況を踏まえて、本節では中国における中小企業の海外進出に関して重要と思われる論点について紹介することにしたい。まず、中小企業の海外進出の現状に関して確認し、次に、中小企業の海外進出の背景及び動機、その次に、中小企業が海外進出の方式、最後に、中小企業の海外進出が抱える課題について見て行こう。

1．中小企業の海外進出の現状

中国の中小企業による海外進出の現状に関する網羅的な研究として、黄孟復主編（2009）

[9] この分野に関する研究は中国国内において急速に増加しつつあるが、紙幅の関係で割愛せざるを得ない。

をあげることができる。林漢川、池仁勇、李安渝（2012）は、中小企業全般をとりあつかった研究報告であるが、その一部として中小企業の対外活動について概括している。また、池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等（2013）は中小企業の景気指数に関する報告書であるが、中小企業の「走出去」戦略について包括的に議論している。さらに、主に南部沿海地域の事例を取り扱った研究として以下のようなものがある。林俐（2012）は江蘇省及び浙江省の沿海地域の民営企業の国際化について、蜜紅（2013）寧波の民営企業の直接投資について研究している。呉暁波、陳凌、李建華等（2013）は浙江省の企業を「浙商」と呼び、その国際化について研究している。浙江省には多数の有力な民営企業が存在し、「浙商」はほぼ中小企業の範疇に含まれるかまたは民営の中小企業から出発した企業である。張文敬、張一欣（2014）は中山市における中小企業の国際市場開拓について検討している。中でも、池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等（2013）は、浙江省の事情を念頭に中小企業の海外進出の現状または特徴について次のように指摘する。

中小企業の海外進出の第１の特徴は、海外進出のスピードが継続的に加速している点である。中国共産党第18回党大会報告において、海外進出の加速、企業の国際化経営能力の増強、世界水準の多国籍企業の育成が提起された。世界金融危機以降、海外では優良企業の経営難などが現れ、経済回復のために外資誘致を積極化させる動きが出ている。こうしたなかで、まず、海外では国際エネルギー企業の再編などに伴う資金難などにより、中国企業の投資チャンスが拡大している。次に、国内では中国の総合的な競争力、産業競争力のレベルアップ、人民元国際化の進展などの条件が整ってきている。最後に、海外では保護主義の台頭が広く見られる。さらに、中国の国有企業の海外投資に関する批判が見られ、むしろ中小企業にチャンスが到来していると考えられるのである。

第２の特徴は、中小企業の海外直接投資の対象地域が比較的集中していることである。これまで、中国の輸出型中小企業は金融危機以前に生産拠点を途上国に移転してきた。金融危機以降の人民元高により投資決定要因は市場拡大を目指したものに変化している。投資国・地域は特定のアジア諸国、アフリカ及びラテンアメリカに集中している。その理由は、アジア諸国は先進国のような技術障壁等がなく、コスト低減が容易であり、文化的にも近いためとみられる。また、アフリカ、ラテンアメリカに関しては現地の優遇政策と豊富な資源によるところが大きかったが、最近では減少する傾向が見られる。文化的差異が一つの要因として考えられる。

第３に、中小企業の投資業種に多様化傾向が見られることである。投資業種別に見ると、中小企業では、卸売・小売業が最多である。ビジネスサービス業は最も高い伸びをしめしている。また、文化・スポーツ、娯楽、不動産も高い伸びである。これまでは、中国の直接投資と言えばエネルギー、インフラというイメージがあったが、その状態から脱却し業種拡大の傾向が見られる。

第４に、中国の中小企業による海外直接投資では集団的な投資が見られることが大きな特徴的である。この方式は、後述するように、参入障壁の低減、市場情報の取得、生産要

素の高度利用に資するものである。また、国内における集積化発展モデルを海外において複製するモデルもある。

第５に、中小企業の投資方式は依然として伝統的なグリーンフィールド投資が主流であることである。Ｍ＆Ａ方式の投資は2008年以降に開始されたものの、資金、人材管理経験不足や先進国の核心技術への規制も障害となって成功率が低いことが一つの要因であろう。

以上のように、中国における中小企業の海外進出に関する研究は、中国企業全体の海外進出の研究に比べれば、まだまだ発展の途上にあると言わざるを得ない。中国の対外直接投資といえば、国有大企業による国家戦略的な色彩を帯びた資源・エネルギー分野を中心とした大規模投資や企業買収などが目につくが、投資件数の大半を占めるのは中小企業であり、近年の政府による中小企業振興にとも呼応した形で中小企業による対外直接投資も重要性は高まりつつある。

まず、近年の中小企業の海外進出の急速な増加は、国内外の様々な環境変化によるところが大きいという指摘である。中国政府の政策や海外の投資環境が全体として中国企業の海外進出に追い風となっているが、大企業による国策的な大規模投資は摩擦を生みやすく、それが逆に中小企業の直接投資の活発化には好機となっているという主張である。次に、中小企業の投資先がさまざまな理由からアジア地域に集中しつつあり、投資業種では中小企業の得意とする流通にくわえ、ビジネスサービスが伸びていることは特筆に値する。

中国の中小企業の海外投資の特徴が最も際立っているのは、「集群投資」（集団的な投資）という投資方式にある。この点についての詳細は投資方式の論点の部分を参照されたい。最後に、グリーンフィールド投資が優勢であるとの指摘は、中小企業の現状或いは特徴である伝統的な業種に集中する傾向と呼応していると考えられる。

２．中小企業の海外進出の背景と動機：プッシュ要因とプル要因

発展途上国である中国の中小企業はなぜ海外進出を行うのか。この点については、国内要因として中小企業を海外進出に追い立てる要因＝プッシュ要因と中小企業の海外進出を引き寄せる進出先の要因＝プル要因にわけることができる。

(1) プッシュ要因

中小企業が海外進出に踏み切る背景としてのプッシュ要因の研究としては池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等（2013）などがある。この研究では、中国の中小企業が海外進出に踏み切る背景として、人民元の上昇、新興国市場の拡大、国内生産コストの上昇および貿易摩擦の激化の４つの要因を指摘している。

まず、人民元高が海外投資の促進要因となっている。このところの元高傾向は顕著であり、2005年以降2013年まで35％上昇した。これによって、化学工業、軽金属、紡織業などの産業で輸出競争力が大幅に落ち、大きな打撃となった。市場確保のためには、現地生産に切り替える必要があろう。

次に、アジア新興国の経済発展に伴い、この地域における消費市場の拡大が展望されて

おり、その市場を求めて海外進出に踏み切ることも大きな要因である。なかでも、アジア地域では中間層人口が増加し、2010年で9.4億人に達するとの見方もある。また、アフリカ諸国においても一部の国を中心に経済発展がみられ、特に中産階級の拡大が見られる。

その次に、中国経済発展にともない国内の労働力コストなどが上昇したことが挙げられる。近年、中国国内の賃金コストは平均で２倍以上になり、さらにエネルギー、サービスなどの投入財価格も急上昇しており、これらが最終製品価格の上昇を上回る事態となっている。

最後に、外国の貿易障壁との関係も重要な要因である。2001年のＷＴＯ加盟後、中国と貿易相手国と間の貿易摩擦が増加している。中国は17年連続で貿易摩擦最多国家となっており、保護主義ブームにおける世界最大の被害者になっていると考えられている。摩擦の内容は、伝統的領域（例：玩具）に加え、太陽光など先進技術領域でも発生していると言われている。

中国企業の中小企業が海外進出を加速させる理由は、このような要因が複合的に関係しあった結果ということができる。劉道学（2014）は以上の点に加え、浙江省は資源に乏しく製造業の発達が古くからみられたこと、浙江省や地方政府の政策的支援があったことなども指摘している。また、呉暁波、陳凌、李建華等（2013）は、新中国成立以前から、海外とのつながりという点で長い歴史を有しており、それが現在の浙江省企業の積極的な海外進出につながっているとの認識をしめしている。

(2) プル要因

中川凉司（2013）の紹介によれば、UNCTAD（2006）は発展途上国からの多国籍企業化の動機と戦略として、次のような類型化を行っている。第１は、「市場追求型（Market-seeking）」であり、「市場確保」を目的とする海外直接投資である。第２は、「戦略的資産追及型（Strategic asset-seeking）」であり、「創造性資産追及型とも呼ばれている。第３の類型は、「資源追求型（Resource -seeking）」である。いうまでもなく「資源確保」を目的としている。第４が「効率追求型（Efficiency-seeking）と呼ばれるもので、「コスト削減」を目的とするものである。

中川の紹介する多国籍企業化の動機は、中小企業に限定されたものではなく、発展途上国の企業一般について当てはまるものであるが、池仁勇（2014b）ではこのフレームワークをもとに中国の中小企業の海外展開に当てはめ、中小企業によるそれぞれの投資事例について紹介している。

①市場追求型：この動機による中国中小企業の海外展開としては、工業団地建設方式（the industrial park approach）およびショッピングモール建設方式（the shopping mall approach）が認められるという。工業団地建設方式の事例としては、Y社がアフリカのナイジェリアに工業団地を建設し、中国の中小企業15社を誘致したもの、K社がロシアに経済貿易協力区を建設し、中小企業23社を誘致した事例が紹介されている。後者の事例としては、DNM社がUAEにショッピングモールを建設し、中小企業60社が入居している。

②戦略的資産追及型：このパターンは、海外展開により技術、研究開発、販売ルート、ブランドなどの戦略的資産を獲得しようとするもので、中国中小企業の事例としては、Y社によるスイスのS社の買収、J社によるドイツの2社の買収、W社によるスイスの電機企業のM&A等がある。

③資源追求型：オーストラリア、カナダ等先進国に投資した事例に加えて、アフリカ等の発展途上国への投資事例がある。民営企業D社がインドネシアで森林を買収し、自ら開発を行った事例や私有企業A社がウルグアイに60万米ドル投資して、6.7haの敷地に高効率の農業基地などを建設した事例がある。しかし、この類型では中央企業、国有企業が主であり、中小民営企業は全体として少ない。

④効率追求型：この類型では、土地、労働など生産要素コストの上昇や環境規制などから逃れる目的での展開が多い。とくに、東南アジア及びアフリカ等の発展途上国に投資した事例がある（例：H社はアフリカに投資）。この類型では海外経営に参入する中小民営企業が持続的に増加する傾向にある。

なお、中国における民営企業の対外直接投資についての研究にHuang, Xueli and Chi Renyong（2014）がある。この研究では、所有制と企業規模が対外直接投資の行動様式、動機及び特徴に影響を与えていると主張している。特に、そのほとんどが中小企業である中国の民営企業の投資動機は「市場追求型」及び「戦略的資産追及型」が主であることなどを指摘している。

3．中小企業による海外進出方式

中国の中小企業が海外進出を行う場合の進出方式に関しては、池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等（2013）や蜜紅（2013）などの研究がある。前者によれば、その進出方式は大きく3つに分けられ、具体的には、グリーンフィールド投資方式、M＆A方式および集団進出方式である。

(1) グリーフィールド投資方式

このタイプの投資は、企業が自己の経験にも続き現地に生産設備を設置し、慣れ親しんだ技術と管理方式を使って経営を行う事ができるという利点がある。受け入れ国も、通常、外資導入の奨励政策をとり、新規投資では土地借用費の減免などの優遇策が利用できるのである。しかし、問題点は、工場建設と稼働まで長い時間を要すること、新規市場開拓の難度は高く、競争も激しいことから、生存空間の確保の努力が不可欠となる。

中国企業にとっては、低コストと技術の柔軟性に優位性をもっているが、ブランド、先進技術などの面では優位性がなく、海外経験も不足している。従って、自らのネットワークに過度に依存することになる。進出産業選択の際も、競争力が発揮可能な小規模投資からはじめ多国籍経営の経験を蓄積しながら、少しずつ投資を拡大してゆく必要がある。

(2) M&A方式

国を跨いでの企業買収である。この方式の利点は、相手国市場に素早く参入できること

である。買収企業の生産設備等の経営資源を借用することが可能だからである。しかし、一時的に大量の資金が必要であること、従業員等企業同士の融合の面で困難がある。

資金難の欧米中小企業と資金豊富な中国企業とのマッチングであるが、次のような問題点も指摘される。一つは、そもそもM＆A成功率は全世界的に見ても10％未満でかなり低いこと、２つめに、M＆A実施には、情報、資金、従業員の流動が起こり、そうした国際経験の少ない中国企業にとっては難しいこと、従って３つめに、相手企業についての事前の調査が十分になされなければならないが、中国企業、特に中小企業は国際化の程度も低く、結局失敗する例が後を絶たない。

⑶ 集団進出方式

このモデルは、近年、中国の中小企業が採用する傾向にあるもので、背景には、海外の多国籍企業や国内の生産、貿易企業のバリュー・チェーンの中での海外進出という事情がある。これは中国の中小企業に特有と言っても良いパターンであり、更に以下の３つに分けることができる。

①トップ企業牽引型

中小企業グループにおいて、成長が一定の段階に達すると、内部構造の変化がおこり、機能分化が発生する。その中で、中心的な性格を持った最終製品生産企業が現れ、リーダー企業となる。この企業が海外進出すれば、グループ企業も「追随」して進出し、その結果国外にも国内同様な企業の仕組みが生まれる。

②専門市場牽引型

専業市場の国際化経営が中小企業の国際化を牽引するタイプである。中国では、生産基地と専業市場が結合されている。浙江省紹興の紡織企業の事例では、紹興の中国軽紡城は国内でも国際的な展覧会を開催し、海外の顧客も訪れて大量の輸出につながっている。義烏の小商品市場など浙江の民営企業はニューヨーク等に商品専業市場を設立し参加の企業の海外投資を牽引している。これにはグループ内の銀行や下請け企業、サービス企業なども含まれる。

③集団企業連合

関係密接な企業間で集団を作り、互いの信頼のもと専業化、分業、相互協力、信任或いは相互利益を行い、強大な競争力をもった企業連合を形成し、海外展開と国際経営でのリスク負担を行っている。長江デルタや珠江デルタの中小企業は集団企業連合の形式で多国籍経営を実施し、いわゆる「商会」組織として連携しながら企業競争力を確保している。

前項でも指摘したように、中国における中小企業の海外進出の方式としては、集団的な進出方式が最も特徴的である。このような投資行動は、言うまでもなく、中国国内における浙江省の民営企業の行動形態を海外に展開したものである。

４．中小企業の海外進出に存在する課題

中国の中小企業の海外進出においては、いくつかの課題が存在する。池仁勇、劉道学、

林漢川、秦志輝等（2013）の指摘によれば、以下の４つの集約することができる。

第１に、投資地域は一般的に高リスク地域に属する。中国の中小企業の投資地域は、アジア、アフリカ諸国である。それらの政府間の信頼関係に基づく企業進出で成功をおさめている。しかし、新しいリスク要素も出現している。すなわち、関係国における第３次の民主化の動きや金融危機後の不況による政情不安や紛争、地元住民との社会的文化的軋轢などである。

第２に、国内における金融支援が不足している。中小企業が海外投資を行った後、国内の銀行の支援がなく、現地の金融機関による融資も難しいのが現状である。中国銀行、中国工商銀行の東南アジアでの海外サービスや HSBC の中国海外進出企業へのサービスの事例もあり、この方面における支援の拡大が望まれる。

第３に、中国による投資に対する制限が高まっている。西側諸国では、中国企業と中国政府が同一視され、民間企業である中小企業への投資制限も強化される事例がある。

第４に、中小企業の海外進出には自主的な知的財産権及びブランドが不足していることがあげられる。商務部統計によれは、中国企業１万３千社が海外に１万６千社を保有しているが、大部分が自主的な知的財産権やブランドの不足が問題に悩まされている。知的財産権問題は、具体的には、海外の知的財産やブランドの買収が不調に終わる、自主ブランドが無い、明確な戦略の欠如、海外研究開発拠点の高コスト負担などである。その原因は企業側の認識不足、戦略の欠如、開発の姿勢の欠如、政府支援の不足などに有るといって良い。

中国の中小企業の集中する地域では、いわゆるカントリーリスクが高く多様化している。また、融資難の問題は国内で活動する中小企業の問題としても取り上げられているが、海外投資の金融支援に至ってはさらに深刻である。先進諸国では国有企業の行動が民間企業への投資制限としても適用されるケースが増えている。そして、中小企業の海外投資にとっては自主ブランドの力が弱いことが深刻な問題であると指摘されている。これらのうち、融資難や自主ブランド欠如の問題は、国内での問題としても重要な問題である。従って、企業努力に加えて、中央、地方政府による大きな支援が中国の中小企業にとって今後ますます重要となってゆくであろう。

おわりに

これまでの検討結果から以下のような点を指摘しておきたい。

第１に、中国中小企業は、計画経済期には、農村での人民公社における社隊企業とよばれ、都市では都市の集団企業という形で存在した。改革開放期の初期には、農村では郷鎮企業という名称で中国経済の市場化と経済発展に貢献してきた。改革開放が進むと、これに地方の国有中小企業の民営化から生まれた企業が加わって、現在の「中小企業」と呼ばれるようになった。こうしたなかで、中小企業の定義もより詳細なものへと変化してきた。

中小企業の数量は増加し続けており、その役割は重要性も増していることが様々な指標によって確認できる。しかし、中国の中小企業は、伝統的産業や労働集約的産業に集中し、地域的には東部沿海部に集中しており、銀行からの資金調達の面で困難がある。

第２に、中小企業の海外進出の背後には、中国政府が近年「走出去」政策を掲げ、発展途上国でありながら海外直接投資をすすめるという政策的背景がある。また、中小企業の海外進出は、為替、新興諸国の追い上げ、国内コストの上昇など中小企業を海外投資に駆り立てるプッシュ要因も存在する。また、中国の中小企業の海外進出動機は、言い換えれば、何を求めて海外事業を展開するのか、ということであり、こちらはプル要因と位置づけることができる。中国の中小企業は、主に市場の拡大と経営資源の獲得のために多国籍企業化の道を選んでいることが確認できる。

第３に、中国の中小企業の海外進出の特徴は、近年における進出スピードの加速、アジアを中心とする地域への集中、投資業種の多様化、集団による進出の傾向及びグリーンフィールド投資主体の投資方式などである。しかし、中小企業の海外進出には幾つかの課題がみられる。中国における研究では、高リスク地域への投資案件の集中、金融支援の不足、海外の投資規制の動き、ブランドの未形成が顕著であることが指摘されている。

全体を通してみると、現在中小企業と呼ばれている企業は、郷鎮企業や地方国有企業といった異なる出自を持っていること、地域分布においても市場経済の発達した東部沿海部に集中していること、伝統的、労働集約的な産業に従事しており、政府の政策的支援や銀行による資金援助も弱いことなどの特徴や問題点を有していることがわかった。しかし、21世紀に入って、政府も中小企業の役割を再認識し政策的な援助を向上させている。さらに、先進国に到達していない時点で「走出去」とよばれる海外進出促進政策が実行されると、一部の先進地域の中小企業でも多国籍企業化の動きが確認されている。

いずれにしても、中国の中小企業に関する研究は中国本土でも最近になって盛んになってきたところであり、今後は、日本や韓国、台湾などの中小企業に対する研究成果を参照しながら発展して行くとみられる。日本でも、今後、こうした中国の中小企業に関する研究が今後進展して行くことが期待される。

なお、この研究は、九州産業大学産業経済研究所の専門拡大研究「アジア中小企業のグローバル展開」（研究代表者黄完晟教授）及び福岡大学研究推進部領域別研究「アジア・アフリカ開発・援助」（研究代表者木幡伸二）における研究成果の一部である。

参考文献

（中国語）
畢吉耀、丁剛、呉潤生等（2013）『中国対外経済発展報告（2012）』電子工業出版社
陳立敏等（2013）『国際競争力與出口競争力的対比研究及指標設計』中国社会科学出版社
池仁勇、林漢川等（2012）『転型期我国中小企業発展的若干問題研究』中国社会科学出版社

池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等（2013）『中国中小企業景気指数研究報告、2013年』経済科学出版社
池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等（2014）『中国中小企業景気指数研究報告　2014年』経済科学出版社
丁英等（2013）『四川中小企業集群式発展研究：産業政策、技術平台与金融支持』西南財経大学出版社
馮雷、夏先良等（2011）『中国“走出去”方式創新研究』社会科学文献出版社
高連和（2014）『中小企業集群融資新模式論』中国金融出版社
宮京蕾（2012）『国有中小企業転軌改制路径研究』中国社会科学院出版社
国家統計局官網国家数拠（2015）「年度数拠」http://data.stats.gov.cn/workspace/index?m=hgnd（2015年６月30日確認）
国家統計局官網（2015）「国家統計局関於印発統計上大中小微企業割分辨法的通知」国統字〔2011〕75号、http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjbz/201109/t20110909_8669.html（2011）（2015年６月30日確認）
国務院発展研究中心課題組（2011）『中小企業発展―新環境・新問題・新対策』中国発展出版社
黄孟復主編（2009）『中国民営企業”走出去”状況調査』中国財政経済出版社
黄益平、何帆、張永生（2013）『中国対外直接投資研究』北京大学出版社
経済部（2011）『陸資投資事業経営状況調査計画』中華民国経済部
李華（2005）『中国企業国際化　理論探討與経営実践』復旦大学出版社
林漢川、池仁勇、李安渝（2012）『中国中小企業発展研究報告 2012』企業管理出版社
林漢川、李安渝（2012）『中国中小企業発展研究報告 2011』企業管理出版社
林漢川、秦志輝、池仁勇主編（2014）『中国中小企業発展報告 2014』北京大学出版社
林俐（2012）『民営企業国際化進程研究―基於沿海小区域的考察』浙江大学出版社
劉道学、池仁勇、王飛絨、胡淑静等（2012）『中国中小企業景気指数研究報告（2012）』中国社会科学出版社
李子彬、劉迎秋主編（2014）『中国中小企業2014藍皮書―経済転型与中小企業発展』中国発展出版社
李子彬主編（2011）『中国中小企業2011藍皮書―促進中小企業自主創新的政策和機制』中国発展出版社
李子彬主編（2012）『中国中小企業2012藍皮書―扶持中小企業発展財税金融政策的中外比較和借鑑』中国発展出版社
李子彬主編（2013）『中国中小企業2013藍皮書―進一歩発揮中小企業促進社会就業増長的重要作用』中国発展出版社
盧進勇（2012）『“走出去”戦略與中国跨国公司崛起』首都経済貿易大学出版社
蜜紅（2013）『民営企業対外直接投資研究―基於寧波的実践』浙江大学出版社
任森春等編著（2014）『安徽中小企業融資研究報告』合肥工業大学出版社
任熹真、程玉林、常雲峰（2014）『中国中小企業集群競争力的環境探究』中国環境出版社
攀愛霞（2014）『涌動的活力：中国私営企業主階層探析』電子科技大学出版社
宋偉（2014）『社会転型時期中小企業倫理建設研究』清華大学出版社
蘇耀杉（2005）『中国中小企業発展　挑戦和対策』中国経済出版社
呉家（2009）『浙江省中小企業発展戦略』社会科学文献出版社
徐立青等（2005）『中小企業国際化経営戦略』科学出版社
呉暁波、陳凌、李建華等（2013）『2013全球浙商発展報告：転型與昇級』浙江大学出版社
張春生主編（2014）『2013-2014年中国中小企業発展藍皮書』人民出版社
張文敬、張一欣（2014）『中小企業開拓国際市場現状及対策研究―以中山市為例』科学出版社
趙馳（2014）『中国科技型中小企業内生性成長研究：一個動態演化的分析框架』経済科学出版社
趙有広主編（2014）『安徽中小企業発展研究報告（2014）』対外経済貿易大学出版社
趙有広、魏彦傑等編著（2014）『安徽中小企業発展研究報告』合肥工業大学出版社
鄭慕強、徐宗玲（2014）『中小企業外部網絡与創新績効来自潮汕産業集群的実証研究』経済管理出版社
中国中小企業年鑑編委会編『中国中小企業年鑑（2013）』企業管理出版社（2013）

中国中小企業年鑑編委会編『中国中小企業年鑑（2014）』企業管理出版社（2014）
中華人民共和国国家統計局編（2014）『中国統計年鑑―2014』中国統計出版社
中華人民共和国商務部、中華人民共和国国家統計局、国家外滙管理局（2013）『2012年度中国対外直接投資統計公報』中国統計出版社
王震（2014）『2014長三角地区経済発展報告』上海社会科学出版社
（日本語ほか）
天野倫文、大木博巳（2007）『中国企業の国際化戦略：「走出去」と主要７社の新興市場開拓』日本貿易振興機構
石田收（2009）「中国の対外経済発展戦略」、『筑波学院大学期洋』第４集
翁貞瓊ほか（2013）『中国民営企業の雇用関係と企業関係』明石書店
片岡幸雄（2007）「中国“走出去”戦略のもつ意味」、『広島経済大学創立40周年記念論文集』
片岡幸雄（2008）「中国“走出去”戦略推進に向けての管理・奨励政策」、『岡山大学経済学会雑誌』39（4）
川井伸一（2013）『中国多国籍企業の海外経営：東アジアの製造業を中心に』日本評論社
駒形哲哉（2005）『移行期中国の中小企業論』日本評論社
姜紅祥（2007）「中国企業の対外直接投資活動に関する一考察」、『龍谷大学経済学論集』Vol. 46, No.4
姜紅祥（2011）「中国の「走出去」政策と対外直接投資の促進―技術獲得を中心に―」、『龍谷大学経済学論集』Vol.51, No.1
朱炎（2006）「視点　中国企業の海外進出と国際経営」、『日本貿易会　月報』No.643（2006）12月号）
肖威（2005）「中国企業対外直接投資の分析」、『関西国際学研究紀要』第６号
関満博（2006）『現代中国の民営中小企業』新評論
関満博（2008）『中国郷鎮企業の民営化と日本企業　新たな産業集積を形成する「無錫」』新評論
高橋浩夫（2011）『テキスト　現代の国際経営戦略』中央経済社
池仁勇（2014a）「中国における中小企業の発展、現状及び展望」（講演）2014年12月16日、九州産業大学経済学会
池仁勇（2014b）「中国中小企業の海外展開―各段階の特徴、業種分布及び参入方式―」（研究報告）2014年12月17日、九州産業大学産業経営研究所
中小企業庁（2015）「中小企業・小規模企業者の定義」中小企業庁ホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html（2015年４月18日確認）
中川涼司（2013）「中国企業の多国籍化―発展途上国多国籍企業論へのインプリケーション―」『立命館国際研究』26-1
北蕾（2014）『中国中小企業の企業・経営・人材管理　民営企業の多様化に迫る』勁草書房
丸川知雄（2013）「民間企業と産業集積」、丸川知雄『現代中国経済』（有斐閣アルマ）有斐閣、第８章
みずほ総合研究所・中国商務部国際貿易経済合作研究院（2008）『中国における中小企業発展戦略―中小企業育成策と外資中小企業の対中ビジネスの現状と展望』みずほ総合研究所（みずほ総合研究所・中国商務部国際貿易経済合作研究院共同研究）
李東浩（2010）「中国企業の海外M&A行動」、『経済理論』353号（2010年１月）
劉道学（2014）「浙江省中小企業の海外展開―製造業の事例を中心に―」（研究報告）、2014年12月18日、福岡大学研究推進部領域別研究「アジア・アフリカ開発・援助」研究チーム研究会
UNCTAD（2006）*World Investment Report-FDI from Developing and Transition Economies: Implications for Development*, United Nations（http://unctad.org/en/Docs/wir2006_en.pdf, 2015. 05. 22確認）
Huang, Xueli and Chi Renyong（2014）Chinese Private Firms'Outward Foreign Direct Investment: Dose Firm Ownership and Size Matter?, *Thunderbird International Business Review*, Published online in Wiley Online Library（wileyonlinelibrary.com）

Campus Support
SEINAN

株式会社キャンパスサポート西南は東アジア学会を全面的にサポート。

印刷全般

（学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等）

学術学会、イベントの運営支援

（最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等）

翻訳・通訳（日←→英）

（翻訳全般、電話通訳、コミュニケーション講座）

西南学院オリジナルグッズ販売

（ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等）

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、生花販売、保険代理事業 等

学校法人 西南学院グループ
株式会社 キャンパスサポート西南
福岡市早良区百道1丁目14-29
TEL.092-823-3576　FAX.092-823-3590
URL http://www.cs-seinan.co.jp

編集後記

投稿者並びにレフェリーの先生方のご協力を得て、東アジア研究第18号を無事発行することができました。

今回は査読付き論文が２本、研究ノートが１本、そして特別掲載が１本の計４本の研究成果をまとめております。査読付き論文では、2014年度の若手研究者研究奨励金受給者である荒木会員による研究成果論文と、高橋会員による中国の乱収費問題に関する論考を掲載しております。研究ノートでは、中国での中小企業研究の研究動向を木幡会員が検討されています。また特別掲載として、「東アジア地中海構想」を提唱されてきた小川会員（東アジア学会会長）による長年の研究成果をとりまとめております。各論考とも執筆者の情熱が注がれた力作となっておりますので、皆さま是非ご一読ください。

次号第19号は「戦後70周年、日韓国交正常化50周年」を特集した記念号となります。東アジア研究初の企画物となる次号に、ご期待ください。

（編集担当企画委員：王忠毅・西田顕生）

東アジア研究（東アジア学会機関誌）**第18号**

発行日：2015年９月
発　行：東アジア学会
事務局：〒874-8577
大分県別府市十文字原１－１
立命館アジア太平洋大学　綛田芳憲研究室
Tel&Fax: 0977-78-1024
Mail: kaseda@apu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。
予め学会事務局あて許諾を求めてください。

ISSN:2185-5501

East Asian Studies

vol.18 2015 September

What is the tax in China whose theme is on “Luan Shou Fei” ..... **TAKAHASHI Koji**

The transition of moral education focusing on filial piety
in Taiwan - an examination of standardized
Post -World War II textbooks ..... **ARAKI Yukiha**

The Opening of an Era of the East Asian Mediterranean ..... **OGAWA Yuhei**

A Review of Studies on Small and Medium Enterprises in China
— Focusing on Development processes,
current situations and foreign direct investment — ..... **KOWATA Shinji**